

平成 20 年 第 2 回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 20 年 6 月 17 日

閉会 平成 20 年 6 月 18 日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号 (6月17日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	2
日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	7
日程第 5 報告第 2号 平成19年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告 の件	8
日程第 6 報告第 3号 法人の経営状況の報告の件	8
日程第 7 平成20年第1回定例会付託	12
議案第26号 上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例	
日程第 8 平成20年第1回定例会付託	14
議案第31号 富良野広域連合の設置について	
日程第 9 町の一般行政について質問	18
2番 村 上 和 子 君	18
1 東アジア・中国(上海)からの観光客招?事業計画の取り組みについて	
2 公共サービスを提供するための事業手法の一つであるPFI事業の導入 について	
3 幼稚園・保育所(園)と小学校との連携を密にするためにも、保健福祉 課子育て支援班を教育委員会へ移管してはどうか	
12番 佐 川 典 子 君	23
1 交通安全対策について	
2 地方自治体における地球温暖化対策制度の推進状況について	
5番 米 沢 義 英 君	27
1 住宅改修助成について	
2 宿泊体験活動の受け入れについて	
3 介護認定者への障害者税控除制度の周知について	
4 小児科の診療科目の設置について	
5 中茶屋の運営について	
6 レジ袋の削減について	
9番 中 村 有 秀 君	36
1 日の出公園臨時駐車場について	
2 旧清富小学校に設置されている自然体験学習池について	
散 会 宣 告	44

目 次

第 2 号(6月18日)

議 事 日 程	4 7
出 席 議 員	4 7
欠 席 議 員	4 7
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	4 7
議会事務局出席職員	4 8
開 議 宣 告	4 9
諸 般 の 報 告	4 9
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	4 9
日程第 2 議案第 1 号 平成 2 0 年度上富良野町一般会計補正予算(第 1 号)	4 9
日程第 3 議案第 2 号 平成 2 0 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	5 1
日程第 4 議案第 3 号 平成 2 0 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	5 1
日程第 5 議案第 4 号 平成 2 0 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	5 3
日程第 6 議案第 5 号 平成 2 0 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	5 3
日程第 7 議案第 6 号 平成 2 0 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第 1 号)	5 4
日程第 8 議案第 7 号 平成 2 0 年度上富良野町病院事業会計補正予算(第 1 号)	5 5
日程第 9 議案第 8 号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	5 7
日程第 1 0 議案第 9 号 上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例	5 7
日程第 1 1 議案第 1 0 号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	5 9
日程第 1 2 議案第 1 1 号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	6 3
日程第 1 3 議案第 1 2 号 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6 3
日程第 1 4 議案第 1 3 号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	6 7
日程第 1 5 議案第 1 4 号 上富良野町看護師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例	6 7
日程第 1 6 議案第 1 5 号 上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	6 8
日程第 1 7 議案第 1 6 号 財産取得の件(学校給食センター調理機器)	6 9
日程第 1 8 議案第 1 7 号 第 5 次上富良野町総合計画基本構想を定める件	6 9
追加日程第 1 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度上富良野町一般会計補正予算(第 2 号)	7 4
日程第 1 9 発議案第 1 号 議員派遣の件	7 5
日程第 2 0 発議案第 2 号 郵政民営化見直しを求める意見の件	7 5
日程第 2 1 発議案第 3 号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見の件	7 6
日程第 2 2 発議案第 4 号 J R 不採用問題の早期全面解決を求める意見の件	7 7

日程第 2 3	発議案第 5 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める 意見の件	7 8
日程第 2 4	閉会中の継続調査申出の件	7 9
閉 会 宣 告		7 9

第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)	6月18日	原 案 可 決
2	平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	6月18日	原 案 可 決
3	平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月18日	原 案 可 決
4	平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月18日	原 案 可 決
5	平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月18日	原 案 可 決
6	平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)	6月18日	原 案 可 決
7	平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)	6月18日	原 案 可 決
8	上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)	6月18日	原 案 可 決
9	上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例	6月18日	原 案 可 決
10	上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	6月18日	原 案 可 決
11	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	6月18日	原 案 可 決
12	上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6月18日	原 案 可 決
13	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	6月18日	原 案 可 決

14	上富良野町看護師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例	6月18日	原案可決
15	上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	6月18日	原案可決
16	財産取得の件（学校給食センター調理機器）	6月18日	原案可決
17	第5次上富良野町総合計画基本構想を定める件	6月18日	原案可決
18	平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）	6月18日	原案可決
	〔平成20年度第1回定例会付託〕 議案第26号 上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例	6月17日	修正可決
	〔平成20年度第1回定例会付託〕 議案第31号 富良野広域連合の設置について	6月17日	原案可決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	行政報告	6月17日	
	町の一般行政について質問	6月17日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	6月17日	報 告

2	平成19年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月17日	報 告
3	法人の経営状況報告の件	6月17日	報 告
	発 議		
1	議員派遣の件	6月18日	原 案 可 決
2	郵政民営化見直しを求める意見の件	6月18日	原 案 可 決
3	国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見の件	6月18日	原 案 可 決
4	J R 不採用問題の早期全面解決を求める意見の件	6月18日	原 案 可 決
5	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見の件	6月18日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	6月18日	原 案 可 決

平成20年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成20年6月17日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 6月17日～18日 2日間
- 第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
- 第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
- 第 5 報告第 2号 平成19年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 6 報告第 3号 法人の経営状況報告の件
- 第 7 平成20年第1回定例会付託
議案第26号 上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 8 平成20年第1回定例会付託
議案第31号 富良野広域連合の設置について
- 第 9 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 向山富夫君 | 2番 | 村上和子君 |
| 3番 | 岩田浩志君 | 4番 | 谷 忠君 |
| 5番 | 米沢義英君 | 6番 | 今村辰義君 |
| 7番 | 金子益三君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|-------------------|-------|------------|--------|
| 町 長 | 尾岸孝雄君 | 副 町 長 | 田浦孝道君 |
| 教 育 長 | 中澤良隆君 | 代表監査委員 | 高口 勤 君 |
| 教育委員会委員長 | 増田修一君 | 農業委員会会長 | 松藤良則君 |
| 会計管理者 | 新井久己君 | 総務課長 | 北川雅一君 |
| 産業振興課長 | 伊藤芳昭君 | 保健福祉課長 | 岡崎光良君 |
| 農業委員会事務局長 | 岡崎智子君 | 町民生活課長 | 田中利幸君 |
| 健康づくり担当課長 | 北向一博君 | 技術審査担当課長 | 松本隆二君 |
| 建設水道課長 | 前田 満君 | ラベンダーハイツ所長 | 菊地昭男君 |
| 教育振興課長 | 辻 剛 君 | 町立病院事務長 | 大場富蔵君 |
| 総務課総合計画
策定担当主幹 | | | |

議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 局 長 | 中田繁利君 | 主 査 | 深山 悟 君 |
| 主 任 | 廣瀬美佐子君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成20年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月13日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、5月30日及び6月11日に議会運営委員会を開き、会期、日程等を協議いたしました。その内容はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし第17号までの17件、報告第2号ないし第3号の2件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし第5号の5件であります。

委員会からの提出案件は、総務産建常任委員長から、平成20年第1回定例会で付託された議案第26号上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例の審査報告が、また、富良野広域連合調査特別委員長から、平成20年第1回定例会で付託された議案第31号富良野広域連合の設置についての件の審査報告がありました。

監査委員から、監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として行政報告(平成20年6月定例町議会)と、平成20年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

5月30日までに受理いたしました陳情、要望の件数は12件であり、その要旨はさきにお配りしたとおりであります。

町の一般行政について、村上和子議員外3名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日お手元にお配りしましたとおりであり、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告いたしております。

なお、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上です。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

13番 長谷川 徳行 君

1番 向山 富夫 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月18日までの2日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る3月定例議会終了後以降におけ

る町行政執行の概要について報告させていただきます。

さて、6月14日午前8時43分ごろに発生した、震度6強の岩手宮城内陸の直下地震は、死者10人、行方不明者12名、負傷者262名を超える大きな災害をもたらしました。

またしても、自然災害の驚異を知らされたところではありますが、亡くなられた方々の御冥福と負傷された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

なお、引き続き余震が続いておりますが、早期に沈静化することを心から念じているところであります。

議員の皆さん方に、死者、行方不明者等の数値の配付させていただいております人数と、ただいま申し上げた人数との相違があることを御了承いただきたいと思っております。

さて、初めに、本年度4月からの執行体制であります。定年退職者など11名の欠員については、町立病院の看護職5名と、事務職1名の採用にとどめ、昨年度から5名減の203名による執行体制としております。

また、新たに始まりました特定健診義務や町民の健康づくりの一層の推進を図るため、保健福祉課に健康づくり担当課長を土木建築営繕の事業審査を一元管理するため、建設水道課に技術審査担当課長を配置し、町民の方々の健康づくり及び公共資産の効率的な管理への対応を図ったところであります。

今後とも、町民の皆様の協働のまちづくりを進めるため、適宜、組織内の見直しを図り、町民との信頼関係構築につなげてまいりたいと考えております。

次に、国の栄典関係であります。4月29日発令の危険業務従事者叙勲において、瑞宝双光章に消防功勞として、富樫賢一氏が、防衛功勞として濱本秀敏氏、吉村正春氏、瑞宝単光章に防衛功勞として、堅田豊氏、国井義文氏、佐野泰雄氏、名取黎次氏、福本利則氏が受章されました。

改めて、受章されました皆様これまでの功績に、心から敬意を表するものであります。

次に、個人情報保護対策についてであります。個人情報保護条例の罰則規定の追加に伴い、個人情報保護対策の一層の推進を図るため、指定管理者等へのその要旨について通知を行い、個人情報の適切な取り扱いを求めたとともに、組織内においては、全職員を対象とした職員研修の実施、委託契約における個人情報の取り扱いを統一するよう、見直したところであります。

今後とも、行政機関が保有する個人情報の取り扱いについては十分留意し、町民の信頼を損ねること

のない適切な保護対策に努めてまいります。

次に、株式会社二トリ北海道応援基金の御支援を受け、実施いたしました植樹についてであります。4樹種211本を町内8カ所に植樹したところであります。

4月29日には、当事業のメイン会場として、島津公園において植樹祭を開催し、参加いただいた56名の町民の皆様とエゾヤマザクラ50本を植樹したところであります。今後の開化を心待ちにいたしているところであります。

次に、事務事業の事業評価についてであります。昨年度30項目の事務事業を抽出し、試行実施した結果を受け、本年度から評価対象となるすべての事務事業を3年間で評価していくことを原則とした、試行実施要綱を制定し、取り組んでいくこととしたところであります。

本年度評価する70項目の事務事業については、今春の政策調整会議において抽出するとともに、その内容については、町ホームページにおいて公表したところであり、現在は、各所管課より一次評価を終え、政策調整会議における二次の評価作業に着手しているところであります。

次に、広域行政であります。富良野広域連合の設置につきましては、5市町村とも3月開催の第1回定例議会へ設置議案を提案いたしました。それぞれ議会の特別委員会及び常任委員会に付託され、審議をいただいたところであります。

今後につきましては、5市町村議会において、設置議案の議決後は、その結果をもとに7月中旬に5市町村長の協議を経て、北海道知事へ設立許可申請を行い、その後、許可を受け今秋に富良野広域連合が設立する予定となります。

設立後は、広域連合長の選出や広域連合議会議員を構成市町村議会で選出してから、広域連合議会を招集することになります。また、広域連合の設立に伴い、その前後に平成20年度市町村負担金の補正予算の上程や、設立に関連して富良野広域連合が加入を予定しております上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更議案の上程も予定されているところであります。

さらに、平成21年4月の業務開始に向け、一部事務組合の解散や、その財産処分に関する手続なども進め、本年度中に関係議案の提案を進めてまいり予定であります。今後とも議員各位の御審議をお願いするところであります。

次に、自衛隊関係であります。国の防衛計画による駐屯地の主力部隊である戦車と火砲の大幅削減に対する取り組みが重要な時期を迎えております。そのため、これまで行ってまいりました道内関係機

関や中央への要望に加え、自衛隊協力が中心となり、3月から関係団体とともに、住民署名ののぼり、懸垂幕の掲出、大型はがきの作成など、多くの方々の御協力のもと、これらの取り組みを実施してまいりました。

この結果、2万2,940筆にわたる住民署名が寄せられ、4月22日に、富良野地方自衛隊協会の各首長並びに各議会議長など、上富良野駐屯地の現状規模堅持及び演習場拡張整備の要望とともに、石破防衛大臣を初め、関係者に提出してまいりました。

特に、5月22日には、地元町議会議員10名の皆様のみすがらの意思を持って上京され、防衛省政務官に直接面談し、地元駐屯地の現状規模堅持を訴えていただいたことに、重ねて心からお礼を申し上げます。

また、5月7日、滝川市で開催されました北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の総会に出席し、翌8日に北部方面総監部、9日に防衛省、財務省に対し、防衛計画大綱、中期防衛力整備計画の見直しによる部隊の統廃合など、地域における重要課題である北海道の防衛体制の確保にかかわる要望を協議会役員とともに行ってまいりました。

自衛隊記念式典関係ではありますが、5月24日に、北部方面後方支援隊創隊8周年記念式典、6月8日には、第2師団創立58周年記念式典に出席してまいりました。

6月15日は、上富良野駐屯地創立開庁53周年記念行事が開催され、式典、観閲行進に引き続き、訓練展示が披露され、多くの町民とともに祝ったところであります。

次に、基地対策関係では、5月中旬に、上富良野駐屯地、旭川第2師団、北部方面総監、北海道防衛局に対し、町基地対策協議会の周辺整備事業要望を構成団体とともに行ってまいりました。

また、5月22日に北海道基地協議会総会が別海町で開催され、副町長をもって出席したところであります。

次に、母子保健増進事業についてではありますが、安全安心な妊娠、出産と育児を支援するため、4月から妊婦健診受診券の交付拡充とあわせ、妊婦全員に対し、それぞれの妊娠初期、中期、各期に、助産師による個別妊婦相談を実施し、一人一人の身体の状態に応じた妊娠期の過ごし方や、身体の変化などについて学ぶことで、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群等の発生予防に努めております。

また、新生児の全数訪問を実施し、育児環境の整備及び母乳管理を推進するなど、今後も相談内容の充実を図り、母子保健活動推進に努めてまいりま

す。

次に、議員の皆様方には配付しておりませんが、追加報告をさせていただきます。

麻疹、はしかの感染状況についてであります。本町では5月に入り麻疹の発生が見られ、以降、散発的に拡大する傾向で推移しており、大きな懸念をしておりました。

その後の経過観察の中で、6月12日に町立病院内で複数人の発症が確認されたことから、蔓延防止のため緊急に医療機関を初め関係部署とで協議の結果、一般の方々には任意のワクチン接種への誘導、児童生徒には本年度から麻疹排除計画として5カ年により、ワクチン接種を予定しておりましたが、本年度にすべて前倒しし、罹患予防、蔓延予防を図ることいたしました。

なお、関係予算を追加上程いたしましたので、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、自治基本条例制定に向けた取り組み状況についてであります。昨年6月に、町民で構成する自治基本条例づくり検討会議から答申を受けた意見をもとに、行政内部における素案策定会議により安をまとめ、5月の課長会議において条例案をまとめたところであります。

また、4月から6月にかけて、職員対象の研修会を、第1講と第2講の二つの内容に分け、各講を4回実施し、自治基本条例に関する職員の理解と資質の向上に努めているところであります。

今後は、出前講座、まちづくりトーク、パブリックコメントなどを通じて、広く町民の皆様の意見を十分に聞きながら、さらに条例案の修正をしていくこととしております。自治基本条例は、地方自治の主役である町民の権利と義務、町民の信託を受けた町長と、それを補佐する町職員の役割と責務、そして、町民の代表である議会の関係を含めたまちづくりにおける理念、規則及び基本ルールをまとめたものであります。

したがいまして、自治基本条例の制定に当たっては、町民、議会、行政が一体となった取り組みが重要となることから、今後、町民の皆様へ十分な周知と意見の反映を図るとともに、議員各位との連携した協議を重ね、今年度中の条例制定、来年度施行に向けて進めてまいります。

次に、住民参画の取り組みではありますが、平成16年10月から開設しております出前講座については、平成19年度中、10講座、54団体、延べ1,290名の参加をいただいたところであります。

また、今年度に入り、出前講座のメニューについて、町民の要望に応じた講座内容の見直しを図り、

新たに自治基本条例や子育て支援などを加え、全28講座とし、これまで6団体から申し込みがあり、既に5講座を開催したところであります。

今後とも皆様の積極的な参加、活用をお願いいたします。

次に、町税等の徴収状況であります。平成19年度においては、預金調査1,650件、給料調査21件、生命保険調査650件の滞納者に対する財産調査等を実施した上で、延べ144件の差し押さえを執行し、542万5,000円の換価収納をいたしました。また、管理職全員による滞納プロジェクト3回、税務班全員による滞納プロジェクト1回を実施し、延べ521名、うち上下水道料対象者171名の臨戸訪問徴収により、町税1,076万3,000円、上下水道料78万2,000円の徴収をいたしました。

さらに、24時間納税可能なコンビニ収納を平成19年4月から開始し、4,441件、8,806万5,000円の収納をしたところであります。

また、夜間・休日納税相談窓口を3回設置して、日中納税ができない町民のための収納サービスの向上に努めるとともに、夜間、休日相談日に合わせて滞納者延べ206名の呼び出し催告を行い、478万5,000円の徴収をいたしました。

また、行政サービス制限条例の施行により、制限措置対象サービス受給者の納期内納税の意思も高まってきており、さまざまな収納対策を講じて徴収の確保に努力しているところでもあり、平成19年度における行政サービス制限対象は該当はありませんでした。

これらの結果、5月末現在の滞納繰越税額は、町税で1,752万6,000円、国保税で3,553万7,000円となっており、前年対比では町税で335万3,000円、国保税では380万8,000円の減となったところであります。

今後も収納率向上に向けて、適切な対応に努めてまいります。

次に、合併浄化槽設置事業であります。本年度は計画設置数を5人槽換算で20基の計画とし、対象者562名の方に設置希望調査を行ったところ、18件の希望がありましたので、優先順位を新築、一般改築と定めて審査した結果、最終的に新築1件、一般改築15件の合計16件の設置を決定したところであります。

次に、クリーンセンター、ダイオキシン類測定結果についてであります。本年4月に1回目の測定を行った結果、A系が0.00031ナノグラム、B系は0.0075ナノグラムでありましたので御報告申し上げます。

前回の報告においては、A系が0.00028ナノグラム、B系はゼロでありましたが、今回の結果で、A、B系において微量の測定結果となりました。結果の数値につきましては、町独自の基準値である5ナノグラムを大きく下回るものであり、施設の運営上問題となる状況とはなりません。今後とも管理運営には万全を期してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度についてであります。4月1日からこれまでの老人保健制度にかわり、新しい医療制度が開始されたところであります。

これに伴いまして、4月1日の制度開始に間に合うよう、3月下旬に対象者の方々に新しい被保険者証を交付いたしました。

これまで被保険証が届かないといった問題が一部の報道等にありましたが、本町においては、配達記録郵便にて1,029件、対象者1,293人、手渡しでは113件、対象者130人に交付したところ、うち6件、対象者6人の配達記録郵便が返送されてきましたが、その後、居所を調査した上で、入院中の方や、家族の方に手渡しを行い、被保険者全員の手元に交付したところであります。

また、制度の趣旨と内容を説明するため、老人会、町内会の会合等の機会に担当職員を派遣し、説明会を行った結果、延べ17回、620人の方々に参加していただき、制度周知を図ってきたところであります。制度開始後においては、電話及び窓口において、制度内容の照会、保険料の問い合わせ等、百数十件あり、また、保険料の年金からの特別徴収、制度が複雑でわかりづらいといった苦情もあったところであります。

今後におきましても、制度の周知広報と御理解をいただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、農業関係であります。今年は融雪期が平年に比べ平地で14日、山間地で17日早く推移し、春耕期を迎えた4月に入ってから、平均気温が平年を上回る日が続く、降雨量についても平年より40ミリほど少なく、耕起作業が平年よりも6日程度早まったところであります。特に4月18日から6日間は、4月の気温としては例年にない摂氏20度を超える日が続いたことから、水稲、野菜等の育苗関係では高温障害が心配されましたが、栽培者の的確な管理により、順調に推移することができました。

結果として、水稲においては移植を始め、2日ほど早い状況でしたが、移植終わりは風雨の影響もあり平年並みとなりました。また、野菜関係では、4月下旬と5月上旬の霜による被害により、アスパ

ラガスは収穫できない状況が発生し、スイートコーンでも一部まき直しをする状況も見受けられたところでもあります。

今後においては、順調な天候により、よい出来秋を迎えることができるよう願っているところでもあります。

次に、5月24日に、上富良野町水田農業推進協議会の主催で執り行われました献穀米お田植え祭がありますが、本年は北海道の代表のうちの1カ所として、大正15年十勝岳噴火大災害から復興を遂げた当町草分地区の平吹俊一氏の圃場が選ばれましたことは大変名誉なことでもあります。

このことは、80年余前に復興に当たられました先人の労苦に対し報いることができたものと思っております。当日は、関係の皆様方とともに、心から祝ったところでもあります。

次に、上海旅行客の誘客に関する取り組みについてであります。

3月23日から3月26日の4日間、中国上海市在住の上富良野町観光大使、王思椒氏と、トリックアート美術館画家陳西瑜氏の仲介により、関係機関代表者と上海市を訪問し、今後、中国において北京オリンピック、上海万博の後には、個人旅行の制限解除が見込まれることから、その個人旅行の誘客に向けて、富良野、美瑛広域観光のPRを行ってまいりました。

王氏が勤務する上海市進才高等学校国際部を訪問し、上海市民が魅力を感じている温泉、スキーの体験旅行交流の意見交換を行ってくとともに、現地メイファーホテルにおいて、上海の大手化粧品会社、旅行雑誌記者、新聞記者、上海旅行会社、上海観光局の担当者を招待し、CDを使いながら上富良野町の魅力について説明を行い、大きな手ごたえを感じたところでもあります。

今後、7月下旬には、月刊誌、週刊誌の記者2名が上富良野町を拠点として、富良野、美瑛広域の観光名所を取材することで、現在調整を進めております。

次に、JR富良野線ノロッコ号の乗客を対象にした地元食材による駅弁の販売についてであります。この企画は、商工会のまちづくり委員会及び昨年11月に発足した上富良野町地産地消推進協議会などの取り組みの中で、話題から発展したものでありますが、地産地消推進協議会の構成員となっている商工会が町内の関係飲食店に呼びかけたところ、1店から販売希望があり、これまでJRと協議を進めた結果、上富良野町商工会が申請人となって、上富良野駅ホームでの販売が実現したものであります。

販売された駅弁の中身については、5月14日に

試食会が行われ、上富良野産の豚肉と紫苑米ほしのゆめを使ったもので、試食会における参加者の御意見を参考にしながら、でき上がったものであります。数量限定販売のようでしたが、7日の販売初日は、ノロッコ号第1号がSL蒸気機関車ということもあり、用意した200食を完売したということでもあります。

この取り組みが情報発信となって、今後の地場産品の普及の地域振興につながればと願う次第であります。

次に、道路河川清掃活動についてであります。5月11日、シーニックバイウェイ北海道、富良野・大雪ルートの主催により、「2008かみふらのクリーン作戦ごみゼロ運動」が実施され、町を含む20の機関、団体、企業から100名が参加し、国道237線沿線と道道各路線の市街地部分の清掃活動が行われたところでもあります。

また、同日、上富良野町子ども会育成協議会21名と、上富良野町スポーツ少年団150名によるクリーンウォーキングも実施され、財団法人石狩川振興財団の呼びかけによる石狩川クリーンアップ作戦の一環として、富良野川桜づつみを中心とした河川と周辺道路の清掃活動が行われたところでもあります。

町といたしましても、両活動に対する支援として、職員の参加を初め、収集運搬車両の出動を行ってきたところでもあります。

次に、建設産業安全大会の開催についてであります。5月9日に保健福祉総合センターにおいて、上富良野建設業協会と上富良野町商工会工業部会主催による関係者150名の参加によって開催され、地域、職場からの交通事故と労働災害の撲滅を決意宣言により誓い合ったところでもあります。

次に、町立病院の運営関係であります。19年度決算概況は、前年度約9,100万円の赤字から、約3,100万円の黒字となったところでもあります。

その主な要因は、入院基本料10対1を確保できたことにより、入院収益が前年度比7,100万円の増収となったこと、18年度に発生した不良債務を解消するため、一般会計から4,000万円の追加繰り入れを行ったことなどによるものであります。

今後も、入院基本料10対1を維持し、収益を確保していくためには、看護師の確保が必須となることから、その人員確保に全力で努めてまいります。そのための施策の一環として、看護師等修学資金の貸付額を実態に合うよう増額する貸付条例の改正案を今定例会町議会に提案させていただきました。

また、富良野協会病院から専門医の派遣を受け、7月から眼科を開設して、町民の皆様の利便性向上に努めてまいり、設置条例の改正案を今定例町議会で提案させていただきました。

療養病床の老健施設への転換につきましては、転換交付金、補助金が増額となったこと、改修工事の内容に変更が生じたことなどにより、必要な予算措置を今定例町議会で提案させていただいたところがありますので、関係条例の改正とあわせて、議員各位の御審議をお願いするところであります。

次に、上富良野高等学校の存続についてであります。これまで北海道教育委員会が公表した新たな高校教育に関する指針に対して、将来とも上富良野高等学校を存続していくために、要望運動や署名活動を展開してきたところであります。

しかしながら、本年度の入学人数は26名であり、昨年に引き続き再編の対象となることが懸念される状況から、地元事情を訴えるために4月25日に教育委員会とともに、北海道教育委員会教育長を初め所管部局を訪問し、上富良野高等学校の存続に向けての要請を行ってまいりました。

町といたしましては、今後においても、多くの入学確保に向けて関係機関とともに努力してまいりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、5月20日の東中地区において発生した強風により、東中町民プール管理棟の屋根がはがれ、東中教頭住宅の物置の全壊などの被害を受けたところであります。

こうした中で、従前より地域と東中町民プールのあり方について協議を進めておりましたが、住民会、東中小中PTAと再度協議をさせていただき、閉鎖するについての了承を得たことから、本年度から東中町民プールを閉鎖することいたしました。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。本年度入札執行した建設工事は5月19日現在、件数で13件、事業費総額で4億9,959万円となっております。また、本年度発注予定の建設工事は42件で、その情報については4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に平成20年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧をいただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査

委員より報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 御報告申し上げます。

報告内容につきましては、定期監査の病院事業の棚卸し検査、それから、車両検査及び例月現金出納検査についてでございます。

報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件。

監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について、御報告申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

監査の概要ですが、平成20年4月11日に、病院事業の棚卸しを監査の対象として、平成19年度末にかかる貯蔵品調書等関係諸帳簿を検閲し、貯蔵品の実地検査を行いました。

監査の結果、棚卸しは、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

定期監査の車両検査の結果を御報告いたします。

監査の概要ですが、平成20年6月4日に、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両77台中、消防に管理委託している4台を除く73台の実地検査を行いました。

監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから12ページの例月現金出納検査の結果について、御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成19年度2月分から4月分及び平成20年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙仕様に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページ、14ページに添付してございますので、参考と

していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 2ページの定期監査、車両検査の結果報告書の件についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、車両検査の折に、執務中だったそれらの車両があって、監査事務局員に監査をさせたという事例が発生しておりました。その結果は聞いたのかということで、私は確認をしたのですけれども、今回77台の、消防に4台やって73台監査をしたということで、この日、町内等に出張している車両はなかったということで確認をしたいのですが、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口 勤君） 特にございませんでした。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 特にとということではなくて、その対象車両73台が全部あったということで理解していいのかということで、今、確認をしたいと思ったのですが。

議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口 勤君） 73台全車両につきまして監査をいたしました。

議長（西村昭教君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号平成19年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程されました報告第2号平成19年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、概要を申し上げて説明にかえさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと思います。裏面になります。

本対象の事業は、畜産担い手育成総合整備事業及び防衛関係事業として演習場進入路舗装補修事業、それから、北24号道路舗装補修事業及び中の沢排

水路整備事業の4事業でございます。

まず、畜産担い手育成総合整備事業は、現地の確認の折、湧水の発生による工事変更となりました。また、演習場進入路舗装補修と北24号道路舗装補修事業につきましては、北海道防衛局との調整により、2事業あわせて実施事業となり、事業交付申請手続きが遅くなったこと、中の沢排水路整備事業においては、地先との用地交渉が整うまで不測の日数を要したことにより、平成20年度の事業完了となるところでございます。

以上、5月末をもちまして、平成19年度会計の決算期を迎え、予算で設定しておりました金額を確定した結果、総額1億5,514万3,000円を平成20年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、その内容を報告するものであります。

なお、この4事業の未収特定財源につきましては、当該事業の完了時期に応じまして、歳入の受け入れ手続をとってまいります。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号法人の経営状況の報告を求めます。

本件の報告を求めます。

初めに、上富良野町土地開発公社の報告を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程されました報告第3号法人の経営状況報告の上富良野町土地開発公社の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

当公社におきましては、平成19年度町の公有用地先行取得等の要請を受けていないことから、経常経費以外の特別具体的な事業活動はございませんでした。

このようなことから、平成19年度の決算に関する書類としましては、事業報告書とあわせまして、昨年度同額程度となる164万円余りの経費支弁をした内容の賃借対照表など、所定の書類をつけてございます。

また、平成20年度におきましては、現在のところ町からの要請を受けてございませんが、今後、用地の取得等があった場合には、その旨対応すること

としてございます。

したがいまして、予算におきましては、平成19年度同額に経常的な活動を想定しました経費を支弁する内容で調整してございますので、御高覧をいただきたいと思っております。

なお、今後においても、町からの公有用地先行取得等の要請が予測されないことなどを含めながら、上富良野町土地開発公社の今後のあり方について、議員各位の協議を図ってまいりたいと存じます。

以上、上富良野町土地開発公社の関係の経営状況の報告とさせていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告説明に対し、御質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって上富良野町土地開発公社の報告を終わります。

次に、株式会社上富良野振興公社の報告を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） ただいま上程いただきました株式会社上富良野振興公社の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

経営状況に関する書類の1ページをお開き願います。

最初に、平成19年度の事業報告として、会議等の開催、審議の状況でございます。

総会関係では、平成19年5月25日に、定時株主総会を開催し、平成18年度の事業報告、決算承認及び平成19年度事業計画、予算について議決をいただいたところでございます。

また、任期満了による取締役の選任を行ったところでございます。

取締役会関係では、平成19年10月18日開催の第1回取締役会において、平成19年度上半期の事業について報告を行っております。

また、平成20年3月28日開催の第2回取締役会において、平成19年度事業報告、決算方針及び平成20年度経営基本方針及び予算編成方針について審議をしております。

監査役会関係では、平成20年4月24日に監査役会を開催し、平成19年度事業の決算について監査を行ったところでございます。

次に、2ページの平成19年度部門別の報告をいたします。

上富良野振興公社は、平成18年度から導入されました指定管理者制度による公の施設の管理によりまして、保養センター白銀荘、日の出公園、オートキャンプ場、上富良野町営スキー場の管理運営を

行っているところでございます。

保養センター白銀荘につきましては、総体入館者9万6,743人となりました。その内容は、日帰り客8万7,761人、宿泊客で8,982人となっており、前年度対比95.2%の入館実績となっております。

計画対比91.27%、例年行っております福祉向上を目的とした町内在住の70歳以上の方と障害者に対する優遇措置として、平成18年度に引き続き200円の負担をいただいたところでございますが、その入館利用者は、12月17日から3月31日までの間の平日67日間に1,573人となっております。

また、この間に実施しました町営バス利用の復路無料は大変好評でありました。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、オートキャンプ場は天候に左右される観光レジャーであり、土曜日及び休日の前日の雨は、即入場者数と収益に影響を受けます。平成19年には、シーズン中に2回台風が北海道に上陸すると報道され、連泊者の払い戻し請求が発生したことから、総入場者数前年度1万4,303人に対し、1万3,764人で、前年度対比96.2%、利用収益も前年度1,494万7,000円に対し、1,433万1,000円で、前年度対比95.9%の結果となっております。

次に、上富良野町営スキー場につきましては、例年12月に開設を予定しておりますが、平成19年度も降雪不足のためオープンがおくれ、1月7日に変更し開始したところでございます。

リフト券売り上げ枚数は、自衛隊の訓練利用が前年度対比22.4%と減少したこともあり、前年度2,883枚に対し2,272枚で、前年度対比78.8%、利用収益も前年度143万円に対し、123万4,000円で、前年度対比86.3%の実績となっております。

次に、日の出公園については、雪不足とスキー場等の利用から毎年ラベンダーが傷み、南斜面の枯れたラベンダーを抜き取り、西側にラベンダーの移植を行っております。また、公園の噴水用のポンプが壊れ、取りかえて公園全体の管理運営に努めてまいりました。

次に、5ページの貸借対照表について説明いたします。

資産の部。流動資産として、総額で2,110万9,417円。その内訳は、定期貯金1,550万円、現金及び普通貯金341万9,005円、期末商品219万412円、固定資産として、旭川信金などに対する出資金3万円で、資産合計は2,11

3万9,417円となっております。

負債の部では、流動負債合計408万2,101円。その内容といたしまして、買掛金、未払金、預り金、入湯税預り金等でございます。

純資産の部では、上富良野町、ふらの農協、上富良野町商工会、旭川信用金庫の資本金が1,000万円、利益剰余金として705万7,316円を加え、純資産の部の総額は1,705万7,316円となっております。

負債及び純資産の合計は、2,113万9,417円となります。

次に、6ページの損益計算書について説明いたします。

営業収益の部であります。利用収益と売店収益を合わせた売り上げ合計は、9,662万6,074円となっているところであります。

その内容として、白銀荘8,077万7,083円、オートキャンプ場1,433万1,452円、スキー場123万4,566円、日の出公園28万2,973円でございます。

次に、営業費用については、売上原価として、期首商品、当期商品仕入れ、1,528万6,608円から、期末商品棚卸し高219万412円を差し引いて1,309万6,196円となり、売り上げ総利益は8,352万9,878円となります。

販売費及び一般管理費は、1億320万1,733万円で、その内訳は、白銀荘6,297万7,459円、オートキャンプ場1,537万1,732円、スキー場798万7,386円、日の出公園が1,686万5,156円であります。

これらを差し引き、営業利益は1,967万1,855円のマイナスとなります。営業外収益につきましては、受取利息、配当金、雑収入、受託収入を含めて2,977万8,799円であります。

受託収入の内訳としましては、白銀荘141万5,501円、オートキャンプ場256万1,906円、スキー場744万3,811円、日の出公園1,813万9,049円であります。

営業外費用といたしましては、町へ950万円の寄附を行い、これを差し引いた経常利益は60万6,944円になるところであります。これから法人税等23万5,300円を差し引き、37万1,644円が当期利益となり、これに前期繰越利益118万5,672円を加えました、155万7,316円が当期繰越利益剰余金となります。

次に、12ページの平成20年度の事業計画予算について説明いたします。

ことし7月、北海道洞爺湖サミットが開催されることで、恵まれた自然環境を初め、食、観光、文化

など、あらゆる面で北海道の価値を高める大きな転換期を迎えると報道されています。

保養センター白銀荘につきましては、昨年、富良野スキー場を訪れた多くのオーストラリアのスキーヤーに毎日のように入浴に来ていただきました。

このような現状から、登山、山スキーなどのガイドの皆さんに積極的に営業するとともに、観光旅行会社、各社レンタカーなどにも営業を展開し、白銀荘の最大の利点である100%天然温泉をPRし、新しい企画のイベントなども実施しながら、集客の確保に努めてまいります。

計画につきましては、前年度の実績と現状を踏まえ、入館者を9万6,000人、宿泊客9,000人、日帰り客8万7,000人と見込み、売上高につきましては8,092万円を見込んでおります。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、オートキャンプの活動は、60年代以降、30代、40代の子育て世代を中心に普及発展を遂げ、90年代をピークに厳しい経済情勢から入場者の減少が続いていましたが、ここ数年、下げどまりの状態となっております。

こうした状況から、団塊の世代対策を積極的に展開するとともに、環境整備など施設管理の質を高め、顧客満足度の向上を基本に、管理運営に努めてまいります。

計画に当たっては、総入場者数1万3,000人を見込み、売上高につきましては、1,230万円を見込んでおります。

町営スキー場につきましては、学校のスキー授業、自衛隊のスキー訓練、スキー少年団活動、家族連れのスキーなど、多くの利用をいただいております。管理運営に当たっては、安全を基本に、地元スキー場の利用啓蒙など各関係機関に協力を得ながら、進めてまいります。

計画に当たっては、リフト利用券の売上高で、197万4,000円を見込んでおります。

日の出公園につきましては、北海道洞爺湖サミットに参加する各国の関係者や、観光客を花いっぱいでお迎えすることを目的とした「プロジェクトガーデンアイランド 北海道」に、道内124カ所の一つとして登録しております。

このようなことから、公園管理は各委託先と十分打ち合わせを行い、環境整備等サービス向上に努めてまいります。

14ページ以降、21ページまでの各施設の平成20年度損益計算書につきましては、御高覧をいただいたものと思っておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、株式会社上富良野振興公社の平成19年

度、20年度の経営状況につきましての御報告とさせていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告説明に対し、御質疑があれば賜ります。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 14ページから21ページにわたって公社の事業予算書が出ておりますが、20年度の予算の日の出公園のところですが、これは直接予算に影響ないかもしれませんが、日の出公園の展望台売店、それと常設売店の出店の状況ですが、展望台売店は昨年までは観光協会が運営されていたと聞いております。それで、今年度は展望台のその売店については観光協会は出店をしないと、こういうことをお聞きしておりますけれども、これは、そういう状況は把握しておられて、予算なんかに関係ないかもしれませんが、この常設売店、例年4店の出店が昨年まではあったようですが、ことしは2店、常設売店のスペースが二間口あいているということをお聞きしているのだけれども、これが出店の状況どのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

議員の御質問のとおり、大変入り込み客数の動向が減少傾向にあるというのは否めない事実でありまして、今申し上げますように、展望台の売店につきましても、いろいろと諸般の事情から、なかなか引き続き行っていただけないような状況で、私どもとしましても苦慮しているところであります。

また、屋外の常設売店につきましても、今、冒頭に申し上げましたような、人の動向から、なかなか採算がどの程度かわかりませんが、非常に昔とは違う状況になっているわけでありまして。引き続き来訪される観光客の皆様方に、そういうおみやげを提供するとか、そういう利便の向上に、何とかそういう出店を促すように引き続き努力をしてみたいと思っておりますが、今、現状では議員が申されているような状況にあることで、承知をしているところであります。引き続き努力したいと考えているところであります。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

村上和子君。

2番（村上和子君） 展望台売店はわかりましたが、今度、常設の売店についての状況は、どのようでしょうか、2店しか出店の希望がないようなことを聞いておりますけれども、これは商工会関係のほうの関係になるのかと思っておりますけれども、こういっ

た状況はどのように踏まえていらっしゃいますのでしょうか。こういったものは1カ月5万4000円が必要で、土地使用料、こういったことになっているのですけれども、その状況につきまして、いかがでしょうか。どのような状況なのでしょう。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、いずれにしましても、以前と状況が非常に変わってきているなということで、なかなか出店する側についても、使用規制の問題等々があるのかなと思っておりますが、なかなか出店に向けての動きが鈍い状況であることを認識しております。先ほども申し上げましたように、関係方面通じまして、来訪者への利便性の観点からも出店をしていただくように促してまいりたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 7番金子益三君。

7番（金子益三君） 保養センター白銀荘にかかわる部分で若干お伺いしたいのですけれども、20年度の計画を見ますと、18年から19年にかけても95%と、まあまずまずは、いろいろな諸事情を考えれば褒められる数字だと思うのですけれども、保養センターがいろいろオーストラリアのスキーヤー等々の誘致をしたいということもありますし、これはいわゆる冬にかかわる部分であると思うのです。

冒頭には、7月の7日から始まります洞爺湖サミット、これらは環境ということが非常にテーマとなっているのですけれども、ちょっと定期的に戦略的にははずれることになると思うのですけれども、それは、例えば具体的な何か方策とか、また新たに北海道に多くの観光客が来られる、諸外国の人も国内の人も来られるのですけれども、それら町の観光に対する動きと、それとこの山の温泉と、どういうつなげ方を考えているのか、ちょっとお聞きしたいのをお願いします。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番金子議員の御質問にお答えを申し上げます。

白銀荘の関係でございますけれども、先ほどお話をしましたように、冬場の温泉の方が非常に利用が多いと。そして、今、夏場にかけて、先ほど町長が行政報告の中で申し上げましたけれども、上海から7月に記者が2名来町されます。それで、当然、私たちの戦略といたしましては、白銀荘を含め、十勝岳の温泉施設もその上海の記者に随行しまして、上海に向けての情報の発信を進めていく予定であります。そして、そういうことを通じまして、夏場の集客に努力をしてみたいと、このように考えており

ます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番金子益三君。

7番（金子益三君） 現に、今ニセコにもあります北海道トラストが富良野の北の峰に進出してくるという情報がありまして、それらの観光客が非常に北の峰地区に宿泊をされるということが想定されるのですけれども、それら今、富良野、美瑛の広域の観光協会の連絡協議会も、これらを周遊してもらようなシャトルバスの計画等々も考えられているらしいのですけれども、それらに対して、どういう便乗の仕方考えられているのかとかという計画はまだありますか。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 金子議員の御質問でありますけれども、その部分については計画中でありますので、まだ具体的な話はございませんけれども、うちのほうで計画案が煮詰まった段階で、当然、広域連携的なスタンスで物事を考えていかなければならないものですから、それは、そういうことで対応、決まり次第、協議をしてみたいと、このように思っております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって法人の経営状況の報告を終わります。

暫時休憩といたします。

午前10時10分 休憩

午前10時45分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7 平成20年第1回定例会付託

議長（西村昭教君） 次に、日程第7 平成20年第1回定例会において、総務産建常任委員会に付託審査の議案第26号上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

本件に関し、総務産建常任委員長長の報告を求めます。

総務産建常任委員長渡部洋己君。

総務産建常任委員長（渡部洋己君） ただいま上程いただきました平成20年第1回定例会に付託されました議案第26号上富良野町の基金に伴う関係条例の整備に関する条例の総務産建常任委員会審査報告を朗読をもって御報告申し上げます。

総務産建常任委員会審査報告書。

平成20年第1回定例会付託議案第26号上富良

野町基金に伴う関係条例の整備に関する条例の件。

本委員会は、平成20年第1回定例会において、閉会中の継続審査に付された上記案件を審査した結果、原案を修正議決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

上富良野議会議長西村昭教様。総務産建常任委員長渡部洋己。

記。

1、審査の経過。

平成20年3月19日に開催された平成20年第1回定例会において本委員会に付託された「議案第26号上富良野町基金に伴う関係条例の整備に関する条例の件」について、平成20年4月10日に委員会を開催し、議案第26号と基金関係条例の整備一括条例新旧対照表により、それぞれ11の基金条例の改正点を慎重に審議いたしました。

5月12日、前回審議した疑問点などについて説明員から説明を受け、さらに質疑を進め終了いたしました。

5月30日、委員相互の意見交換をして、意見集約をした結果、原案を修正議決すべきものと決定いたしました。審査報告書案の作成については、委員長、副委員長、事務局に一任されました。

6月6日、審査報告書案について審議し、本審査報告書のとおり決定いたしました。

2、決定。

慎重に審議した結果、四つの基金条例（財政調整基金、公共施設整備基金、十勝岳地区振興基金、国民健康保険財政調整基金）については、改正前のおり議会の議決規定は残して、原案の一部を修正議決すべきと決定いたしました。

理由といたしまして、基金の支消については、当初予算、補正予算時に所管委員会、議員協議会で提案説明され協議されているが、これら四つの基金の支消については、条例制定時から議会の議決が必要とことから、特に慎重な審議を必要とし、今後予想される基金の支消においても、議会としての責任を明確にするために、議会の議決規定は必要である。

続きまして、次のページ、原案を読み上げたいと思います。

上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正。

処分。

第6条、町長は、次の各号に掲げる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部、または一部を処分することができる。

(1) 非常災害の発生に際し、多額の応急対策費並びに災害臨時費を必要とするとき。

(2) 一般会計において、財源に予定した歳入に欠陥を生じ、やむを得ず、これを補てんする必要があるとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときで、議会の議決を得たとき。

続いて、上富良野町公共施設整備基金条例の一部改正。

処分。

第6条、町長は、次の各号に掲げる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部、または一部を処分することができる。

続きまして、上富良野町十勝岳地区開発事業基金条例の一部改正。

処分。

第6条、町長は、次の各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部、または一部を処分することができる。

続きまして、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正。

処分。

第6条、町長は、次の各号に掲げる場合に限り、国民健康保険特別会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部、または一部を処分することができる。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

次のページをおめくりいただきたいと思います。

続いて、修正案でございます。

まず、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正。

第6条を次のように改める。

処分。

第6条、町長は、次の各号に掲げる場合に限り、議会の議決を得て一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部、または一部を処分することができる。

(1) 非常災害の発生に際し、多額の応急対策費並びに災害臨時費を必要とするとき。

(2) 一般会計において、財源に予定した歳入に欠陥を生じ、やむを得ず、これを補てんする必要があるとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

続きまして、上富良野町公共施設整備基金条例の一部改正。

第6条を次のように改める。

処分。

第6条、町長は、次の各号に掲げる場合に限り、議会の議決を得て、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部、または一部を処分することができる。

続きまして、上富良野町十勝岳地区開発事業基金条例の一部改正。

第6条を次のように改める。

処分。

第6条、町長は、次の各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、議会の議決を得て、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部、または一部を処分することができる。

続きまして、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正。

第6条を次のように改める。

処分。

第6条、町長は、次の各号に掲げる場合に限り、議会の議決を得て、国民健康保険特別会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部、または一部を処分することができる。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

以上、報告いたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、総務産建常任委員長の報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 提案者に何点が質問させていただきます。

今回の基金条例の改正案について、議会のチェック機能が果たせるかどうかということが一つの争点になっているかと思えます。

私は、このことを考えた場合、原案の中でも、補正時、あるいは、それ以外においても必要やむを得ない場合の経費を充当する場合の、議会の議決を得たときという項目があります。

このことを考えたときに、改めて議会の議決をとる項目を設置しなくても、十分予算のチェック機能を果たせる、そういう条例ではないかと思えますが、この点、どのように解釈されているのか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 11番、渡部産建常任委員長。

産建常任委員長（渡部洋己君） 今、5番米沢議

員の御質問にお答えいたしたいと思ひます。

我々の委員の討議の中でも、そういう改めてやらなくてもいいのではないかという話はあったのですけれども、ただ、これを策定した時点、やはりここにも載っていますように、特に慎重な審議を必要とするということで、こういった基金については常時発生するものではなくて、やはり慎重に審議するのが妥当でないかという委員の皆さん方の意見があったので、それで決定いたしたわけでございます。御理解をお願いいたしたいと思ひます。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件に対する委員会報告は、原案の一部を修正すべきとのことでございます。

これより、委員会報告の修正案に対する討論を行います。

なお、この討論は、まず委員会報告に反対者、次に、委員会報告に賛成者の順に行います。

まず、修正案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第26号を起立によって採決いたします。

まず、委員会報告の修正案について、起立により採決いたします。

委員会報告の修正案に、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、委員会報告の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第8 平成20年第1回定例会付託

議長（西村昭教君） 日程第8 平成20年第1回定例会において富良野広域連合調査特別委員会に付託審査の議案第31号富良野広域連合の設置についての件を議題といたします。

本件に関し、富良野広域連合調査特別委員長の報告を求めます。

富良野広域連合調査特別委員長渡部洋己君。

富良野広域連合調査特別委員長（渡部洋己君）

ただいま上程いただきました平成20年第1回定例会に付託されました議案第31号富良野広域連合の設置についての件の調査特別委員会審査報告を、朗読をもって報告申し上げます。

富良野広域連合調査特別委員会審査報告書。

平成20年第1回定例会付託、議案第31号富良野広域連合の設置についての件。

本委員会は、平成20年第1回定例会において、閉会中の継続審査に付された上記案件を審査した結果、原案可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。富良野広域連合調査特別委員長渡部洋己。

記。

1、審査の経過。

平成20年3月19日に開催された平成20年第1回定例会において本委員会に付託された議案第31号富良野広域連合の設置についての件について、平成20年4月10日に委員会を開催し、委員長に渡部洋己、副委員長に長谷川徳行君を選出し、傍聴者の取り扱いは委員長の許可とし、会議は公開とした。

その後、広域連合設置議案及び規約の議決について説明員から説明を受け、さらに質疑を進めた。

5月23日、構成4市町村の審議状況の報告を受け、委員相互の意見交換をし、次回は理事者に対して最終質疑をすることといたしました。

6月9日、規約の説明を受け、理事者に対して質疑をするとともに委員相互の意見交換をして意見集約をした結果、委員会としては原案を可決すべきものと決定したが、設置後の事業実施に関しては、構成市町村の意見を尊重しながら取り組むべきであるなどの審議も行われた。審査報告書案について審議し、本審査報告書のとおり決定いたしました。

2、決定。

富良野広域連合の設置について、教育委員会の意見も参考にして慎重に審議した結果、広域連合で処理する事務については、一部事務組合で行われていた事務が統合されることにより、各事務の運営が効率化されるとともに経費の削減も図られ、今後は施設整備の投資費の抑制も見込まれるとともに、本町が基礎自治体として存続し、自立していくためには広域行政も必要であると判断し、富良野広域連合の設置についての件は、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、富良野広域連合調査特別委員会審査の報告といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、富良野広域連合調査特別委員長の報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点が質問させていただきます。

一つには、議員定数の問題であります。この広域連合の設定に当たっての法律の中では、議員定数26名が必要最小限の設定項目という形で載っているかと思えます。

この背景には、給食や、あるいは、その取り扱い事務がふえるという形の中で、チェック機能を果たすという形の中で、必要最小限26名という設定になっているのかなと思えます。

そのことを考えたときに、現行の規約の中では15名という形になっておりますが、これで果たしてチェック機能が果たせるのかどうかという点が問題だと思えますが、この点どのように審議されたのか、また、お考えなのか、お伺いしたいと思います。

また、そういう意味では、当然、広聴広報における体制づくりをやはりして、その事務の流れを住民にわかりやすくするという点では、非常に大切なものになってくると、あわせてこの定数の問題について疑義がありますので、この点を伺います。

次に、お伺いしたいのは、学校給食の点ですが、この点でいえば、当然、集約化されるということになれば、地元の安全でおいしい食材という点での購入等々が軽減化されるという傾向があるのではないかと考えております。

大まかに言えば、上富良野町では約2,000万円当たりの食材購入にかかわるお金が上富良野町に落ちているという状況になります。これが集約されることによって、さらに地元の経済にやはり何らかの悪影響を及ぼすという点で、どうなのかと思えます。

また同時に、給食の問題というのは、近年、安全でおいしいものという形の中で、やはりこの上富良野町に何らかの形で、サブという形でもいいですが、きちりと学校給食を身近で配食できるような体制づくりというのが一番いいのではないかと思います。こういう担保がとれない中での広域連合というのはいかがなものかと思います。

また、これにかかわって言えば、関係する説明会は開いたということで、町の行政の方に言えばおっしゃっておりますが、しかし、その実態等について

は十分な理解が得られてないという点も含めて、もう一度この点については、やはり地方自治体上富良野町で中富良野町でも広域圏の中で、サブという形の中できちりと位置づけした中で設置するということが、より子供さんに安全でおいしい食材を提供するという点でも大切な役割を担うのではないかなと思えますので、この点は、こういう心配が懸念されると思えますが、提案者は審議経過の中ではどのような問題点があったのか、改めてお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 11番渡部特別委員長。

富良野広域連合調査特別委員長（渡部洋己君）

ただいまの5番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、議員定数の件でございます。

現在、出ておりますのは、おのおの市町村からそれぞれ3名で、5市町村で15名と。これは、こういう規約でありまして、それと、これは町村議会のそれぞれの代表ということであって、そこで全部任せて決めるというわけではないと思うのです。おのおのそれぞれ議会があるので、やはり問題があれば全部議会へ持ち込んで、それで論議する必要があると思っておりますし、人口的に言えば、富良野はもっと多く出したいだろうけれども、それもおのおの3人ということで、15名という規約をつくったということで、我々もそこら辺は中身を余りちよすことができないということなので、それを変えとなると全部最初からやり直さなければならないという話も聞いておりますし、そこら辺、御理解していただきたいと思っております。

学校給食の件でございますが、教育委員会の意見もありまして、我々もそこら辺は、現在、我が町は上富良野独自で学校給食をやっておりますし、これは南富良野もそうですし、広域になっても今の現状が守られて、事務関係だけを広域でやるうというスタートはそういうことございまして、その今問題になっているよくアレルギー対策、それは、おのおの給食センターで、それぞれ食材を別扱いして対応していると、そういう話も聞きますと、果たしてそれが全面的に広域はどうかという、これは我々も心配するところでございますが、現時点では、今の状態を継続しながら事務的なことだけを広域でやるうということなので、どうか理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 提案者の説明でいいますと、必ずしも広域議会が決定するものではないという話ですが、最終的な決定権というのは広域連合の議員によって決められるわけですから、その

点、どうも提案者は理解されていないのではないかなと思います。

今、言われているのは、給食を初め、消防、環境衛生も串内も含めて、4万7,000人の台所だとか環境を守るという形になるわけです。

そうしますと、26名ですと、これでも1,820名の1人当たりの監視という形になっています。15名となれば、さらに倍加して3,000名の人たちにきちっと対応できるかどうかという問題。20名ですと2,390名、約対応できるという形になりますので、私は26名がすべてだということではありませんが、少なくとも、やはり各市町村の人口に応じた議員定数の配分というのがあってもしかたではないかと思いますが、この点、改めてもう一度、提案者の説明をお伺いいたします。

次に、お伺いしたいのが、ちょっと聞き忘れましたが、負担金の問題では小さい自治体ほど負担がふえるという状況になってきているような気がします。

例えば、占冠においては、単純に計算しますと2万5,000円当たりの負担割合という形になりますし、富良野市でいきますと、1万円当たりの負担割合という形になってきます。そういうことを考えたときに、ここにおいても不均衡が生じているのではないかと考えていますが、こういった負担割合についてはどういう審議をされたのかで伺いいたします。

私が言いたいのは、この間、他の広域連合の状況を見ますと、それぞれの自治体の処理している中身というのはそれぞれ違いますが、それぞれの自治体の市段階や町村段階においても、ある程度の傾斜配分という形の中で議員定数も配置されているような気がします。

そういう意味では、やはり住民に議会の内容を十分知らせるといふ点での必要な議員定数をはっきりさせなければ、このまま当然、決まれば行くわけですから、後で修正という形になってもなかなか修正されないのが今回の内容、特別な事情がなければと思いますので、この点も含めて、十分、住民の声を届けられるような体制になってないという点で問題があると思いますが、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 11番渡部特別委員長、答弁。

富良野広域連合調査特別委員長（渡部洋己君） ただいま御質問の議員定数の件でございますが、これは先ほど言われましたように、学校給食の件も絡んであるのですけれども、先ほども申しましたように、学校給食はすべて統一で広域で全部やろうとすると、これは私も問題があるような気がいたしま

す。先ほども言いましたように、現時点での広域ですが、上富は上富でセンターでやっている、そして事務だけを統一してやろうという、そういう見解でございますので、そういったことで我々委員も賛成したと思いますし、それを全面的に変えていくとなると、まだまだ論議が必要でないかと思われます。

それと、経費の問題なのですけれども、我々委員の中でもそこら辺は論議されたのですけれども、当然、広域連合の主たるものは、やはりおのおのやるよりも広域でやったほうが経費もかからないだろうという発想でやっていると思いますけれども、やはり現時点ではなかなか見えてこない面があります。ですけれども、これはやはり実際にやってみて、徐々にそれは改正すべき面とっております。

そのようなことで、我々の委員の中でも、いろいろな意見が出されました。それで将来的に、やはり国からの各市町村に対しての財源移譲、いろいろなことがこれから町村に振り向かされてくるのではないかとと思いますし、そういったときに、やはり小さな行政ではなかなかこたえられない面があると思いますし、そういう絡みで見ましても、広域でやるのがいいのかなと思っておりますし、ぜひ御理解をさせていただきたいなと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件に対する委員会報告は、原案を可決すべきものとのございます。

これより、委員会報告に対する討論を行います。

なお、この討論は、まず委員会報告に反対者、次に、委員会報告に賛成者の順で行います。

まず、委員会報告に対する反対討論の発言を許します。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は、広域連合設置に関する議案第31号広域連合設置についての議案に反対の立場から討論させていただきます。

町においては、国の交付税の削減や強制的な合併を拒否して住民の暮らしを守るための手法として、富良野広域圏5市町村による広域連合設置によるまちづくりの道を選びました。

富良野圏域において、国の強制的な押しつけである合併を選ぶのではなく、町民の多くが上富良野町が将来進むべき道として選んだのは自立でありましたから、そのことを考えれば当然のことであり、町民の思いに沿った判断だと考えます。

しかし、一方で、富良野市においては、市長が相

変わらず市議会の発言では、引き続き合併を前提とした広域連合の選択肢だというような発言を繰り返しているという状況が見受けられます。

いずれにいたしましても、環境衛生、串内、消防、学校給食などが広域連合の対象になっておりますが、私は、町が言うような学校給食の広域の問題点については、関係者に十分な理解を得られたと報告されておりますが、しかし、実際そうではないということをお願いしたいと思います。

今、地域の地産地消が叫ばれる中で、広域化で施設が統合になれば、地元からの食材の購入は減るでしょうし、町の経済効果も一定程度、後退することも予想されます。そういう意味では、サブ施設として残すなどのきっちりとした担保をとることが必要ではないかと考えます。

二つ目に問題だと思うのは、負担金の問題です。

小さな自治体ほど住民の1人当たりの負担がふえるという問題があるということ指摘します。また同時に、議会のチェック機能を果たす意味では、広聴広報制度のあり方の問題も含めて、議員定数が26名という形になっておりますが、しかし、今回の規約の中では15人という形に設定されました。しかし、15人ということであれば、1人当たり3,900名の住民の要求にこたえなければならない。20名であれば、2,390名の要望にこたえなければならない、26名であれば1,820名ということですから、4万7,000人の要望にこたえるためには、一定定数、議員定数というのはふやすことは当然必要ではないかと私は考えるものであります。

広域事務で処理する内容がふえるという状況の中で、いかに透明性の機能を発揮させるかどうかというチェック機能がどうしても必要です。また同時に、議員定数の問題で見れば、他の広域圏の状況を見ましても、大きい市町村に対する配分も一定程度行われているということを見れば、今回の15名という定数というのは妥当ではないと考えます。

私は、改めて今回の広域連合が発足するわけですから、これが賛成多数によって。しかし、発足すれば、その中身を特別な事情がない限りなかなか修正できないという問題点も浮かび上がってきております。

私は、多様な自治を選択するという点では、広域連合は大いに評価すると同時に、その前段階における体制づくりをきっちりしておかなければ、住民に対しての監視機能やチェック機能が働かないという点も述べさせていただきまして、今回の広域連合の設置案に反対の討論といたします。

議長（西村昭教君） 次に、委員会報告に対する

賛成討論の発言を許します。

13番長谷川德行君。

13番（長谷川德行君） 私は、富良野広域連合の設置についての富良野広域連合調査特別委員会の審査報告に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

各地方自治体では、税収入の伸びは見込まれない中で、地方交付税などの削減により厳しい財政状況が続いており、行財政改革のもと、収支均衡が図れるような財政構造の転換を図っているところであります。

市町村合併が進められる中、我が町においては合併せずに自立した基礎自治体として存続すべきとの町民の声により、まちづくりを進めています。

このような状況のもと、富良野広域圏の5市町村では、富良野広域連合準備委員会を設立して検討を進め、平成20年度中に富良野広域連合を設立して一部事務組合で行われていた、し尿・生ごみ処理、公共牧場、消防、学校給食の4事務を平成21年の4月から広域連合で処理を開始できるように取り組んでいます。

広域連合を設置して、一部事務組合で行われていた事務を統合することにより、各事務の運営が効率化されるとともに経費の削減が図られ、さらに今後はそれぞれの施設の老朽化に伴い、改修費、改築費の増嵩も予想され、その整備費の抑制も見込まれます。

また、これから国・道からの権限移譲される事務事業に対しても、その受け皿として必要性があると思われれます。

また、先ほど、反対の質問にありましたが、小さい自治体ほど負担金が多くなるというのは、一つは、上富良野で今持っています上川南部消防事務組合などは、上富良野で電気代だとか水道代だとか下水道代だとかというのは、中富では負担されておりません。これが今度は、それがちゃんと案分されることによって中富の町がその負担増になるという、小さい町に対して、今まで取れていなかった負担金をこれから公平に取るという意味でそのようにされております。

広域連合設置後の事業実施には、構成市町村の意見を尊重しながら取り組むべきであり、今後、円滑な組織運営を図ることによって、さらなる住民サービスの向上と経費の削減が図れる広域行政が必要であると判断し、富良野広域連合の設置についての富良野広域連合調査特別委員会の審査報告に対し、私の賛成討論といたします。

議長（西村昭教君） 次に、委員会報告に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第31号を起立により採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、委員会報告のとおり可決されました。

日程第9 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

2番(村上和子君) 私は、さきに通告してあります3項目について、町長に質問いたします。

1項目めは、東アジア・中国(上海)からの観光客招聘事業計画の取り組みについて。

富良野・美瑛広域で、東アジア・中国・上海をターゲットに、観光客の招聘事業を計画し展開していこうということで、2月には上富良野町と親交のある王思椒氏に観光大使をお願いし、また、中国からの旅行者を迎えるに当たり、中国人の性格や旅行に対する考え方などアドバイスをいただき、おもてなしの心などの講演をいただきました。

その後、町長以下、産業界の代表が上海を訪問され、今後においてこの事業を展開していこうということであると思いますが、どのような計画を考えておられるのか、また、何年ぐらいの計画なのか、お伺いいたします。

2項目めは、公共サービスを提供するための事業手法の一つであるPFI事業の導入について。

財政状況の厳しい中、事業手法の一つとして、PFI(Private Finance Initiative)事業というのがあります。この手法を用いれば、従来、国や地方公共団体が行ってきた公共施設の設計、建設、維持管理に民間の資金や経営能力、技術能力等のノウハウを活用することができ、経費も削減され、民間事業者が新規参入するチャンスが広がり、新たな事業機会が創出され、地域経済の活性化も期待されます。

これからの上富良野町のまちづくり(第5次総合計画)においてPFI事業の手法を取り入れるお考えはないか、町長にお伺いいたします。

3項目め、幼稚園・保育所(園)と小学校との連

携を密にするためにも、保健福祉課子育て支援班を教育委員会へ移管してはどうかと考えます。

基本的な習慣を身につけないまま入学する子供たちによって、集団生活が乱れ授業が成立しにくい状況を含み、幼稚園・保育所(園)から小学校の学習へうまく発展させることが大切だと考えます。そのためには、幼稚園・保育所(園)と小学校の連携をより強化したカリキュラムの編成や、文部科学省、厚生労働省と所管の違いはありますが、児童生徒の心理的・生理的成長が以前よりも早期化されているため、保健福祉課の子育て支援班を教育委員会に移管してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 2番村上議員の3項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの東アジア・中国・上海からの観光客招聘事業計画の取り組みについてであります。この上海旅行客の誘客については、前段の行政報告でも申し上げたところでありますが、3月23日から26日の間、関係機関の代表者とともに上海を訪問し、上海在住の上富良野町観光大使、王思椒氏の仲介のもと、いわゆるトップセールスを行いました結果、7月下旬に月刊誌、週刊誌の記者2名が上富良野を拠点に、富良野・美瑛広域の観光名所を取材することで現在調整中であります。

この上海の観光旅行客の誘致事業につきましては、富良野・美瑛広域観光推進協議会における取り組みでもあり、期間は3年計画と聞いておりますが、この中で本町が主導的な役割を担いながら、我が町はもとより広域の観光振興につなげることに努めたいと考えているところでありますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2項目めのPFIの導入に関する御質問にお答えさせていただきます。

PFIは、公共施設の整備やサービス提供に当たり、民間の資金や経営ノウハウ、技術力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、住民に対して質の高い公共サービスを提供する事業手法で、広義にはアウトソーシングの一手法ととらえているところであります。

PFIの活用にあたっては、官のリスクを削減するとともに、民の利益を生み出す官民双方にとってメリットとなる関係を構築することが大切であります。そのためには、相当程度の事業規模を有し、長期にわたり安定した事業が見込まれるとともに、民間の創意工夫の範囲が広く、運営段階における経営手腕の比重が高い事業でなければならぬと考えて

おります。

町におきましては、平成14年度にPFIに関する調査研究を行いまして、当面の事業計画においては、民間事業者に算入いただけるようなメリットを見出す事業が想定されないと判断しているところであり、平成17年度にまとめたアウトソーシング基本方針においても、同様の考えで整理しているところでもあります。

しかしながら、複数の自治体による共同整備、共同運営で施設を集約化し、一定程度の事業規模を確保することなどによって、PFI方式導入の可能性も考えられますことから、対象となり得る事業の想定を含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の子育て支援班を教育委員会へ移管に関する御質問にお答えさせていただきます。

子育て支援の業務につきましては、平成16年4月の機構改革により、保健福祉課に子育て支援班を設け、子育てに関しての不安解消など、安心して子供を産み育てることのできる環境を整えるため、一元的に諸施策の推進に取り組んでいるところであります。

児童が幼稚園・保育所を終了し、小学校へ進む上で円滑な移行を図るために、双方の密接な連携は大切で大変重要と考えており、定期、あるいは必要に応じて、その取り組みを行っているところであります。

特別支援が必要と考えられる児童の就学時には、子育て支援班所属の発達支援センター職員も支援する立場から、積極的に学校側と連絡調整の場を持ち、入学後において支障なく学校生活を送ることができるように努めているところであります。

このほか、子育て支援を進めていく上では、母子保健や児童福祉部門などの分野での連携や協力など多岐にわたる面もあることから、幅広く他の機関との情報を取り入れながら連携を深めていく観点から、保健福祉課からの移管は考えておりませんので、御理解を願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 再質問はございますか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今回から一問一答方式になりまして、今回初めてですので、町長よろしく御答弁のほどお願いいたします。

1項目目の東アジア・中国・上海からの観光客招聘事業の計画でございますけれども、町長以下、上海を訪問されまして、トップセールスをされてきたわけですが、その結果として、7月下旬に月刊誌、それから、週刊誌の記者2名が上富良野を拠点とした観光名所を取材するというところで、報道関係者に

よるPRも期待いたすところでございますが、この事業は、富良野、美瑛広域観光として3年間取り組んでいくという事業の概要はわかりましたが、具体的にはどのような東アジア・中国・上海からの観光客の招聘事業を考えて取り組んでいくのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

まず、夏場だけの取り組みではなくて、1年を通じて、冬もスキー客とかそういったことを考えておられると思うのですけれども、今、東アジアに住む者が日本を訪問したいと、ぜひ訪れたいと。そしてまた、特に北海道の人气が高くて50%を占めているわけですが、温泉や食に関心がある人を引きつけているのですけれども、まさに上富良野町はうってつけ、温泉郷もありますし、それから何と云っても素晴らしい景観とおいしい空気、こういった、まさにうってつけではないかと思っておりますけれども、そういった点をどのように考えていらっしゃるのか。

それから、町民としても、外国の観光客を受け入れるマナーですとか、それから、おもてなしの心なども必要だと考えるのですけれども、こういった指導とかPRについてはどのように考えておられるのか。

それから、3番目は、上富良野町観光大使になっていただいた王思椒氏が、上海の進才高等学校の校長先生でいらっしゃいますので、子供たちを中心とした交流ですとか、また、町民の友好訪中とか食の交流会なんかについてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

中国・上海の旅行客の誘致事業であります。議員おっしゃるように、これは富良野・美瑛広域観光推進協議会が中心となって対応しているところでありますが、さきに行政報告でもお答えさせていただきましたように、たまたま上海からの上富良野との関連のある王大使の紹介、また、陳西瑜氏の紹介等々で対応を進めているところであります。具体的なこれからの事業の進め方につきましては、今後また、広域観光推進協議会との事業計画の中で取り組んでいただくように進めていきたいと思っております。

ただ、この中で先ほど申し上げましたように、7月下旬には月刊誌と週刊誌の旅行会社の記者にお願いいただくと。そして、今の計画では、10月の初旬ごろに上海メディアのテレビ局等々の関係者を招致をして、富良野、美瑛のPRを、また、上富良野のPRを進めていきたいと。

上海の人たちの招聘に私どもも行っているいろいろお

話を聞いた中では、さきにも行政報告させていただきましたように、あちらの方々が最も期待しているのは温泉とスキー等々の対応であります。議員御発言のとおり、夏の期間ばかりでなくて、今、この地域で最も誘客を必要とする冬期間の誘致等々にも力を注ぎながら、対応していきたいと思っております。

また、王思椒氏が、さきにもお答えさせていただきましたように、学校の先生というようなことから、その学校を行政報告でも報告させていただきましたように、訪問した中で、学校間の交流というようなことのお話もございました。我が町にも高等学校があるわけですが、大使の勤めております学校は、世界じゅうの子供たちを集めた、言うならば中国で有数のトップレベルの学校であるというような、ちょっと何カ国とかと聞きましたが、忘れましたが、相当多くの方々、日本からもそこに留学しているというような優秀な学校でありまして、我が高等学校と交流をというようなお話がその校長からありましたけれども、ただ、それらについては、十分、我々も受け入れ等々については教育委員会と調整をしていきたいと思っております。

今、急遽でありますけれども、今朝の担当からの報告によりますと、7月の末に来町する報道機関とともに、雑誌社とともに学校関係の方々も同時に訪れて、我が学校関係との調整もしたいというような連絡も来てるところでありまして、これらにつきましても、町の教育委員会とも十分調整を図りながら、そういった交流の場もつくり上げていくように努められればなと思っております。

ただ、この事業は、さきにもお答えさせていただきましたように、基本的に富良野・美瑛広域観光推進協議会が中心となって対応するもので、その中心的な役割を上富良野町が果たしていきたいと思っておりますので、これから3カ年間に おきます事業計画の充実を図りながら、未長い上海との交流が続けられるような事業計画の取り組みを進めていくように努めていきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 報道関係のPRに期待するところですが、これからの取り組みになるようとして、富良野、それから、美瑛広域の観光の取り組みですから、なかなか上富の独自性を出すのも大変だとは思いますが、140万円予算を取っておりますので、ポスターですとか、それからチラシですとか、そういったものの予算づけかとは思いますが、ですけども、やっぱり何としても、今、富良野、美瑛というようなこともありまして、それと町民も少し何か巻き込むような、外国人の観光客は余り受

け入れをしたことがありませんので、そういったことも、おもてなしの心などというの、2月には講演会していただいたのですけれども、余りにも人数が少なくて、ちょっと寂しい感じがしたわけなのです。それで、こういったおもてなしの心なんか必要だと思っておりますので、こういった指導、PRもちょっと何とか、どのように考えておられるのか。

それと、今、王思椒氏が進才高校の校長でいらっしゃるということで、本当にいい機会だと思いますので、町長が学校関係の交流等については、今調整中だとおっしゃいましたけれども、ぜひ実現の運びになるように、よろしくお願ひしたいと思います。

町民を巻き込むこういった観光客を受け入れるマナーとか、例えば、どこかではウエルカムというようなマットなんかをつくって、そして、ところどころに敷いてあると、そのようなこともしているとかということが書いてありましたけれども、何かそういったことも町としては、お考えになられたほうがいいのかと思いますが、その点はいかがでございましょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、この事業につきましては、富良野・美瑛広域観光推進協議会が中心となって事業展開をこれから進めていくわけですが、この中心になる指導的な役割は、上富良野町は先ほどお答えしましたように果たしていきたいと。

たまたま上海とのつながりは、御承知のとおり上富良野町に在住する陳先生の関連で、このような計画を進めたということもございまして、特にその対応を図っていきたく。

これから7月の末に来る報道関係の方々、教育関係の方々、そして、また10月に予定しておりますテレビ等々の旅行関係の方々等の上海における富良野、美瑛のPR等々の対応の中で、多くの方々が来町して、この周辺に来ていただくことを期待するわけでありまして、また、交流の輪を広げていきたいと思っております。

そのためには、議員からの御質問にありますように、地域を挙げての来ていただく方々に対するおもてなしの対応、これは、観光協会も常に対応している課題であります。これらの部分につきましては、より一層これから国際的に台湾の方々、あるいは韓国の方々、香港の方々、オーストラリアの方々、そして中国の方々ということで、この周辺にも外国の方々の観光入り込みが非常に多くなってきている。我が町におきましても、宿泊される外国人の方々の数が非常に多くなってきているというよ

うな状況でもありますので、それらに対するおもてなしの対応、これは地域を挙げてする対応等とも含めて、関連機関の皆さん方、特に観光協会の皆さん方の対応を図っていくように取り進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思ます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 次に、2項目目のPFI事業の導入について御答弁いただいたわけですが、6年前にPFIに関する調査をされまして、平成17年、3年前に余りメリットが見当たらないということで整理をされたという御答弁をいただいたのですけれども、今、平成20年でございますし、先ほどの広域連合の取り組みにつきましても非常に経済情勢が厳しいと、こういうお話がありましたけれども、3年の月日は上富良野町にとっても財政面で非常に変わってきているわけなのです。

それで、投資的需要も縮小されておりますし、公共サービスの提供における行政のかかわり方も改革が迫られているのではないかと私は思うのですけれども、建設管理運営費を比較しましても、PFI事業であれば、期間は町は単價で短いですけれども、長期間、15年から25年にできますし、従来型ですと市町村負担で地方債ですけれども、PFI事業であれば民間資金調達ができるわけで、リスクはやっぱり市町村が今までですと持つようになっておりますけれども、これは、契約業者、一部市町村がもつところもありますけれども、PFIその手法を実施すれば、民間の資金とか経営能力とか、それから技術的な能力を活用することによりまして、国や地方公共団体等が直接実施するよりも、効率的に公共サービスも提供できると思うのですけれども、6年前から既にこういったことも考えられたということで、こういう面については、なかなかこういう手法もということを考えられたのだなと思っておりますけれども、これにつきましては、今、そういう事業、一定の事業規模を見出せば、対象施設も拡大されてきておりますし、従来の行政の発想を超えて民間の創意工夫による質の高い公共事業を提供することができると思うのですけれども、いかがでございましょうか、その点。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

PFIについては、さきにお答えさせていただきましたように、町は既にこれの検討に入って研究をさせていただきました。

行政が有利になると思うと、民間の方々が不利になると。先ほどお答えさせていただきましたよう

に、官のリスクコストを削減するとともに、民の利益をも追求しなければならぬと。民の利益を追求すれば、官が不利益をこうむると、そういうような事業しか今のところ我が町にはないということが残念ながら生じているということでありまして、やはり、ともに行政も官も利益があり、民も利益があるというような事業をどのように選択していくか。その事業は、さきにお答えさせていただきましたようなことで、今のところ我が町が展開する事業の中ではなかなか見出せないというのが現状であります。

正直申し上げまして、この検討に当たりましては、まず、教員住宅について云々ということで検討をさせました、当時。しかし、なかなか思うように進むことができ得なかったということでございます。

そういうようなことで、我が町の事業の中では、どうしても民の方々の利益を損なわなければ官のプラスにはならないというところを、今、大きな課題として抱えておりますので、お互いに官も有利であり民も有利であるというような事業を、どのように選択しどのように対応していくかということで、今、十分対応している中では、先ほども申し上げましたように、現時点で我が町では、それらの事業を展開することができ得ないということでありまして、次期総合計画の中におきましても、議員の御発言にあるように、そういったものが選択できるような状況がありますれば、PFIの対応については対処していくべきであると、私自身も議員と同じような考え方を持っているということで、御理解をいただきたいと思ます。

それから、もう一つは、私ども単独自治体ではなくて、今、広域で進めている中で、私どもとしては、葬斎場、火葬場等々の設置についての既に民の方からこのPFIについての申し入れ等々も出てきております。

これらにつきましては、今、官がそれぞれに実施しておりますけれども、これを広域の中でいかに民のお力をかりながら、行政経費の軽減等も含めながらお互いに、官もよし、民もよしというふうな事業展開になればというような期待をいたしているところでありまして、さきにお答えさせていただきましたように、今後、これらの問題につきましては、十分対応を想定しながら検討をしていきたいと思ますので、御理解をいただきたいと思ます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 一定の事業規模を見出せない、今までいろいろ検討されたということをよくわかります、本当に。6年前からそういったことで検討されているわけですから、これだけ時代が変

わってまいりまして、やっぱり第5次総合計画においても公共サービス、いかにして住民に余り負担をかけないような状態で、民間でできるものは民間ということで、やはりこの手法自体そのものは否定されるものではないのではないかと思います。

ことしの春、札幌で高校がPFIの方式で建てております。そういうことを考えれば、小学校も、上富良野小学校が老朽化されておりますし、これから第5次総合計画の中でどうしようかということですが、そういったこともこの手法を考えられないものかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 何度もお答えさせていただいているように、官もよし、民もよしというようなものがあるとすれば、今、例えば小学校のお話も出ましたが、学校であろうと何であろうと法的に許されるのであれば、互いに有利であれば、その手法をとっていくと。

私は、今まで対応している中で、行政がやるべきものの中で、民ができるものはすべて民間に移譲するという形で今日まであらゆる分野で民間に移譲してきておりますので、民の力をかりて民の活性化、地域の活性化がなるといものについては、さきに何度もお答えさせていただいているように、前向きに検討させていただくということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それでは、3項目めの幼稚園、保育所の所管を委員会にということでございますけれども、御答弁では、なかなかそういったことはちょっと難しいというようなことでございますけれども、子供さん、今、変わっていないのです。子供を取り巻く周りの環境が変わってきているわけなのです。それで、社会的な環境も変わりました。これは、家族構成、少子化ですし、母親がすごく仕事をするようになりまして、親の子供への接し方も変化してきております。

非常に働かなければいけないという環境もありまして、やっぱり親も子供への接し方が変化してきているのですけれども、小学校に入るまでの6年間で身についたことは、その倍ぐらいの年月をかけないと変えられないということを言われているわけですが、また、零歳から3歳までの乳幼児期間の体験というのは生涯に影響すると。町長も御存じだと思いますけれども。

そういったことで、前から私、児童と教育関係、それから、幼稚園は伸び伸びと遊ぶ習慣が身につけておりますけれども、学校へ行きますと、今、学力

テストの2回目が行われたりしておりますけれども、こういったことで、やっぱり学習する習慣も身につけておりませんし、前にちょっと保健師さんにお聞きしたことがございました。

そうすると、小さい、生まれてからのお子さんはずっと眺めて成長とか、いろいろなことを指導もさせてもらっているのだけれども、学校へ行くと、ぶつと切れてしまって、どのようにしているのか、そういったこともなかなか伝わってこないし、大変心配があると、こういうようなお話も聞いたことがあります。

それで、やっぱり今、中高とか小学校からも既にもう一貫にしているところもありますけれども、乳幼児と、それから小学校、学校の関係、今、幼稚園も今度、文科省と厚生労働省の垣根を越えて子供認定園、そういったこともやってよしいということになりまして、今、なかなかそれで、前にも何回か提案させていただいたことがあるのですけれども、こういったことを、今どうも縦割り、連携をよくされていると、こうおっしゃるのですけれども、児童クラブ、放課後クラブ、これは少し統合されたような形で運用しておりますけれども、こういった面を考えますと、やっぱりやってるところもあります、町村も。

そういったことで、このつながりを強化、これが非常に大切です、その児童生徒の心理的、生理的成長が以前よりすごい早いのです、今、本当に早期化されているわけなのです。そういったことで、より密接に関係をつくるためにも、こういったいろいろ組織、町長もスタッフ制ですとか機構変更されまして、いろいろとやってこられておりますけれども、こういったことに対してどのように、全く考えることは無理なのかどうか、そういう乳幼児関係の難しさ、そういう大切さというのがあると思うのです。

それから、意外と小学校の先生と幼稚園の先生との交流ですとか、職員同士の余り交流なんていうのもありませんので、そういったところをお考えいただくと、やっぱり連携を密にするには、こういった所管の変更なんかもいかがかと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 答弁は、午後からにしたいと思います。

昼食休憩といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を

再開いたします。

午前中の村上議員の質問に対しまして、町長の答弁から始めたいと思います。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の午前中の御質問に対して、お答えさせていただきたいと思います。

まず、子育て支援班を教育委員会に移管してはどうかという御質問であります。さきにお答えさせていただきましたように、諸般の状況からすると、私としては、その考え方を持っていないということでお答えさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、子育て支援の中に関連する母子保健、児童福祉、そういった分野が保健福祉課の中に位置していると。この部門だけを教育委員会に持っていくとするならば、母子保健、あるいは、母子福祉、児童福祉等々の対応との連絡調整というのが今度は余計大きな課題となってくるわけでありまして、この子育て支援班が同じ保健福祉課の中に位置することによって、基本的には就学以前の乳幼児の対応を町長部局の中で対処していくということが最善であると私は考えているわけでありまして、この部門を教育委員会所管の教育のところに置くことによって、他の関連に大いに支障を来すと認識をいたしております。

現在の状況で、教育委員会と保健福祉課の連携の中で問題が生じているという報告を受けておりませんし、これらの綿密な連絡調整のもとで、今、十分に機能をいたしていると理解をいたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 村上和子君。

2番（村上和子君） ただいま町長のほうから、ちょっと難しいというようなお話ですけれども、保健福祉課に6項目含まれているのは承知しております。保健衛生及び健康推進に関する事項、社会福祉に関する事項、障害者福祉に関する事項、高齢者福祉に関する事項、児童福祉・子育て支援・保育を含むに関する事項、介護保険に関する事項と、こうあるわけですが、ただ、子育て支援だけをというのはとおっしゃるのであれば、児童福祉・子育て支援・保育を含むに関する事項、こういったことも考えられないかと、こう思うのですが。

それと、今度、保育所の保育指針を改定されるということで、これは保育所の創意工夫を促すためだということ、小学校との連携を重視して、保育所の子供を小学校の児童との交流とか職員間の交流とか、それから、保育所から小学校への資料の送付をするということが求められているわけなので。

それで、ただ、子育て支援だけではどうかとおっしゃるのでしたら、この児童福祉、子育て支援、保育を含むに関する事項、こういったところを考えていただくことはできないかどうかと思うのですが、その点、いかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の質問にお答えさせていただきますが、基本的にそういう考えは持っていないということで、今の状況で支障を来していないと。

それから、今、議員のおっしゃる質問の中には、幼保一元化の問題につきましては、当然にしてその時代の趨勢に応じて町といたしましても、幼保一元化の体制が必要な時期を期待しているということ、認識をいたしているところであります。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今はその時期ではないというようなことですが、それでは、保育所から小学校への資料送付とかこういったところの連携とか、職員間の交流とか小学校との交流とかはこういったことになるのですか。こういったことは考えていただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） その分野は、十分に議員おっしゃるように対応しなければならないと思っております。

ただ、事務事業を教育委員会に持っていくことは、私としては適切でない。それを持っていくことによって、母子保健だとかそういったものも全部を持っていきなさいとおっしゃるけれども、それらは文科省の所属でなくて厚生労働省の所管、縦割りを申すわけではありませんが、予算申請、いろいろなものを今度は教育委員会から町を経由して対応していかなければならないという、いろいろな課題が残るわけです。

ですから、母子保健だとか、あるいは児童福祉だとかそういった子育ての中で関連する、例えば、妊産婦に対する指導だとかそういうものも連携して保健福祉課の中で実施をいたしておりますので、そういったものを全部、教育委員会所管に持っていくということは、これは行政組織上、全く考えられないと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） さきに通告のとおり、質

問させていただきます。

まず、1点目は、平成20年6月1日道路交通法が改正施行され、児童及び幼児が自転車を運転する場合、また、保護者がお子様を自転車に同乗させる際に、ヘルメットを着用するよう努力義務づけられました。このチャイルドメットの助成について伺います。

2点目は、地方自治体における地球温暖化対策制度の推進状況について質問いたします。

今日、地方自治体も地球温暖化対策が義務づけられ重要な課題です。2007年3月には、環境省が「地球温暖化防止対策地域推進計画ガイドライン」を改定し、温室効果ガス排出量、算定手法や対策のあり方について、市町村に明記するよう改めてあります。

本町では、どのような対策に着手しているのか、お伺いいたします。あわせて、地球温暖化対策推進法第8条と2002年の同法第20条も含め推進状況を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番佐川議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの交通安全対策についてであります。議員御指摘のとおり、道路交通法が改正されまして、児童・幼児の保護者は、自転車に乗車する児童・幼児にヘルメットをかぶせるよう努めなければならないと、保護者への安全対策の努力義務が規定されております。平成20年6月1日に施行されているところでございます。

さて、議員の御質問にありますヘルメットの助成についてであります。ヘルメットの価格も3,000円前後と比較的安価であり、保護者の経済的負担についても大きくないことや、チャイルドシートの使用が義務化されたときの対応など、総合的に判断した結果、保護者の責任において対応することが望ましいと考えているところであります。

したがって、町といたしましては、助成措置を講ずる考えはありませんが、今後は、保育所、幼稚園、学校等を通じまして、道路交通法改正により児童・幼児へのヘルメットの着用による事故防止について、保護者への啓発活動を積極的に実施するとともに、必要に応じてヘルメット販売店や価格等の情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの地球温暖化対策制度の進捗状況についての御質問にお答えさせていただきます。

今日の環境問題は、これまでのような公害、騒音、ごみといった身近な問題から、地球温暖化防止など地球規模の大きな問題に発展をいたしているところ

であります。

平成9年には地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガス削減にかかわる議定書が採択されました。世界的な取り組みの重要性が確認されたところであります。

このような状況を踏まえまして、日本においても地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年4月から施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むこととなったところであります。

この法律の施行に伴いまして、同法第8条では、国において京都議定書目標達成計画を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本的な事項が定められたところであります。

また、同法第20条では、国、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努めるものと規定され、地方公共団体においては、地球温暖化対策地域推進計画の策定が義務づけられたところであります。

本町におきましては、地球温暖化対策地域推進計画は、平成21年度を目途に策定する予定としておりますが、議員も御承知のとおり、地球温暖化対策の推進につきましては、行政の努力だけでは到底解決するができ得ない大きな課題でありますことから、町内事業所や町民への理解と協力を得ながら、推進することが極めて重要であると私なりに考えているところであります。

したがって、今後は、行政、各事業所、町民の責務や役割分担等について、十分に協議を進めながら、計画の策定に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 御質問ありますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 上富良野町においては、町の関係機関、生活安全推進協議会、交通指導員会、交番、各学校、幼稚園、保育所はもとより、地域住民会の見守り隊や多くの女性団体、商工会関係やライオンズクラブなどの奉仕団体や職場に至るまで、交通安全推進と子供たちの安全通学のための交通指導の支援を承っておりますことは、他市町村の見本であり、交通事故撲滅のための皆様の御努力に対し深く感謝し、また敬意を申し上げるところでございます。

小学生においては、少年団、部活動、スポーツ活動など、帰宅してから再度自転車で学校やセンターへ、また、お友達のところや習い事などへの交通安全を願うとき、さらに、職場から幼稚園、保育所に

お迎えに行かれる保護者と子供さんの自転車同乗の安全性を考えると、チャイルドシートの重要性が望まれるところです。

幼児・児童の自転車乗車時のけがの約6割が、頭のけがで、同乗させていた幼児のけがの4割が、致命傷になりかねない頭部のけがだということです。

そこで、伺いたいと思います。

今後、全町挙げて輪禍死ゼロ目標2000日を掲げている交通安全推進の町として、どう町民に表現していくのか、伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、交通安全対策であります。議員の御質問にありましたように、我が町におきましては、それぞれの組織、団体の御協力をいただきながら、現在、死亡事故ゼロの継続1,236日か5日ぐらいの継続をさせていただいておりますが、これはひとえに地域の皆さん方の交通安全に対する理解と、それぞれの関係する団体・機関の皆さん方、個々の皆さん方の交通安全に対する深い御理解のたまものと感謝を申し上げるとともに、交通安全対策の推進をより一層進めていくように、地域の皆さん方の町民の皆さん方の交通安全に対する認識を深めていただくように努力をしてみたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 過去において、チャイルドシートの件があったようですが、あのときも少しでも助成を考えてほしかったと思っております。社会情勢も刻々と変化し、現在は、ガソリンの高騰や地球温暖化、また、健康ブームにより、将来においても自転車の利用が見直されてきております。

当然、子供も保護者も関心が高まってきております。全道一を誇る上富良野町独自の施策やチャイルドシートの助成は、出生率を2%にまで上げたいという町長の気持ちをストレートに住民に伝えられることができると思います。住民の安心安全のため、交通事故から子供を守るという意識を目に見える形で町民に示す策はあるのか、改めて伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番佐川議員の質問にお答えさせていただきます。

チャイルドシートの問題等々も含めての御質問であります。

当時、チャイルドシートが義務化したときに、町としてもいろいろと議論、いろいろと御意見等々も

承りました。しかし、いろいろな状況のもとでチャイルドシートにつきましては、御案内のとおりありません、いろいろな対応、情報提供等々の対応を図らせていただいて、行政としての支援は実施いたしておりません。

今回のヘルメットにつきましては、努力目標が定められたということでありまして、今、議員の御質問にあります、例えばヘルメットの対応を図るとするならば、上富良野町には1,530名の子供さんがいらっしゃると。この方々への対応ということと、また、チャイルドシートにつきましても、御案内のとおり我が町におきましては、北海道におきましての特殊出生率は1.15ということでありまして、現在、我が町におきましては1.85ということで、全国の1.36よりもずっと率の高い出生率を確保しているところでありまして、それらのこと考えますと、ヘルメットに対応してチャイルドシートに対応しないということには、私としてはならないと。やはり義務化されているものが前提であると認識をいたしておりますし、両方とも対応することからは莫大な財政支出がなされるということから、今日、その平等性を考えていきますと、先ほどお答えさせていただきましたようなお答えになるということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 自動車の運転や歩行者にも啓蒙の形の一つとして、旗やティッシュ配りなどさまざまなことをされていますけれども、交通安全の大切さを理解でき得ると考えておりますが、価格も先ほど比較的安価でありということをおっしゃっていましたが、伸び盛りのお子様2人、3人といらっしゃる家庭においては、物価の高騰で食費は約1割はもう上げられておりますし、給食費も上げられております。

また、あらゆる出費がかさんで、その上、税金もまた値上がりしているところです。将来を担う子供を育てる保護者は本当に大変だと思っております。若い世代にエールを送る意味においても、骨組みを検討していく考えはないのでしょうか、どうか、また伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

さきにお答えさせていただきましたように、行政は限られた財源の中で、平等、均衡のとれる行政運営を進めていかなければならないということを基本としているわけでありまして、今、議員がおっしゃるように、現在の社会情勢におきます厳しい生活環境の中でこの財政支出をするということは、各家庭

におきまして大変であるということについては十分認識をいたしているところではありますが、行政といたしましては、ヘルメットを優先するのかチャイルドシートが優先するのかというようなことを考えますと、やはりチャイルドシートのときに対応したように平等性を考えた中で、今回はそれぞれの対応を図っていただく、個々の対応を図っていただくためのいろいろな施策の展開をしながら、支援策については考えさせていただくということであります。

ただ、出生率等々のことも考えながら、子育て支援対策につきましても、他の分野で私は他に劣らない支援策を講じていると認識をいたしております。

ですから、すべて、あれもこれも全部100%対応するという事は財政規模からしてなかなか難しいということでもありますので、今、実際の母子保健の健康の問題、あるいは、妊産婦の問題、いろいろなそういった子育て支援対策の面につきましては今年度も拡大をしておりますし、今回の定例町議会にも就学以前の乳幼児の医療費の軽減策等々の対応も提案させていただいているというようなことで、重要な部分につきましては、その対応をさせていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 先ほどから何度もお答えの中にありましたが、財政難ということは、本当に皆さんがもう理解していると思っております。

でも、若い世代が行政に関心を持たないということは、自分たちのことを考えてくれないということ、あきらめのムードも少しはあるような気もいたします。そういったことを考えて、もう一度、検討を進めていかれるような考えはお持ちでないのか、伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

子育てを進めている世代の人たちが、行政は何もしてくれないと思っているというふうな、行政離れの考え方を持っておられるというような御質問であります。まことに残念なことだと思うわけがあります。

チャイルドシート、あるいは、ヘルメットということよりも、それ以前に行政として重要な子育てのため、子育てをしているお母さん、お父さんのために、町としては最大限の他の自治体と比較しても決して劣らない、上を行く支援策を講じていると思っております。そういった中で、ひとつ限られた財政をそのような面で今使わせていただいているということで御理解をいただきたいと。

ヘルメット並びにチャイルドシートそのものを行政が支援しないから、子育て時の方々の行政支援がゼロであるという認識は、ひとつ持たないでいただきたいなと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 先ほど、助成するには多額なお金がかかるというようなことをおっしゃっていましたが、助成の方法にはいろいろなことが考えられると思います。全員に一度に渡すとかそういうのではなくても、幼児を先に対象として考えていくとか希望者のみにしていくとか、数年置きに少しずつふやしていくとか、また、金額的なものにおいても、1,000円単位だとかいろいろなことも考えていけると思っていますので、少しでも検討を進めるようお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 支援策には、今、議員の御質問にありましたように、いろいろな手法があるということは私も理解しております。

ただ、行政は、対応する場合においては、住民に対する平等性を考えていかなければいけないということを中心に行政執行をさせていただいておりますので、そういった平等性を考えるのと、もう一つは、限られた財源を使うためには、その目的に沿った、重要性、緊急性、必要度等々を考慮しながら判断しているということで、御理解をいただきたいと。

先ほども申し上げましたように、ヘルメット、あるいはチャイルドシート、そういったものがどっちのほうを優先するのかということ、また、同時並行で対応するのかということも含めながら考えなければならないと思いますが、現時点では、チャイルドシートで対応したように、ヘルメットについてもお答えしたとおりの考え方を持っているということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 次に、環境問題についての御質問をさせていただきます。

昨年12月に行われた、第4回定例会の一般質問で申し上げましたように、環境基本法地球温暖化対策推進法第8条に示します基本理念や地域の自然、社会的条件に応じた環境保全や温暖化対策の施策を策定する環境保全対策推進班的な部署を設置するお考えはないのかと。また、第5次総合計画にも加え、課の窓口の事務分掌にも加えて進めていくべきではないのかという質問に町長から、組織体制はこのままだが、町民生活課生活環境班が早急に事務処理ができるように対応し、第5次計画の中に位置づ

けるよう努めていくとのお答えをいただいております。

改めて、第5次の基本構想にどのように位置づけて組み込んでいくのか、概略でもいいので教えてください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 佐川議員の環境につきましての御質問にお答えさせていただきます。

さきにもお答えさせていただきましたように、地球温暖化京都議定書等々の対応の中で、国が法律を定めました。この法律の中の8条は、国が何をすべきかということをとらえてありまして、自治体が何をすべきかということは4条で提起されているところでございます。この4条の中で提起されている部分、また、20条につきましては、基本的にはこれもまた国が何をすべきかということ提起してありまして、自治体がやるべきことにつきましては、21条で各自治体はこうあるべきだという規制がなされております。

その中で、さきにお答えさせていただきましたように、平成21年度をめどに住民と事業所の皆さん方、行政とが一丸となって対応でき得る我が町の計画をつくり上げていきたいと思っております。

また、総合計画の中には、この項目について細かくは書いておりませんが、総合計画における基本構想につきましては、まちづくりの基本構想、すなわち精神論を記載させていただいているところでございまして、環境保全ということで別項目で押さえていることではないということで、御理解をいただきたいと思っております。

ただ問題は、来年度に向けて、21年度に向けて、住民の皆さん方、事業主の皆さん方、事業家の皆さん方、そして行政と、一丸となった地球温暖化対策地域推進計画をつくり上げていきたい。これが法律にのっとった形の中でつくり上げていこうということでありますので、御理解をいただくとともに、行政組織の中におきましては、さきの定例町議会で議員から御質問がありました部分について、環境生活班の中でこの分野を所管するように事務分掌についても整理をさせていただいているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 地球温暖化をいかに考え学習し、防止策を立てるのか、それは気象のみならず生態系への影響、水不足、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など、経済や社会活動に悪影響が複合的に生じる可能性も含め考える必要がありますので、とても期待しております。

また、全道180市町村のうち、62市町村が5月31日付で策定しております地球温暖化に対することで、小さいころから子供の教育にも温暖化対策の勉強をしている学校があり、教育の面からも地域格差が生じないようにということで、今後どのように進めていくのか、もう一度伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

基本的には、議員も御承知のとおり、北海道が環境宣言を行いまして、その中で行動メニューをつくり出しております。その行動メニューと環境宣言の八つの行動パターン、これらを重点としながら関連を持ちながら、町としても、それらの計画をもとにした地域環境の整備を促進を図るような温暖化対策の推進を図る、言うならば、CO₂の削減に対する対応を取り組めるような計画をつくり上げていきたいと思っておりますので、この計画策定に当たりましては、また議員からのお知恵、御指導等々もいただければと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、12番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は、次に通告してありました点について、町長に質問いたします。

まず、第1点目は、住宅改修の助成の問題について伺います。

今、多くの土木建築業者は、公共事業の予算がこの上富良野町を見ても、平成10年度の20億円台から、今では10億円台という形の中で予算が減るという状況になりました。

今、景気が後退するという状況の中で、多くの経営が大変になっているという状況があります。近ごろでは、燃料の高騰など関連する資材の価格も値上がりするなど、売り上げも伸び悩んでいるという状況の中で必死の経営を行っているという状況にあります。また同時に、内部でも経費の削減の努力をしながら、経営を維持しているという状況が見受けられます。

今後、資材の値上がりや景気の減退傾向が続けば、経営はさらに大変なところに追い込まれるというのが共通の話という状況になってきています。

公共事業の予算が減り続ける中で、建築工事の需要を少しでも掘り起こし、内需の拡大に結びつくような対策を講じるということが、今、町の施策として行政に求められているのではないかと考えます。

この間、町長は、私の質問に対しても、必要性は

認めるが、今後、十分な検討が必要だという答弁を繰り返すだけで、いまだにその実行を移されないという状況にあります。

今こそ、きっちりとした対策をとって、上富良野町の落ち込む景気の拡大や内需の拡大に今こそ踏み込むべきではないかと考えます。そういう意味で、改めてお伺いいたしますが、住宅改修工事における補助制度の対応についてお伺いいたします。

次に、宿泊体験活動の受け入れについてお伺いいたします。

今、最近においては、学校等において従来の修学旅行の、ただ名所や旧跡など見学をする旅行から、環境などの自然の素晴らしさをみずからの体で体験してもらい、また、農家などに泊まり、農作業などを体験してもらい体験型の修学旅行のあり方という形で様変わりしつつあります。

その中で、今、各地域においては、修学旅行者を初めとし、一般の旅行者も対象にした農家に宿泊してもらい農作業の体験をしてもらうというツアーが取り込まれるという状況になってきています。

そこでは、何を学ぶかということ、働くことの喜びや地域とのかかわり、仲間との触れ合い、食に関する関心、自然の素晴らしさなどを身を持って体験してもらおうという内容であります。

また、近ごろでは、一部の自治体で宿泊体験者の受け入れを整備するという状況が見受けられます。

これは、単に町の活性化と同時に農山村の活性化にもつながるという状況の中で、地域と連携して受け入れ態勢の支援を強化するという自治体まで出てきています。もう既に上富良野町においても、一部の農家では実施されております。

また、富良野沿線においても協議会が立ち上がり、そこで窓口になり受け入れ態勢を整えるという状況になっています。

しかし、上富良野町の自治体状況を見ますと、受け入れの窓口としても取り組み自体もまだまだという状況になっております。そういう意味では、今後、上富良野町の支援体制の強化が求められています。

今さまざまなニーズがあり、時の流れに敏感にどう動けるかどうかが、自治体の格差につながるという状況にありますから、将来のまちづくりのあり方の一環としても、私は提言したいと思えます。

次に、介護認定者への障害者控除制度の周知についてお伺いいたします。

要介護認定者の障害者の税控除の通達の中には、次のようなことが書かれています。

精神または身体に障害のある65歳以上の人で市町村の認定を受けている人は、所得税、住民税控

除、障害者控除、特別障害者控除の対象となるとされています。

上富良野町には、平成18年度現在には介護認定者が約405名おられます。しかし、介護認定者が障害者控除の対象と認定されるという理解については、まだ多くの方が、周知、理解されていないというのが実情であります。

また、町においては、この間、広報等において一定の周知をされていますが、それでも介護認定者の方が障害者控除を受けられると理解されている方が少ないわけで、この点でも周知の方法にも課題があるのではないかと考えます。ある自治体においては、対象者すべてに個別の案内を送付するなど、具体的に一步踏み込んだ形で実施しているという状況にあります。

今後、町としての介護認定者への障害者控除、税控除、制度を理解し、利用してもらうための周知をどのようにされるのかお伺いいたします。

次に、小児科の診療科目の設置についてお伺いいたします。

上富良野町の乳幼児の出生率は、全道的にも高いという状況になってきています。また、子育て中のお母さん、お父さん方の多くの要望の中にも、地元小児科があれば助かるという言葉が返ってきています。

今、富良野市や旭川市など、近隣の町村に出向いて診療しなければならないという状況の中で、診療までの待ち時間が4時間もかかるなどという状況もあります。医師数が不足している状況での医師の確保は大変なものがあると思いますが、上富良野町の将来の子育て支援のその施策としても、小児科の診療科目の設置の対応というのは必要だと思いますが、この点について町長の答弁を求めます。

次に、中茶屋の運営について伺いいたします。

中茶屋の運営は、現在、商工会の委託を受ける中で、NPO法人のタンポポの会が運営を行っています。タンポポの会が運営するようになってからは、人の入り込み数がふえるという状況になってきています。

また、野菜や手芸、お米など、売店の販売にも取り組み、一定の成果も上がるという状況になると同時に、人々の交流の場にもなっています。これが今後自前で運営するということになれば、財政的に大変な状況になります。このNPO法人は自主財源が乏しく、収益団体ではありませんから、当然自前で運営というのは困難でありますから、行政の何らかの支援策というのが当然求められているのではないのでしょうか。

また、同時に、町の高齢者福祉の重要な役割も

担っていることを考えれば、今後、支援の強化を持続すべきだと考えますが、町長の考え方を伺います。

次に、レジ袋の削減の取り組みについてお伺いいたします。

この7月には、洞爺湖において先進国の首脳が集まり、温暖化や経済の問題が話し合われようとしています。今、道民も温暖化に対する関心も高まり、町民においても同じ、温暖化防止や地域の地球の関心も高まり守ろうとする機運が高まりつつある今、町においても、レジ袋削減の取り組みを好機と考えて、全国ではレジ袋の削減の取り組みが進められており、上富良野町においてもそれを推進するということが求められています。

今、全国でレジ袋の使用枚数は、全国で313億枚とも言われています。また、一部の自治体では、レジ袋削減の取り組みを進め、住民にもその目標がよく理解されるような工夫をしたり、ポイント制度を導入するなど、住民にも何らかの形で還元されるような仕組みを実施する自治体もふえてきているという状況にあります。

温暖化防止に町民としてどのようにかわりを持ってもらえばよいのかというきっかけを持つ取り組みが、今この機を逃してほかにありません。町としても必要な対策をきっちり踏まえた住民に対するレジ袋削減、また、行政としても今後の対応についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の6項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの住宅改修助成に関してですが、米沢議員からは、過去におきましても幾度か御提言をいただいておりますが、財政的な事情を主な要因として、本町における制度化は困難なものとしてお答えをさせていただきました。

しかしながら、公共事業の減少により、地元土木建設事業者の衰退の傾向は否めない状況にあります。町民生活の面からは、住居の営繕などを担う地元に着した事業者は欠かせない要素となっております。

議員御提言の住宅改修助成につきましては、上川管内におきましても、美瑛町など既に半数の市町村が制度化しており、新たな建築事業の喚起と同時に、雇用の場の創出にも期待できる制度と考えております。

なお、既に制度化している市町村におきましても、高齢者や障害者が主な対象であり、補助改修や省エネ改善など、広義の改修に対応しているものはまれな実態となっております。

しかし、制度化を検討するにしても、単に経費負担の軽減にとまらず、明らかな町民ニーズがあり、かつ一定の効果が見込める必要があります。特に重要な要素としては、中長期的な制度継続とその財源措置が可能という現実問題が生じてまいります。

いずれにいたしましても、制度化への町民要望の高まりに対しましては、真摯に検討を加えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの宿泊体験活動の受け入れについての御質問にお答えさせていただきます。

北海道の農業は、農業・農村を取り巻く環境の変化により、大きな転換期を迎えております。とりわけ、農村集落においては、過疎化による地域社会の縮小やこれまで集落が持ち続けてきた文化やさまざまな機能の維持が困難になってきている現状にあります。

一方では、週休2日制の定着による余暇時間の増大や、食の安全や環境への関心の高まり、さらには、ライフスタイルの多様化などを背景としたグリーン・ツーリズムが注目を集めているところであります。

本町では、宿泊農業体験の受け入れ施設につきましては、まだ日が浅いことあって1軒の農家の開業にとどまっており、まだまだグリーン・ツーリズムに対応する理解が十分に得られていない現状にあるわけであります。

このことから、町におきましては、これらグリーン・ツーリズムに関心を持たれている方々に対して、JAや普及所、普及センターなどの関係機関と連携を図りながら、国や北海道の補助制度や融資制度などの情報の提供に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの介護認定者への障害者税控除制度についての御質問にお答えさせていただきます。

要介護認定を受けた高齢者が障害者の税控除の適用を受けるためには、町から障害者控除対象者認定書を受けることが必要となります。

この制度の周知の方法としては、方針を定めた平成14年度から17年度にかけて町広報に掲載し、この取り扱い方法について周知してきた経過にありますが、今後におきましては、従来の町広報に掲載し周知する方法に加え、介護認定通知とあわせて個別のお知らせについても実施するよう配布をしております。

次に、4項目めの小児科の診療科目の設置について、お答えさせていただきます。

これまでも小児科を設置してほしいとの声があることは承知をいたしているところでありますが、御

承知のように、小児科医の医師は全国的にも不足しており、医師の負担の軽減を図るために、小児科医の医師の集約化が行われている状況にありますことから、常勤医、あるいは非常勤医も含めて、小児科を開設することは難しいものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、5項目の中茶屋の運営について、お答えさせていただきます。

中茶屋は、商店街活性化振興事業の一環として多目的に活用することにより、商店街に賑わいと集客を高める施設、また、交流の場として、平成16年8月に商工会が開設したものであり、町としても、商工会に対しこの施設の管理運営に補助金を交付しているところであります。

現在の実質的な運用は、商工会から委託を受けたNPO法人タンポポの会が行っているところでありますが、この管理運営のあり方については、現在、商工会においても検討を加えているところであります。その中で、受託者の選定に当たっては、公募型の導入や、また、収入を得ることができる新たな事業を展開するなどして、できる限り町補助金の減額に努めるということで中間報告を受けておりますので、その推移を見守りながら対応をしていきたいと考えております。

しかしながら、この施設の利用形態には、バス停や休息所、あるいは公衆トイレや交流の場などの公共の機能を発揮する部分もありますので、それら公共の機能相当分については、実質的に町が負担しなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、6項目のレジ袋の削減についてお答えさせていただきます。

レジ袋は、1970年代後半から、丈夫で使いやすく、それまで使用されていた紙袋よりもコストも安いことから、多くのスーパー等で使用されるようになり、現在、日本国内で1年間に使用されているレジ袋は約30万2,000トンにも上ると言われ、わずかな間で私たちの生活に定着してきたところであります。

しかし、一方で、レジ袋の製造には原油が使用されており、また、レジ袋の廃棄及び焼却等のごみ処分にかかわる消費エネルギーを考えますと、地球温暖化の観点では大きな課題が生じているところであります。

議員御指摘のように、近年では、地球温暖化対策の一環といたしまして、レジ袋の有料化等によりレジ袋削減に先進的に取り組む自治体も出てきているところであります。また、大手企業においても、レジ袋の削減に積極的に取り組む事例も多く見られる

など、レジ袋の削減に向けた国民的機運も徐々に高まりつつあるところであります。

上富良野町におきましては、町内の大型スーパーを中心に、レジ袋を扱わない場合にはポイントが付加され、一定の利益還元を受けられる制度を導入して、レジ袋の削減に取り組んでいる現状であります。

町の対応といたしましては、現在、町内スーパーが行っておりますレジ袋削減の取り組みが、さらに各個店や事業者へ広がるよう理解や協力を求めるとともに、利用者となる町民への地球温暖化に対する理解と意識向上に向けた啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町長に改めて質問させていただきます。

住宅の修繕に関する補助制度の問題であります。答弁の中にもその必要性や重要性については理解されているということでもあります。

ただ、需要があるか、あるいは財政的な問題がどうかという答弁であります。上富良野町においても、その需要は私はあると考えております。

また同時に、財政的な問題でいえば、こういうときに財政調整基金を取り崩すなど、具体的な町の施策の展開をやるということが今行政に求められているのです。なぜ私がこういうことを言うかという、働く場所がなくなってきている。業者にしてみれば公共事業が減り、売り上げも伸び悩んでくると。働く人も、雇用に行く回数も減っている、働きに行く回数も減るという状況になっています。

こういう中で、私は、町として政策をきっちり住民に、やはり安定的な暮らし方、また、その一環としてこういう政策があるのだよということを示すということが、今、行政に一番求められていると思うのです。

ただ、この間、町長の答弁は、需要がないだとかというそこを隠れみのにして、一步も二歩も前に前進しようとしません。ここが私はまちづくりに対する町長の思いが本当にあるのかどうなのか、今問われているのだと思うのです。

この間、名寄市においては、19年度から実施されましたが、100万円以上の工事に対して、20万円その3カ年という形の中で、年間50件用意していたそうではありますが、もう既に150件以上の申し込みがあったと。名寄市においても、もう既にその枠が超過オーバーするという状況になっているということでもありますから、私は尻込みせずに、きっちりこれを前に押し出すという政策を行政と

しても景気の浮揚策としてもとるべきだと思いますが、この点、町長はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

このことにつきましては、何度もさきにお答えさせていただきましたように、議員からも御質問をいただいております。

私も平成13年から17年にかけて、上富良野町商工振興事業の推進を図り、最大500万円の助成策を講じるということで、商工会事業として取り上げさせていただいております。これが17年で終了いたしました。希望者が多かったということで、時限立法ではありましたが、議会の御理解をいただいて1年延長して実施させていただきました。

商工会のほうには、私としては、商工振興施策として次につながるものを計画を立ててくれやということをお願いをしているところであります。そして、何度もこのことにつきましては議員からも御質問ありますし、行政指導で対応するのではなく、商工会なり建築業協会なりの対応をお願いしたいということで、要望、希望を上げていただきたいということで、今日まで私もお話をさせていただきました。

建築業協会の皆さん方とのいろいろな懇談の中で、多額の金額でない、今、議員がおっしゃるように、1件20万円か30万円の助成でいいのだからひとつ頼むということでもありますので、町としては前向きに対応するよ。ですから、行政指導でこれを実施するというのではなく、商工会事業なり商工振興事業なりの中で、ひとつその対応を図っていただきたい。そのことによって、さきに実施をしたような商工振興事業というようなことで、行政が直接携わるのではなく、商工会が携わる事業として、商工振興事業として進めていきたいということをお願いをしているわけでありましたが、なかなか前へ進んでこないというようなことで議員からいろいろと御指摘を受けておりますが、私は議員から御質問される前にも、この商工振興事業の後に続くものとしてリフォーム対策を既にお願いをしているところでありますが、なかなか進んでこないというのが現状であります。

そろそろ行政が先に立って前へ進むのかということですが、私は就任以来、行政指導で物事を進めるということではなく、地域の盛り上がりで事業を進めるということを前提に行政執行をさせていただいております。これは、農業施策の中で一度、

私が行政指導で進めた事業が大いに農家の皆さん方の御批判をいただいたということ以来、私は、行政指導の時代は終わったと。これからは地域、それぞれの皆さん方が、我々はこれをする、行政はこれをして、行政がするのではなくて行政をさせると、行政を動かすという対応の中で進めていただきたいということで、この事業につきましても何度となく関係者をお願いをしているところでありますが、なかなか前へ進まないということで、議員から何度も御指摘を受けております。私は、この事業はできる限り進めていきたいと思っておりますので、そういった状況が生まれてくるのを期待をしているということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町長が実施したいという思いがあると、一方では、相手がなかなか動いてくれないということであるならば、こちらが動いて導き出す、やはり施策として展開するということが大切なのだと思います。

私は、どうも町長の答弁の中では、そういう気持ちはないのかもしれませんが、いわゆる自己啓発、自助努力、あるいは、みずから行政に申し出てほしいという解釈は非常にいいのだと思いますが、しかし、一方で、行政がやるべきものは何なのかなということを区別すれば、その枠を超えて、これ今すぐやっても当然いいと町長考えているわけですから、もうやってください、これ。もう決まっているわけですから。あとは町長の意思一つでやれるかどうかという、皆さん、そういう理解だと思えますよ。町長、ここはどうなのですか、はっきりさせてください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

この事業を行政が直接担当して、私は行政の事務事業をふやそうと思っておりますし、それが行政が担当が直接事業を展開していくということではない。やはり他の、例えば農業関係であればJA農協さんに対応するとか、あるいは、商工関係であれば商工会が対応するとか、それに対する行政が支援していく、私はそういう考え方の中で今日まで行政執行させていただきました。

そのことによって、さきに申し上げましたように業界の皆さん方にも、こういうことを考えているぞと、だからこうだぞという話をしながら、それは町長そんなに大きな金額でないぞと、何とか進めてほしいなというようなお話し合いも進めてきているわけでありまして。

ただ、これを今議員のおっしゃるように、町の建

設水道課の担当が事業を実施することはならない。やはり他の組織が対応していただく、それに対して行政が助成金を出して対応して推進していくという、商業振興事業と同じような考え方で進めていくように考えているということで御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） どうも理解できないのですが、行政が動けないというのは何が原因なのでしょう。では、一方、相手が自主的に動いてくれないと、そこの違いというのは何あるのでしょうか、ここを伺いたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

基本的に、行政が指導してやると行政がこれやるから、あなたたち組織はこれをやりなさいというような形になるわけであり。言うならば、言葉はちょっと悪いかもしれないけれども、行政がしろと言うからするわというような認識が、過去のような実態の中で継続されていくということは、私は行政執行の中で考えたくない。

やはり、さきに申し上げているように、地域の皆さん方、それぞれの組織の皆さん方が、この事業をやりたいから行政はこれに対する対応を図れという、行政をいかに使っていただけるかということ私は期待しているのであって、私が各組織なりに、町はこれをやるから、あなたたちはこれを処理しなさいというような、行政指導の時代はもう終わったという認識でいるということで、それがやはり問題になると。やはり、そのあたりを議員と考え方が違うのかもかもしれませんが、私としては、そういう行政執行をさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） いずれにしても、町長はやる気があるということですし、いつでも門戸は開いているということによろしいのか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

何度も申し上げておりますように、そういう組織の方々には、そういう話で私は進めさせていただいております。

ただ、今、議員がおっしゃるように、行政がこれをやれとその組織に言えば、必ず動いてくれると思います。私はそう思っています。

しかし、行政指導でこれをやれということではなく

て、我々がこれをやるから行政は支援しろという形づくりが私は大切だと思っておりますので、そういう形になればこの事業というのは、さきにお答えさせていただきましたように、商業振興事業の終局をした平成17年以降、これにつながる何らかの新しい事業展開、この以前には融雪機の助成策を講じて進めてまいりました。それが終わって商業振興事業を進めました。これが終わって次なる事業をとということで私は期待をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私、今の問題について、改めて町としても積極的に住民のほうに、あるいは関係に引き続き出向いて、その対策をとっていただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

次、宿泊体験の問題ですが、今、東川町や、あるいは富良野市においても、この宿泊体験というのが非常に流れとなってきています。私はこの間言っておりますが、自治体のやっぱり感覚というのは、こういう流れに敏感にどれだけ物事を動かしていけるかどうかということが、まちづくりの最低必要な条件になってきているのだと思います。

この補助制度を見ますと、団体が補助を受けられるけれども、個人はなかなか受けられないという問題もあります。また、上富良野町の窓口においても、まだ十分な体制がとっておられないという状況にありますので、私は、これからの5次総合計画に向けてのまちづくりの柱としても重要な問題になってくるのだと思いますが、この点、窓口の開設とあわせて、町長はこういうものを生かしたまちづくりという点で、やはりもっと住民にアピールする必要がありますと思いますが、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

この宿泊体験施設の問題ですが、グリーン・ツーリズム、これは言われて日が相当たってきております。町といたしましてもこれらのことにつきましては、いろいろな対応を図って情報の提供等々を図ってきているところではありますが、基本的に町にとりましても、農業と商工業、観光業、この三つの業種の連携を図った中での推進を図っていくという一つの事業として、この宿泊体験事業というのは重要であると認識をいたしております。

そういう観点から、町としても、その支援策を講じて協力をしているところではありますが、議員が御質問にありますように、これらの公費の用途につきましては、個人の施設、個人財産ということになり

ますと非常に厳しい枠がございます。施設的な公共的ないろいろな部分等は別に、個人資産、個人の財産ということになります支援はいろいろな課題がありますが、これらにつきましてのいろいろな制度等々の説明を図るなり、担当として位置しております産業振興課におきます分野で対応しているわけではありますが、この組織につきましても、農業と商工業、観光業を連携するために、昔ありました商工観光課、農業振興課というものの二つの組織を一つにまとめて、この農業と商工業、観光業の連携を図る対応が進められる組織化を図ってきておりますので、こういった連携を持ちながら、この事業の推進ばかりではなく、農業と商工業、観光業との連携した、地域の基幹産業としての位置づけ、観光事業としての位置づけ、商工業としての位置づけを進めていくような施策の展開をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 窓口の整備もあわせて、ぜひやっていただきたいと思っております。東川町では、これを機に、町のよさ、自然、あるいは農業体験をしてもらって、農業のすばらしさ、食のすばらしさを知ってもらうということが言われていますので、私は、上富良野町のこの大自然のすばらしさを、こういうものも通じて、すべてではありませんが、何かのきっかけを生み出す、やっぱりそういう調整能力を行政の窓口がきっちりと対応できるような対策というのが必要だと思っておりますので、改めてこの点をお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問にありますように、私もそういう認識のもとに、先ほども申し上げましたように組織の統合化を図って、連携した対応を図れる窓口をつくっておりますので、今後この窓口が中心となった中でより一層の振興を図っていく、施策の展開を進めるように努めたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 次に、介護認定者の障害者控除の周知についてお伺いいたします。

もう既に町長も御存じかと思いますが、上富良野町の介護認定者の障害者控除対象で認定証を発行された方が何人いるかということをちょっと調べてみました。

平成17年度では8人、平成18年度では10人、19年度では9人の方であります。400人の方がおられて、わずが9人、10人、8人という現状がうかがえます。私は、こういったところに行政

のやるべき仕事というのが何となく横に置いてしまったのではないかと。私、皆さん方の努力は否定しませんが、この間、広報でも周知されました。

だけれども、ただ、やはり周知の仕方として、個別に文書を郵送して、制度があるわけですから利用してもらおうということ、行政の仕事としてきっちり行うということが必要だと思っております。

この控除が受け入れられれば、40万円、27万円という形の控除が受けられますから、この不況の中で本当に税の負担というのは重い状況ありますので、こういう意味でも助かると思っておりますが、今後、これらの点についての周知徹底、個別の周知について、もう一度されるという形で認識していいのかどうか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

この介護認定者に対する障害者税控除制度であります。さきにお答えさせていただきましたように、町広報で広報するというのでいたということが事実であり、議員御指摘のように、まことに遺憾だなと思っております。それで、さきにお答えさせていただきましたように、今後は、認定通知書とともにこの制度の説明を図っていくように努めるように担当のほうに指示をいたしておまして、この是正を図っていきたく思っております。

ただ、議員の御意見にもありましたように、19年は9名の方がおまして、しかし、4名の方が非課税者と。この介護認定者の中には、相当数、非課税者がいるわけですが、この制度を説明することは重要でありまして、町広報で広報したからそれで済みということでは、私としても議員御指摘のようにあるべきでないということで、認定通知書とともに認定通知した方々にこの制度の説明を図っていくという手法を今後進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 文科省においても厚生労働省においても制度の通達が出されてますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

小児科の診療科目の問題についてお伺いいたしますが、今、出生率が高いという状況にあります。医師不足という状況にはありますが、やはり多くの方が望んでいるのは、小児科を設置してほしいということでありまして。この点について、引き続き、町としては、ただ医師数が足りないというだけでこれを放置するのではなくて、努力して設置に向けて何らかの形でやっぱり要望にこたえるということも一つ

の対策だと思いますが、この点、引き続き努力されるのかどうなのか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

今、議員も御承知のとおり、小児科医、産婦人科医の医師の不足ということが非常に懸念されておりまして、それぞれの医師不足の対応の中で、医師の集約化を図ってきているところであります。

今現在、私どもは富良野圏域の中で、私どものセンター病院であり地域病院であります富良野協会病院が、今、産婦人科と小児科の医師不足が顕著にあらわれております。私どもは圏域として、今、第1段階として、センター病院である富良野協会病院の医師の充実、産婦人科並びに小児科の医師の充実を図っていくことによって、町民の皆さん方の小児科対応についての医療体制を整えていきたいと、まず第1段階として考えております。

そういう中で、富良野センター病院が小児科、産婦人科の医師の充実が図られた時点におきまして、次の一次医療圏としての上富良野町立病院としての対応を十分煮詰めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ、この点、努力していただきたいと思っております。協会病院に行っても、2時間も3時間も待って、診療時間がわずか5分とか10分とかという状況もありますから、その間、子供さんが病気で泣いている姿見たら、本当に現状を何とかして変えたいと思っておりますので、ぜひ努力していただきたいと思っております。

次に移らせていただきますが、中茶屋の運営についてお伺いいたします。

中茶屋の運営は、この間、タンポポの会が運営するようになって、販売収入も16年度の7万円から19年度は39万円に売り上げを伸ばすという状況になっています。

ここには何があるのかということなのですが、一生懸命来たお客さんの要望にこたえて、足りないものがあれば、すぐ走ってこの店頭に並べるといった努力をされています。

また、託老所という形の中で、本当にお年寄りたちの交流の場になっているということは町長も御存じだと思います。ただ、一般の収益、いわゆる経済団体と違いますので、この点の財政支援という点でも、事務所兼、いわゆる会の重要な拠点になっていますので、このことを考えていただいて、答弁の中にも書いてありますが、やはりこのタンポポの支援というのは他の支援団体のあり方と違うということ

が書いてありますので、この点しっかり受けとめていただいて、財政面も含めた、ここを拠点として、上富良野のそういう人たちの心をそこから発信していくのだと、いろいろな人に発信していくのだと、そういうまちづくりの一環を担っている重要なタンポポの会でありますから、それを大切にしてもらいたいと思っておりますので、そういう考えというのは、町長、しっかり持って対処していただきたいと思っておりますが、この点答弁をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

さきにお答えさせていただきましたように、基本的に、中茶屋の運営とNPO法人のタンポポの会の運営とは、これは別な課題として私としては受けとめております。

ただ、今、中茶屋の運営につきましては、商工会のほうで検討委員会をつくって、どのような形で今後運営していくかということにつきまして検討を加えていただいているようでありますので、その検討の結果を待ちたいと思っております。

ただ、NPO法人のタンポポの会の皆さん方が、現在、商工会から委託を受けて管理運営をしているということではありますが、そのことによりまして、託老所だとか、いろいろな面で議員の御意見にもありますように、この中茶屋の運営におきますいろいろな大きなプラス面が生じているということも十分認識しております。

我が町に新しくできたNPO法人としてのこの組織につきましては、発足当時は行政支援もしながら自賄いで運営できるような支援策を講じていたところではありますが、その後、自賄いで対応でき得るという状況を見まして、行政支援を今中止しているところではありますが、ただ、このタンポポの会が実施する事業の中身につきまして、行政として対応をしなければならない部分につきましては、先ほどもお答えさせていただいたように、その行政としても対応をしなければならない部分については、それなりの公費負担ということも、今後、十分検討を加えていかなければいけないと認識をいたしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ、その点を理解していただいて、支援を強化していただきたいと思っております。

次に、レジ袋の削減の取り組みについてお伺いいたします。

今、全国では305億万枚のレジ袋が使われているという形で言われています。1人当たりになります

と240枚とも300枚とも言われています。仮に、240枚として人口で割りますと、288万枚、上富良野町で使用しているという状況になります。そうしますと、ホームタンクの原油に換算しますと、490リットルのホームタンクありますね、あれに直しますと107台分に上富良野町は、削減すれば原油が削減されるということが見受けられます。

私、こういう機会に、何度も言いますが、やっぱりまちづくりというのは、これを機会に住民の持っている機運をいかに引き出すのかということのまちづくりがなければ、あの魂も心も入ったそういう町というのはできないのだと思います。

そういう意味では、私、こういう具体的な数値も住民にきちっとわかるように掲示して、ここまで上富良野の皆さんがレジ袋を削減すると、CO₂の削減や、あるいは原油が削減できますよというような具体的な対策をとって初めて、ああ、これは我々のやっていることが無駄でないのだという、やっぱり何らかのアクションが起こるのだと思います。私はそういうところに、行政の調整機能がもっと行き届いて、やっぱり喚起するというこの中で、このレジ袋の削減、環境問題をやはりきっちりとりえてもらう、子供さんに至っても、学校などで勉強していますので、しっかりとそういう認識もできる、そういう機会があるのだらうと思いますが、町長はこういうことが必要だと私は思いますが、町長はどのようにお考えなのか、もしも町長がそのほかに考えていることがあれば、お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

レジ袋の削減につきましては、先ほどお答えさせていただきましたのと同じように、商工会の婦人部の皆さん方も、ノーレジ袋運動ということで事業展開をしていただきながら、事業を進めていただいているところであります。

このレジ袋等々も含めながら、地球温暖化の問題等々につきまして、さきの佐川議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、今、私ども担当のほうに私も指示をいたしておるのでありますが、ただ地球温暖化だけでは、町民の皆さん方の理解がなかなか得にくいと。やはり、こういうことをすれば、これだけの削減につながるよという、細かな部分のPRというのが必要だと。

例えば、議員が、今、レジ袋につきまして、灯油に換算すれば云々というお答えをいただきました。レジ袋を1枚使わないごとに6グラムのCO₂の削減につながると。ですから、先ほど議員の御質問に

ありました、288万枚使っているぞと。そして、その1袋6グラムのCO₂の削減になるのだということで掛ければ、上富良野だけでどれだけの量につながるかと。このことにつきましては、住民の皆さん方もなかなか理解していただけない。しかし、この288万枚でこれを使わなければ、1枚6グラムで、これだけの量のCO₂の削減に皆さん協力したことになるのですよということで、そういった細かい部分を十分に理解していただけるような説明を果たしていきたいなど。北海道が先ほど、佐川議員にもお話し申し上げました、環境宣言の行動メニューの中で八つの行動というのがあるわけですが、これは住民、道民も、なかなか承知していない、これらを含めながら、今、来年度つくろうとしております計画の中で、十分住民にこういったことでこれだけの削減になるのだよということのPRを図って住民の理解を得て対応していくと。このレジ袋ばかりではなくて、そういった部分も考えながら進めていきたいと。

しかし、特に、このレジ袋につきましては、いろいろ今御質問にもありましたような、御意見にありましたようなことでありますので、町が今、スーパーが進めていただいておりますような、消費者の皆さん方への還元施策、それから、商工会の婦人部の皆さん方に進めていただいておりますノーレジ袋運動等々の推進というものを、十分バックアップしながら対応を図っていきたく思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町長もおっしゃいましたように、各地でシールを20枚集めれば、100円の商品券と換金するだとか、いろいろな取り組みがさまざまです。やっぱりお互いにその利益が享受できるような関係をつくる。また、これを機会にみずからの周りの環境問題にも目を向けるという相互啓発、町長がよくおっしゃっているように、こういう仕組みを行政としても循環型の行政ということを言われてますので、そういうまちづくりを違う視点からまちづくりの方向性を模索するということが、今、求められているのだと思いますので、この点、改めて町長にお伺いいたしますが、みずからも率先してその旗を振ってやるという決意を表明していただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

行政というものの最も重点的に考えなければいけないのは住民でありますから、その住民を中心とした、町民を中心とした中でのまちづくり、そういっ

たものを対応していくのが行政であり、私の責務であると認識いたしております。

行政執行に当たりましては、そういった観点を十二分に見きわめながら取り進んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしました2項目、8点について、町長並びに教育長にただしたいと思います。

まず、第1点は、日の出公園の臨時駐車場についてでございます。

盛夏の上富良野町観光事業の大イベントとなったラベンダーまつりは、昭和57年より日の出公園で開催されるようになり、毎年、来場者が10万人を超える規模となり、来場者の家用車や大型バスの駐車対策として、昭和62年に隣接する田中一米氏の所有地を駐車場用地として、現在、社団法人かみふらの十勝岳観光協会が賃貸されてきました。

昭和62年より平成12年までは、観光協会の駐車場収入を財源として賃貸料を支払い、残りは観光協会の事業費に充当をされておりましたが、観光客等からの苦情が毎年寄せられることから、平成13年度より駐車場を無料とすることになり、用地借上料として上富良野町が負担し、今日に至っております。

つきましては、下記、各項について答弁を求めたいと思います。

1、昭和62年から平成12年度までの駐車場収入。

2、昭和62年から平成12年度までの賃貸料の支払額。

3、平成13年度から平成19年度までの町負担としての用地借上料の支払額。

4、今後も日の出公園を中心とした「花と炎の四季彩まつり」や雪まつりは継続されるとともに、町内の各種イベントに駐車場は欠かすことができないので、毎年150万円の負担を考えたとき、駐車場用地の取得を早期に検討すべきと判断するが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、2項目め、旧清富小学校に設置されている自然体験学習池についてお尋ねをいたします。

平成15年度に自然環境に恵まれた清富小学校で、環境省から絶滅危惧種に指定されている「カワシヅユガイ」を保全・養殖・生息観察することで、学校、地域が自然のとうとさや大切さを学習するために保護養殖池が整備された。

平成16年度には、今後の生息観測を継続するために、養殖池の環境整備が必要と考え、屋根小屋施設が整備されました。

しかし、平成18年3月に清富小学校が閉校され、その後の維持管理について憂慮しているところであるが、次の点についてお伺いをいたします。

1、保護養殖池の整備費は幾らか。

2、屋根小屋施設の整備費は幾らか。

3、平成18年度、平成19年度の維持管理状況はどのようになっているか。

4、今後の施設維持及び活用方法について、お尋ねいたします。

以上、2項目、8点について、町長並びに教育長の所見を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の2項目にわたる御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの日の出公園臨時駐車場に関しては、今後の考え方についてを私のほうから答弁を申し上げ、他の金額等につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

この駐車場については、これまでも花と炎の四季彩まつりや雪まつりなどのイベントの折には欠くことのできないものであると認識しております。

しかしながら、近年の利用状況の推移を見ますと、どの程度の面積規模でよいのか、あるいは通年を考えたときに、その必要性も含めて今後のあり方について十分に検討するべきではないかと考えており、現在、観光協会等関係機関に意見を求めているところでございますので、今後におきましては、関係機関からの意見を踏まえて、町としての考え方をまとめたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 私のほうから、昭和62年度から平成12年度までの駐車場収入及び賃貸料の支払い額、また、平成13年度から平成19年度までの町が負担する用地借上料の支払い額について、お答えを申し上げます。

昭和62年度駐車場、収入370万9,550円、用地借上料88万円、昭和63年度、収入548万4,000円、借上料88万円、平成元年度、収入556万3,900円、借上料88万円、平成2年度、収入618万2,100円、借上料88万円、平成3年度、収入627万300円、借上料88万円、平成4年度、収入698万9,600円、借上料105万6,000円、平成5年度、収入687万2,100円、借上料105万6,000円、平成6年度、収入619万6,900円、借上料1

05万6,000円、平成7年度、収入635万7,800円、借上料132万円、平成8年度、収入555万7,100円、借上料132万円、平成9年度、収入458万2,200円、借上料132万円、平成10年度、収入452万9,800円、借上料150万円、平成11年度、収入454万400円、借上料150万円、平成12年度、収入438万9,800円、借上料150万円、小計といたしまして14年間で7,722万5,550円、借上料といたしまして1,602万8,000円でございます。

続きまして、町が負担した部分でございます。

平成13年度150万円で、19年度までの7年間で小計で1,050万円でございます、借上料合計といたしまして2,652万8,000円でございます。

また、収入の合計といたしまして7,722万5,550円でございます。

以でございます。

議長（西村昭教君） 次、教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番中村議員の2項目めの、旧清富小学校に設置されている自然体験学習池に関する4点についての御質問にお答えいたします。

1点目の保護養殖池の整備費についてであります。平成15年度に太陽北海道地域づくり財団より105万円の助成を受け、156万2,400円で造成整備をしたところであります。

2点目の屋根つき小屋施設についてであります。北海道のカワシンジュガイを守る会が今後の生息池の周辺環境整備をする上で、平成16年度に財団法人北海道新聞野生生物基金より助成を受けて整備し、町に寄附がなされ、その後、教育委員会において管理を行ってきたところであります。

屋根つき小屋施設の整備費については、詳細の事業費については把握しておりませんが、町としては寄附物件100万円相当として寄附を受けております。

次に、3点目の平成18年度、19年度の維持管理の状況についてお答えさせていただきます。

平成18年度においては、春先から秋口までの間、4回、池の清掃作業を行い、その都度カワシンジュガイの生息数の確認もしており、10月の清掃作業時においては3個の生息数を確認していたところであります。

平成19年度に入り、融雪後の5月に池の清掃作業を行ったところでありますが、その際に、3個のカワシンジュガイの死骸と他に生息している個体も発見できなかったことから、生息数がゼロであるこ

とを確認し、その後の維持管理の中止を決定したところでございます。

次に、4点目の今後の施設維持及び活用方法についてでございますが、これまでの状況を見ますと、今後において、当施設でカワシンジュガイが生育、繁殖するには難しいと考えております。このことから、施設の今後の活用方法については、助成をいただいた太陽北海道地域づくり財団及び屋根つき小屋施設の寄附者である北海道のカワシンジュガイを守る会、財団法人北海道新聞野生生物基金等にカワシンジュガイの生育状況等を報告するとともに、施設の取り扱いについて協議し、方向性を定めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 再質問はございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、日の出公園臨時駐車場の関係です。

ただいま産業振興課長から、年度別に駐車場の収入、それから、賃貸料の支払い等について報告を受けたところです。

したがって、昭和62年から平成12年までは7,722万5,550円ということで、賃貸料の支払いが1,602万8,000円ということで、差し引き6,119万7,550円が観光協会に入ったということで、14年間でこれを割ってみますと437万円が観光協会の駐車場の管理、それから事業等の費用に利用されていたということがわかんと思います。

私は、平成13年からことしの20年、契約書では9月に支払うということですから、例えば、20年までいて1,200万円払うような形になるのかなと思います。

ただ、昭和62年度から平成12年は駐車場収入でカバーをしているということなので、これについては、利用料金を取るとことで議会でも相当もめたり、それから、我々現地の担当の職員やなんか聞くと、あるときは、こんな公園の駐車場で金を取るのかということで500円硬貨を投げられたとかいろいろなケースが聞かれまして、非常に不評だということで平成13年度からこういう形になったのだらうと思います。

それで、一つお尋ねをしますけれども、契約期間、例えば、平成4年から6年は105万6,000円、平成7年から9年までは132万円、それから、平成10年から12年までは150万円ということで、賃貸契約の契約期間は3年であるけれども、今は1年となっているということですが、以前は3年、平成13年から1年契約になった

のかどうか、それをまずお聞きをいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 契約の年数の関係でございますけれども、恐らく、前任の地権者との話し合いの中で、1年ということに変更したと聞いております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私のところ、平成10年度の契約書があるのです。平成10年4月1日に契約したやつ。これは、平成10年4月1日から平成13年3月31日までということで3年間の契約です。したがって、これは150万円になったときの段階です。

私が言うのは、データを見ると、3年刻みで平成12年で終わっていて、それから町がということになると、その後1年間ということで、13年度から始まったのか、それとも、どこかで3年、3年いってまた1年になったのかということをお聞きをしたかった。いつから1年になったのかと。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 今の中村議員の御質問でありますけれども、詳しい内容等については、ちょっと承知しておりませんので、後日、後ほど答弁させていただくということで、お願いいたします。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、そういうことで後日資料を、いつからなったかということをお聞きをしたいと思います。

それで、賃貸契約の関係で、今年度の契約書を観光協会に行って写しをもらってきました。そうすると、平成20年6月2日に契約をしているのです。しかし、賃貸物件は、平成20年4月1日から21年3月31日までとすると。

言うならば、6月2日に契約しているけれども、早まって、言うならば、年度が始まってという形になっているのですけれども、その経過はなぜこういう形になったのかということ、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 今の御質問でございますけれども、契約行為が観光協会でございますので、うちのほうで、今現在承知しておりませんので、それもあわせて、後で説明させていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ちょっと気になるのは、

同僚の議員が、この借上料の関係で質問をしているのです。その議事録をちょっと読みます。「借上料につきましては、平成10年以降、値上げはありませんが、地権者の意向もありますので、現在の借上料が適切かどうかよく検討を加え、観光協会を通じ地権者と交渉に当たるよう検討をまいります」ということをはっきり町長の答弁で、会議録のコピーをとってきたのですけれども、そうなっているのです。

ですから、私は、観光協会とのかかわりで、そういうことが協議をしたけれども、最終的に150万円におさまった。したがって、ことしの6月2日に契約に至ったのかという、ちょっとそういう気持ちも、この町長の答弁から、これは去年の3月の定例会の答弁です。ですから、その点、ちょっと確認をしたかったのですけれども。

議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 3時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

産業振興課長より答弁いたさせます。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 中村議員の先ほどの御質問にお答えを申し上げます。

まず、賃貸料、借上料の関係でございますけれども、昭和62年から平成12年までの、3年から1年に変更されたという理由でございますけれども、観光協会に今確認をとりましたところ、昭和62年から平成12年度までは、駐車場の収入ということで収入が見込まれるということで3年契約ということで措置をしたということでございます。

また、その中で13年から19年度、150万円の単年度契約の件でございますけれども、この件につきましては町が借上料の負担金を負担するわけですから、町としては単年度契約ということでございます。

また、先ほど、4月1日の履行から契約日が6月2日ということで御質問がありました件でございますけれども、観光協会に事情等を今確認したところ、今、契約行為自体が日にちの部分について誤りがあったということで、観光協会として訂正をしたということを受けております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいまの産業振興課長の答弁については了解をいたしました。

それで、先ほど、昨年3月の議事録の関係で申し

上げたのですけれども、観光協会と地権者と交渉に当たるといふようなことがあります。

したがって、どのような具体的な取り組みをされたのかということでお尋ねをしたいと思います。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 実は、直近で5月に、これも先ほど確認しましたが、理事会等、関係者が集まりまして協議をしたということで受けておまして、先ほどの確認の中では、その内容等についてはちょっと承知しておりません。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、私の公園臨時駐車場の、1、2、3の関係は終わりました、4の関係について、毎年150万円、それから、平成20年度までいけば150万円掛ける8年間ということで1,200万円ということでございます。

それで、今、町長の答弁では、近年の利用状況の推移を見ますと、どの程度の面積規模でよいのか、あるいは、通年を考えたときにその必要性も含めて、今後のあり方について十分検討すべきではないかと考えており、現在、観光協会と関連機関に意見を求めているところということです。ということでございますけれども、その意見を求めた時期、それから意見の集約を求めていただきたいというような方向性の集約日はいつごろなのかという形をお願いをしているのかということで、お尋ねしたいと思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えをさせていただきます。

いつごろという時期につきましては、担当のほうから答えさせます。

基本的に、先ほどお答えさせていただきましたように、この駐車場につきましては、議員から御質問にありますように長い年月対応しておるところであります。今後、本当に今、日の出公園の入り込み客数等々も相当変わってきておりますので、そういったことからすると、これだけの面積が必要なのか、あるいは、どうなのかということも含めながら、中心となっております観光協会に対しまして、それぞれの四季彩イベントの実行委員会等々とも協議をしながら、この駐車場の今後の賃貸についてどうあるべきかの意見書をまとめて提出するようということで指示をいたしているところでありまして、これらの意見書が届いた段階で、さきにお答えさせていただきましたように、町としての考え方をまとめたいと思っております。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 今の御質問でございますけれども、今後の利用形態等については、春先から予算執行された結果、今後の利用形態について協議をしていただきたいということで、口頭では相当4月以降からやりました。

それで、正式な文書につきましては、たしか6月11日だったと思いますけれども、文書で協議したいということを出したところでございます。多分、11日だったと思うのですけれども、そういうことで御了解願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 6月11日付で文書を出したということですが、その報告、意見集約はいつごろかという期間の明示はされていなくて、検討願いたいということだけで終わっているのか、その点、確認したいと思います。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

日にち的には明記はしておりませんが、でき次第、恐らく、この手の会議については、1回、2回ではちょっと結論が出ないということでありますので、ある程度の意見が整った段階で、一度協議をしたいということでございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 議員の中にも観光協会の副会長、専務がおりますから、これらのことも含めまた十分検討されれば、速やかな集約をお願いしたいという気持ちを持っています。

それで一つ、きょう、報告第3号法人の経営状況の報告の関係、北川課長から土地開発公社の関係が出されておりました。私も、土地開発公社の理事ということもありまして、5月14日に総会等がありました。

その中で、平成13年度の南町の分譲地で土地開発公社の事業はその後、全然、何もないと。しかし、毎年負担金や、それから、報酬等を含めて約160万円ぐらい毎年支出をしているのはどうなのかということと、もう一つは、富良野も土地開発公社が、今、全道的に不良債権の残っているのは別にして、そういう傾向がどんどんどんどん来ているということで、一応、土地開発公社の解散の関係について言っていることで、総会の折、監査の人たちで協議をした経過があります。

その中では、そういうことで新たな事業展開がない、それから町からも出てこないということから言えば、できるだけ早く、毎年160万円ずつ出すよりは解散をしたほうがいいのかというような意見が多くありました。

その中で、土地開発公社の5,300万円弱の金額があります。これを今の日の出公園の臨時駐車場の買収等を含めて考えてはどうかというようなことが多くの委員から出されました。したがって、町長は昨年3月の同僚議員のあの中では、公社として駐車場の購入ということではありますが、現状におきましては、いろいろ問題点も、それから財政的な課題もございますので、その両目的と、その対応を十分検討していかなければならないと。

現在、いろいろな行事を行うことによって重要な駐車場と認識をいたしておりますが、公社が購入することにつきましては、財政状況の中では対応が難しいということで、御理解をいただきたいという答弁をされています。

したがって、今、土地開発公社の現状と、それから、日の出公園の8年間で1,200万円出す形になる。その前は駐車料収入が上がったからいいのですけれども、今後、そういうことで基本的に町長が先ほど申し上げた、これからの日の出公園を中心とした観光がどのような形になっていくかという見きわめもしていかなければならないし、それから、あの面積が全部必要かどうかということもまた論議の対象になるだろうと思いますし、それは観光協会を含めてそれぞれの立場で意見が出されて、それを集約される形になろうかと思っておりますけれども、基本的に、開発公社が解散をしたその資金を持ってこの買収ということについて、町長としてはどう考えているのかということでお聞きをしたいと思いますけれども、仮定の問題ではちょっと難しいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） さきにお答えさせていただきましたように、今、意見書を提出するように指示しておりますので、この内容を十分に吟味しながら、今後の町としての対応を進めていきたいと思っております。

その中で、購入するべき必要性があるとするならば土地開発公社を利用するとか、いろいろな手法もあるかと思いますけれども、現時点におきましては、どういう対応をしていくか、購入するのかどうするのかということについては、意見書を見きわめた中で判断していきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） よく借家を借りて家賃を払うより、金を借りて家を建てたほうが良いというようなこともありますけれども、いずれにしても、財源が毎年150万円ずつということになると、また大きな金額になっていくかということでございますけれども、ただ、土地開発公社の関係については、これからの問題ということで、一応、今、町長の考

え方ですといたしたいと思います。

それから、次に、今度は清富小学校に設置をされている自然体験学習池の関係です。

それで、保護養殖池の整備ということで、太陽北海道地域づくり財団の申請は上富良野町教育委員会がしたのか、もしくは、北海道のカワシンジュガイを守る会がしたのか、その点、ちょっと確認したいと思っております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきますと思います。

カワシンジュガイの保護養殖池につきましては、教育委員会のほうで申請をいたしたところであります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、太陽北海道地域づくり財団から105万円ということになります。それで、整備費が156万2,400円ということで、この中で町費の持ち出しは幾らなのか、ちょっと確認したいと思っております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） ただいまの件にお答えさせていただきます。

町費の持ち出しにつきましては、51万2,400円です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 105万円というのは、町の平成15年の予算書の中の雑入の中に105万円ということで掲示されているので、私も確認しましたのだけれども、総体的なことになるとどうなのかということで、わかりました。

次、屋根つき小屋施設の整備費の関係です。

屋根つき小屋施設の整備費については、詳細の事業費については把握をしておりません。町として寄附物件100万円相当として受け付けておりますという教育長の答弁でございます。

したがって、財団北海道新聞野生生物基金からの助成金は幾らなのでしょう。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

我々が把握している北海道新聞野生生物基金からの助成金は80万円と聞いております。その中で、先ほど言いましたように全体では100万円相当として受けていますので、その差額については、カワシンジュガイを守る会のほうで出していると承知していますが、その詳細については把握してないということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) それで、カワシンジュガイを守る会が財団法人北海道新聞野生生物基金に助成申請をしたけれども、そのときに上富良野教育委員会として推薦をしたのかどうか。

というのは、私、北海道新聞野生生物研究基金の坂本事務局長さんとお話をいたしました。

その中に要綱が送られてきました。その中に、推薦があれば推薦をということでございます。したがって私は、考えれば池をつくったよと。しかし、小屋がないから監視、それから保護の関係についてあれだからということで、北海道のカワシンジュガイを守る会が申請をしたいと。そうすると、当然、教育委員会も推薦をしたのではないかとということで、この第3条の助成の申請の中にその交付があるのです。ですから、その点はどうかという今確認させていただきたい。

議長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(中澤良隆君) ただいまの御質問であります。定かなことは覚えてはいないのですが、今、議員からおっしゃられましたように、当然、池だけでありました。そうしたら、いろいろな野生動物やなんか魚やなんかを食べるとか、いろいろなことがあって、これでは管理ができないということが、当時課題となっていたと記憶をしております。

その中で、当然、カワシンジュガイを守る会のほうでそういうことを踏まえながら財団のほうに申請をするというようなお話があって、そのとき教育委員会としても、その意見書の中に教育委員会としてこういう形で子供たちに反映させているが、やはり必要だというようなことで、ぜひ助成をというような意見書を提出したという記憶を持っております。

ただ、これについては、今、ちょっと確認をしておりますので、ちょっと記憶で申しわけございませんが、そういうことで承知をしているところであります。

議長(西村昭教君) 9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) 私、北海道新聞の坂本さんという財団の人とお話をしまして、上富良野町清富小学校が18年3月に閉校になりましたと、そういうことで監視活動ができないのですと。そういった場合にペナルティはどうかのですかということをお聞きしたのです。この第9条に助成金の返還という項目があるもので、それを心配したのです。

ただ、僕は、カワシンジュガイをよその川から持ってきて、ここへ置きました。それで死にましたということは、私は一切言っておりません。現実はそのようなのです。北海道新聞の野生生物基金というの

は、現在あるがままの状態、野生、自然をということなのです。

それで、この平成16年度の実態を見たのです。したら上富良野の80万円が一番多いのです。それから2番目が73万円ということで、北海道自然観察協議会の自然観察隊の指導に当たって、参加者に提示するカードの作成、50万円が道南渡り鳥調査研究会のバイオトイレの設置補助というようなことで、言うなれば、そのままのものを何とか守ろうという動きなので、うちのように布礼別の川から持ってきて、それを置いて、報道陣に見せたり、そんなことは全然やるような事業ではないのです。ですから、それになぜ、結果論ですけれども、推薦を出したのかという気がいたしますし、それから16年度、道新の基金から80万円、上富良野町から20万円出しているのです。それを合わせて80万円プラス20万円で100万円相当ということで、この答弁書の中に出てきたのかなという気がするのです。

ですから、我々もそうですけれども、こういうものについて、やはり慎重な取り扱いをしなければならぬのかなという感じがいたします。それで、助成金の返還ということで、助成を受けた者が申請時の計画と著しく異なった活動をし、本助成事業の目的から逸脱した場合は、助成金を返還しなければならないということで、私が坂本さんからいただいた規定の9条にはっきり書いてあるのです。私もそのことを心配したら、それは、ただ閉校のことだけ言ったのです、清富小学校が3月に閉校して、その監視活動ができないと。それであれば、そういう事情を含めた報告書を出していただければ、それではよろしいですよという話なのです。

ですから、太陽の財団についてもお話をいたしました。財団のほうは、事務局長は伊勢さんという人です。これはもう単年度事業なので、105万円出しているけれども、それはそれで報告を送っているから、私のほうは一件了解ということで処理済みですから、余り深く考えないでくださいというようなことが言われました。

ですから、後ほど、この関係についてちょっと質問をしますけれども、こういうような状況になっているということで、非常にこの申請段階、推薦段階、それから町からも51万2,400円プラス20万円も出しているのです。だから、71万円も出しているということで、こんな形で野生生物をよそから持ってきて監視するということは、これは不相当というようなことで、先ほど教育長の答弁で中止をしたというようなことでございますけれども、平成18年、19年度の維持管理状況について、お尋

ねをいたしたいと思います。

先ほど、18年度においては春先から年4回、池の清掃を行い、その都度、生息数を確認する。それから、19年度に入っては、3個のカワシジユガイの死骸を発見したということですが、18年度に年4回、カワシジユガイの保護池と清掃をしたときに、日にち別にだれが何月何日行ったときは、カワシジユガイ何個生息していたとかというような、確認はされているのかどうか。されていれば、その年月日と個数等を教えていただきたいと思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、カワシジユガイの生息状況、これは我々18年度、まだ個体として何個かを確認してしましたので、教育委員会の職員が閉校後も何カ月かごとに行き、池を清掃し、また付近の草刈り等もやってきました。

それで、今の話であります。まず、18年の4月25日には清掃に行っています。そのときには9個体確認をしています。次に、5月30日7個、それから、8月11日に4個、10月24日には3個ということで、翌年の5月23日に、先ほど答弁させていただきましたがゼロで、死骸も10月24日確認した3個が死骸としてあって、そのほか生息している状況がないということを確認いたしましたところがあります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 本来的に、自然保護、自然観察をするということでございますけれども、それでは、清富小学校が閉校になってから、これ以上カワシジユガイを養殖池に放さないようにということで、教育委員会では北海道のカワシジユガイを守る会の浜本代表に伝えたということになっておりますけれども、これはいつ伝えたのですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） ただいまの質問ですが、期日はちょっと定かではありません。

ただ、18年度中であるということは確かな記憶であります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それで、平成19年度に維持管理の中止を決定したということですが、決定した年月日はいつなのですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 結果的には、19年の5月23日に、先ほど言いましたように確認いたしました。それで中止をいたしましたので、この日

が、一応、中止をした年月日になろうかと思いません。

ただし、当然、学校の用地内ということで、その後においても地域住民等の協力もいただきながら、草刈り等はやっているところではありますが、中には今のところ草刈り等やなんかが入り込んでいないということですが、やはりそういう必要最小限の管理については今後も行っていきたい。将来のことが決まるまでは、しっかりと見守ってきたいという形で考えております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、それでは、平成19年5月23日に清掃を含めて現地を見たとき、そして、そのときに決定したと。それであれば、ここに河川から水が入ってきております。その取水をしておりますけれども、その水利権の利用中止もその段階でしたのですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） ただいまの質問ですが、その件については、まだ水をためておりません。ただ、そこに、当然、シジユガイ等は生息していないということは確認いたしました。オタマジャクシだとかいろいろな生物がいるので、そこら辺を今のところは、まだそのままにしていることですので、また、課題としては今言われたことを認識しておりますので、早々に結論を出した中で、また水をどうするのかということは、対応していきたいと考えています。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、5月24日に写真を撮ってきたのです。池の水はからからですよ。水が入ってきているというケースは考えられませんでした。ですから、水利権等を含めて、取水を中止したのか、それとも、どこかで堤防的なあれをしたのか。私は、5月だから、まだ水が多く流れている時期だと思うのですけれども、たまたま美瑛の望岳台の石碑を調査に行く途中でそこへ寄ってあれしたら、そういうことでもう水は、それこそ湿った傾向等も一切ありませんでしたが、その点、どうなのですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

実は、きょう、この質問をお受けするというので、私も現場も見なければということで昨日現場を見てきました。そこに水がとうとうと流れていましたし、オタマジャクシもたくさんいて、そして、その小屋の周辺については、地域で草刈りをしてくれてた後に行ったという状況です。きのうです、確認

しました。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） そういうことであればいいのですけれども、私は5月24日、後で写真を見せます。石だけ出てあとは何もなくて、ただ下に土があるだけです。

それで、私は一番、平成19年5月23日に中止をした。そうすると、太陽の北海道地域づくり財団だとか、それから清富の住民会だとか、それから財団法人北海道新聞野生生物基金だとかそういうところと速やかに協議をしなければならないでしょう。それが、まだ1年2カ月たって、私がそれぞれ財団基金に電話をしたら、そういうことだという温かい言葉をいただいたのですけれども、これはやっぱり皆さん方に、5月23日にそうやって中止を決定してその後どうするかという、記録の中にあり、こういう関係団体と協議をするということでございますので、その点、何で1年2カ月もおくれて、まだそれらの関係団体と協議をされてないかということがちょっと疑問なのですけれども、その点、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5月23日に中止を決定しております。その中で、今、言われます助成金の返還等、また、これは、太陽財団、それから北海道新聞の関係、また、地域やなんかの話し合いですが、地域等とはまだ結論は出てませんが、地域にはお話をし、今後どうしたらいいのか、また、地域の意見も聞かせてほしいということは都度、大体、年間、冬時期とか農作業が忙しくないときに地域と話し合い等をしてますので、その際やなんかにお話し合いをさせていただいているところであります。

また、太陽財団につきましては、先ほど議員から、そういう温かいお言葉をいただいたということで、取り扱いについてそのような発言があったということで、我々のほうとしても太陽財団のほうには電話であります、今、単年度の事業であるので、それについては、そういう電話をいただいたことで結構だということで処理しております。

ただ、北海道新聞のほうにつきましては、カワシンジュガイを守る会のほうで助成を基本的には受けています。それで、守る会の代表者のほうとも打ち合わせをして、それについては代表者のほうでも、私のほうで助成金を受けたのだということで、私のほうでそちらについては処理をするということで、意見書を書いたとかということが先ほどありましたが、一応、代表者とはそのような認識の中で話し合いを終えているということで、御理解を賜りたいと

思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 関係機関ということで、非常にテンポの遅い処理の仕方かなという感じがいたします。たまたま、私は5月24日に行ったら、あそこに大きな看板があるのです。財団法人太陽北海道地域づくり財団で、平成15年清富小学校自然体験学習池、また、平成16年財団法人北海道新聞野生生物基金対象事業ということで看板があって、私があそこへ入って見ていたら、この看板を見て、ここにカワシンジュガイがいるのですかって来たのですよ。

ですから、現実にあれを見て、あそこをのぞいた人は何人が通行者でいるのではないかなと。そうしたら、僕が行ったときも水がない、周りは草が生えている、それから、その隣のビニールハウスの中はもう騒然としているのです。ですから、そういう環境に私はしてほしくないなという気がしております。

したがって、今後、あそこの施設をどうするのかということで、恐らく財団、それから基金のほうは話がつくと思うのですけれども、あとは町として、あそこの地域の人等を含めて、あそこをどうするかという方向性についてどう考えているか、お聞きをしたいと思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 看板については、私も存在を承知しております。

したがって、今の状況でカワシンジュガイがないということでありますので、これについては、早急に撤去するなりしたいと考えております。

また、今後の方向性についてであります、先ほどもお答えをさせていただきましたが、この中でカワシンジュガイが育つということは、やはり水の量とか水の深さだとか自然環境だとかそういうことを考えると、ないのかなと承知をしているところであります。

先ほども答弁の中で言わせてもらいましたが、地域のほうとしても、地域も活用方法等について何かはないのか、また、先日もお会いしたときに、住民会長含め公民館分館長ともお話し合いをしていて、そういうことを話題にしております。

ただ、本当に、中途半端なすき間のある建物でありますので、本当に、では、これにしようというようなものが、なかなかないというのも実態であります。

ただ、そういうことも含めて今後どのようにしていったらいいのかということで、また地域、それから、補助、助成やなんかをいただいたところとも十

分話し合いをした中で、事務処理を適切に行った上で処理を行ってまいりたい。また、今後の活用を進めていきたいということで考えていますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） あの周辺の整備と、それから、あの横のハウスはあれですか、もとのプールの跡なのですか。

というのは、ビニールハウス農園完成ということで清富小学校閉校式のしおりの中に、プールの跡ということで平成17年5月20日に完成ということになっている。ただ、中が非常にあれなので、当然、看板を外せば人も寄ってこないかもしれないけれども、あれらも含めての環境整備を考えていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 今の御質問であります。プールの跡につきましては、清富小学校の体験畑ということで整備がなされた場所であります。

ただ、清富小学校が閉校になってから、今言うように、それ以降使っていないということで、非常に雑然としているということでありますので、これにつきましても、両方の管理を適切にした上で今後の方向性を決めていきたいと考えております。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす6月18日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時37分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年6月17日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 長 谷 川 徳 行

署名議員 向 山 富 夫

平成20年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成20年6月18日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 1 号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
第 3 議案第 2 号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 4 議案第 3 号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第 5 議案第 4 号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 6 議案第 5 号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 7 議案第 6 号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
第 8 議案第 7 号 平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
第 9 議案第 8 号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第10 議案第 9 号 上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例
第11 議案第10号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
第12 議案第11号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
第13 議案第12号 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第14 議案第13号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
第15 議案第14号 上富良野町看護師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例
第16 議案第15号 上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
第17 議案第16号 財産取得の件（学校給食センター調理機器）
第18 議案第17号 第5次上富良野町総合計画基本構想を求める件
第19 発議案第1号 議員派遣の件
第20 発議案第2号 郵政民営化見直しを求める意見の件
第21 発議案第3号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見の件
第22 発議案第4号 J R不採用問題の早期全面解決を求める意見の件
第23 発議案第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見の件
第24 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

1 番	向山富夫君	2 番	村上和子君
3 番	岩田浩志君	4 番	谷忠君
5 番	米沢義英君	6 番	今村辰義君
7 番	金子益三君	8 番	岩崎治男君
9 番	中村有秀君	10 番	和田昭彦君
11 番	渡部洋己君	12 番	佐川典子君
13 番	長谷川徳行君	14 番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	副町長	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
会計管理者	新井久己君	総務課長	北川雅一君
産業振興課長	伊藤芳昭君	保健福祉課長	岡崎光良君
農業委員会事務局長	岡崎智子君	町民生活課長	田中利幸君
健康づくり担当課長	北向一博君	技術審査担当課長	松本隆二君
建設水道課長	前田満君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長			

町立病院事務長 大場 富蔵 君

総務課総合計画 辻 剛 君
策定担当主幹

議会議務局出席職員

局長 中田 繁利 君
主任 廣瀬 美佐子 君

主 査 深山 悟 君

午前 9時00分 開議

(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成20年第2回上富良野町議会定例会、第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

町長から、追加議案として議案第18号の提出があり、本日、議席に配付いたしました。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がありました。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 村上和子君

3番 岩田浩志君

を指名いたします。

日程第2 議案第20号

議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(北川雅一君) ただいま上程いただきました、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の提案要旨につきまして、最初に御説明申し上げます。

まず、このたび補正予算の主な要旨につきまして

申し上げます。

最初に、平成19年度各会計の決算がまとまりまして、各会計において翌年度へ繰り越しの手続をとることに伴い、一般会計が繰り戻しを受ける必要のあるものについて予算を計上しております。

次に、平成19年度一般会計において、5月末の決算確定に伴い、繰越金が生じたので予算計上しております。

そのほか、補正予算といたしましては、税源移譲に伴う個人町民税の還付、補助金及び交付金事業等の採択や変更、町道簡易舗装事業の促進、また、5月20日の東中地区強風被害の対応として、町民プール解体費用等について所要額を計上しております。

以上、申し上げました点を主な内容といたしまして、財源の調整を図った上で、さらに財源的に余剰となります部分につきましては、現時点で今後の財政収支見通しを正確に予想することは困難でありますことから、当面、予備費に計上し、今後の財政事業に対応するよう補正予算を調整したところでございます。

それでは、以下、議案につきましては議決対象項目の部分について説明してまいります。

議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,956万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億156万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金5,000円、15款道支出金870万7,000円、17款寄附金4万円、18款繰入金890万3,000円、19款繰越金2,783万4,000円、20款諸収入407万5,000円、歳入合計が4,956万4,000円となります。

2ページに移ります。

2、歳出。2款総務費1,084万円、3款民生費124万6,000円、4款衛生費875万8,000円、5款労働費15万9,000円、7款商工費26万円、8款土木費579万円、9款消防費、360万8,000円の減、10款教育費886万9,000円、14款予備費1,725万円、歳出合計が4,956万4,000円でございます。

3ページ以降につきましては、その補正予算に関する説明書部分でありますので、御高覧いただいていることで説明につきましては、省略させていただきます。

これをもちまして、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 何点かの質問をさせていただきます。

今回の13ページにかかわって、町立病院の老健に転換にかかわっての予算が450万という形で支出されておりますが、これは国、あるいは道の補助というのは、内訳というのはどのような内容になっているのか、この点を伺います。

また同時に、予防費の中で栄養指導費という形の予算と、特定保健指導費にかかわる栄養士の予算という形で組まれておりますが、特定健診における栄養士の指導というのは、いわゆる病状が発見された場合、あるいは健診においてメタボリック等々が何らかの形で個別指導に対する体の改善、病気の今後の食生活の改善等にかかわる指導がなされるというかわりの中での補正予算なのかなと思うのですが、この点、どういう内容なのかお伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、26ページの体育施設費という形で教育費であります。東中の町民プール解体という形になっておりますが、住民の理解も得たという形になっていると聞いております。

また、同時に今まで数多くはなかったのだらうと思っておりますが、利用されているという方は少なかつたのだらうと思っておりますが、町場にやはり泳ぎに行きたいという方も中におられるというお話も聞きました。その対応というのは、何らかの形で講じていただきたいという話を懇談会等の中でもあったというような話であります。

いずれにしても、地元にあるのと時間をかけて行

くということになれば、時間帯の問題と帰る、帰宅の時間帯とか、利用する時間帯そのものが大幅に変わってくるわけで、町場に利用するに当たってのそういった体制というのはあるのかどうか、支援体制というのでしょうか、利用される場合の子供さんたちに対するそういう体制づくりというのがあるのかどうか、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

議長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(大場富蔵君) 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

老健への転換に伴いまして、450万の件でございますけれども、転換交付金、補助金につきましては当初、老健へ転換後の拠出28床で考えていたところでございますけれども、その後、医療のベットとして削減される36床について全部が対象になるということで、36床と28床との差、8床分につきまして1床当たり50万円、400万円が交付金と、増額となるところでございます。

それで、450万のうち400万が交付金で、50万円が町からの持ち出しとなるところでございます。

以上です。

議長(西村昭教君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(前田満君) それでは、5番米沢議員の東中町民プールの関係についてお答えさせていただきます。

東中町民プールの閉鎖におきましては、東中小学校のPTA、それから住民会のちょうど班長さんが集まる機会がありましたので、その機会にあわせて説明をさせていただいております。その間において、子供たちが町のB&Gプールへの利用についての問題が挙げられておりました。その中でお答えもさせていただいておりますが、現在、東中だけに限らず、遠隔地、江幌ですとか、江花ですとか、そういう遠隔地の子供たちに対する夏休み期間中において無料の町営バスの利用パスというのですか、それを発行しながらプールに通っていただくということで進めております。

東中小学校の児童生徒におきましても、この無料バスを発行しまして、夏休み期間中のB&Gプールの利用についてはしやすいようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 保健福祉課健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長(岡崎智子君) 5番米沢議員の特定健診における栄養指導の内容についてお答えいたします。

国保以外の保険加入者の方の内臓脂肪症候群の対象になって、積極的支援、動機づけ支援の対象になる方につきまして栄養士によりまして動く量と食べる量の差を計算しながら、具体的に日ごろの生活の中でどの部分で改善できるのかということをサポートするための栄養支援になっております。

以上です。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議長（西村昭教君） これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました、議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成19年度にかかります歳入歳出の清算によりまして、平成20年度への繰越額が8,215万3,000円と確定したことから、当初予算の2,000万1,000円に6,215万2,000円を歳入増額計上いたしまして、あわせて所要の補正をしようとするものであります。

次に、歳出といたしまして、平成20年度の老人保健拠出金額及び介護納付費、納付金の概算拠出金額が決定いたしましたこと、加えまして平成19年度一般会計繰入金金の精算により、金額が確定いたしましたことから、所要の補正をするものであります。

また、特定健診検査事業に従事する臨時栄養士の賃金を年間雇用の嘱託職員への変更に伴います組みかえ補正及び国保連合会とのオンライン処理システムの端末リース代金を備品費へ組みかえするための所要の補正をするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,215万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,570万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

9款繰越金、補正額6,215万2,000円、歳入合計といたしましては、同額の6,215万2,000円であります。

次に、歳出であります。5款老人保健拠出金、補正額、217万8,000円の減額、6款介護納付金、補正額17万8,000円の減額、8款保険事業費、補正額91万1,000円の増額、11款諸支出金、補正額122万2,000円の増額、12款予備費、補正額6,237万5,000円の増額。

歳出、補正合計といたしまして、6,215万2,000円となります。

以上、議決項目について説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第3号平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました、議案第3号平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を申し上げます。

歳入といたしまして、本会計の平成19年度分の精算を終えたところ、次年度会計への繰越額が確定したことから、歳入歳出既決予算額に2,047万9,000円を追加し、予算総額6億8,973万9,000円としようするものであります。

次に、繰越額のうち、平成19年度の給付にかかわります国及び道、支払い基金交付金の概算払いに対する精算といたしまして812万9,000円と、町一般会計からの繰り入れにかかわります給付費の負担、給与費、事務費の精算金が確定しましたことから、それぞれの対象科目に計上し、177万7,000円を償還及び繰り出しを行おうとするものであります。

さらに、第1号保険者から納付された保険料のうち、死亡等の理由によりまして、過払い保険料が生じることとなったために、この保険料を還付するため3万7,000円を計上するものであります。

また、実質繰越額の1,053万6,000円を本年度の会計運営の安定対応に備え、予備費に充てるものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

1ページをごらんください。

議案第3号平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,047万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,973万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算。

1、歳入。

款の補正額のみ申し上げます。

8款繰越金、2,047万9,000円、歳入合計としまして同額の2,047万9,000円であります。

2、歳出。

7款諸支出金、994万3,000円、8款予備

費、1,053万6,000円。歳出合計、2,047万9,000円であります。

2ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議決事項についての説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今回の補正で繰越金という形で2,000万のお金が補正という形になっておりますが、これの要因というのはどういう内容なのか、例えば施設給付費だとか、細かく言えば、訪問が抑えられただとか、あとは認定者数が変わったのかだとか、いろいろ要因があるかというふうに思いますが、大まかにいって大体どういう内容の要因で繰越金が出たのかということをお伺いしたいのと、平成19年度においては介護認定者数というのは大体介護度別に分けまして、どのぐらいいらっしゃるのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

19年度におけます繰り越し2,000万円余りの額の要因でございますけれども、当初の予算に比べましてこの19年度の会計全体といたしまして給付の状況といたしましては、例えば18年度に比べますと居宅のサービス、あるいは施設サービスにおきましてそれぞれの伸びと申しますか、給付の増が見込まれております。

ですが、歳入におきましては保険料の収入、安定した保険料の補正の方々の給付をいただいております。また、国、道のそれぞれの所要の負担という中で、会計全体としてバランスのとれた給付の歳入歳出の結果として2,000万円ほどの会計全体としての繰越額の結果となったというふうに考えてございます。

それから、19年度の要介護認定者の推移といたしましては、前年度、18年度の月別の推移というデータもありますけれども、合計といたしまして平均であります。18年度は介護認定を受けられた方々の平均、合算でありますけれども409名でございました。19年度におきましては、月の平均といたしましては、年間の平均であります。413名ということで、1%の増という状況になってございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 最終的にそうしますと、施設給付費は施設においての伸びは比較的横ばいだったけれども、その訪問介護等、在宅にかかわる資料を見ましたら、比較的伸びる傾向があるということの内容なのかなというふうに思います。

そういうものが総体的に抑えられてきているのかなと、最終的には施設給付費というのは結果、伸びる要素として大きいのかなというふうに思いますが、そこら辺との関係の中でこの繰越金という形に出てきたのか、そのほかに細かい数字がありますけれども、その点、改めてお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

議員の御意見のように、施設サービスはほぼやや微増ということでありまして、居宅サービスというのが増となっているということでありまして。

この要因としましては、訪問における各分野のサービスの利用者の増ということが対象として考えられます。

介護予防に伴う通所のサービスもふえているといった、前年と比べましてこういった傾向が見られている状況にあります。

以上であります。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第5 議案第4号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第4号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨に

つきまして、説明申し上げます。

内容につきましては、平成19年度会計収支の差額を20年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものでございます。

この差額の内訳につきましては、歳入では使用料56万7,000円の増額の一方、北海道河川工事などに伴う水道管移転補償費の減額が143万8,000円などの要因を加えて、収入合計87万1,000円の減額と、歳出の執行残268万5,000円の合計額でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第4号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ181万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億367万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰越金181万3,000円、歳入合計、同じく181万3,000円でございます。

2、歳出。

3款繰越金181万3,000円、歳出の合計も同じく181万3,000円でございます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第5号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第5号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

平成19年度会計の収支の差額を、平成20年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものでございます。

この差額の内訳につきましては、歳入では負担金使用料などの増額80万4,000円と、歳出の執行残89万1,000円の合計額でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,454万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金169万4,000円。歳入の合計は、同じく169万4,000円でございます。

2、歳出。

3款繰出金169万4,000円、歳出の合計も同じく169万4,000円でございます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程されました、議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成19年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金が当初見込み300万円に対しまして、996万4,000円と確定しましたことから、残り696万4,000円を予備費に計上しまして、今後の不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ696万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,576万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

款及び補正額のみ申し上げます。

5款繰越金、補正額、696万4,000円、歳入合計、同額の696万4,000円でございます。

2、歳出。

6 款予備費、補正額、6 9 6 万 4 , 0 0 0 円、歳出合計、同額の 6 9 6 万 4 , 0 0 0 円でございます。

以上、議決項目につき説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号

議長（西村昭教君） 日程第 8 議案第 7 号平成 2 0 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程いただきました、議案第 7 号上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、療養病床の老人保健施設への転換にかかる関係でございます。

一つは、転換交付金、補助金につきましては、当初は転換後の拋出 2 8 床について交付されるものと思っておりましたが、医療から削減されるベッド数 3 6 床が対象になるということで、残り 8 床分について 1 床当たり 5 0 万円の 4 0 0 万円が増額となるところであります。

もう一つは、老健へ転換するための改修工事につきまして、当初、1 人当たり拋出面積 8 平方メートルを確保するため、間仕切り壁の工事を予定しておりましたが、面積の算定方法が転換する老健においては壁芯でよいということになり、その工事が不要となったところであります。

このことから、工事内容の見直しを行い、医療患者の容器などを洗うための流し台、酸素吸引装置を各室に設置し、入所の方が安心して入ることができるよう、内容の変更を行ったところでございます。

工事費は、総額 1 , 8 5 0 万円を見込んでおりま

して、4 5 0 万円の増額補正をお願いするものであります。

財源としては、転換交付金、補助金の増額 4 0 0 万円に一般会計から 5 0 万円の上乗せをしてもらうところでございます。

もう一つは、改修工事が建築主体から流し台設置のための給排水設備工事を行うこととなり、施工図面などを作成するための実施設計費 1 8 0 万円が必要となりました。

医療費用の経費の中で、既に発注を終えている委託料などの執行残などを見込み、組みかえをお願いするものであります。

次に、2 点目といたしまして、調整交付金事業にかかる予算の組みかえでございます。

当初、調整交付金 1 , 4 0 0 万円を財源に、総額 1 , 5 6 6 万 3 , 0 0 0 円で、医療器械 4 点の更新整備を計画しておりましたが、眼科開設のため、眼圧計など、約 3 0 0 万円の医療器械が必要となり、計画の見直しを進めていたところでございます。

その検討の中で、病棟で今、最も必要とされているのはナースコールであると医師から話が出てまいりました。既存ナースコールは、既に 2 8 年を経過しており、更新の計画はもっておりましたが、医療器械と違い、管理的な設備と見なされることから、補助対象とならないというのが従来の考え方ございました。

防衛局の担当が変わったことで、再度打診してみると、補助対象となるということで、今回、医療器械購入から工事請負費へ 5 6 0 万円の組みかえをお願いするものでございます。

その結果、見送るものはエックス線一般撮影用装置であり、既に部品が製造されておらず、故障しても修理ができない状況であります。使えるうちは使い、万が一故障したときには補正予算などの対応が必要となってまいりますが、よろしくお願いいたします。

3 点目は、看護師奨学資金の増額でございます。町立病院が安定した運営を続けていくためには、入院収益の確保が重要であり、そのために看護師の確保が必要であります。

そのための施策の一環として、今定例会に奨学資金の貸付額を増額する貸付条例の改正案を提案させていただきます。

4 月に看護師を目指す 2 名の方から貸し付けの申請があり、この 2 名分の予算措置として当初計上していた 3 6 万円との差額 1 3 2 万円の増額補正でございます。4 月にさかのぼって新しい貸付額で貸し付けすることを考えてございます。

4 点目は、昨年度に貸し付けをしていた准看護師

の奨学資金について、養成学校を中退したということから返還を求め、あわせて一般会計へ返還をしようとするものでございます。金額は、月額3万円の1年分、36万円でございます。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第7号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、平成20年度上富良野町の病院事業の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、ともにゼロ円でございます。節の中の組みかえによりまして実施することから、補正予定額がゼロ円となるところでございます。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入618万円、第1項出資金582万円、第3項奨学資金貸付金返還金36万円。

支出。

第1款資本的支出618万円、第2項建設改良費450万円、第3項奨学資金貸付金132万円、第4項出資金返還金36万円。

以上で、説明いたします。御審議を賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 何点が質問させていただきたいと思います。

何と云っても、この財政基盤というのは医業収益だというふうに思いますが、これにかかわってお伺いしたいのは、今回、国で診療報酬の点数等が改善された部分と、改悪というか、よくなった部分と悪くなった部分があるのかなというふうに思いますが、上富良野町においては、今回の診療報酬等の改正によって、この部分の何らかの医業収益という点で、診療報酬の上乗せができるような点数制度に改定になっているのかなどか、この点お伺いしておきたいというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、この町立病院が老健に転

換されるということになれば、当然、工期というのがあるのだと思いますが、いつから工事が始まって、最終的な終了はいつになるのか、それと同時に入所されている方の工事はされなくていいのかな、ちょっと変わったのだと思うのですが、その部分、入所されている方の工事する場合、別の部屋に移動するだとか、そういう問題があるのだと思いますが、そういった部分はどのようなふうになっているのかお伺いいたします。

あと今回の中で、実施設計費という形の中で、委託料、本来でしたら町の担当者が設計して担当するというふうになっていたんだと思いますが、今回の場合でしたら、排水管だとか、そういったものの設備等、吸引にかかる設備がかかるという形の中で、町の担当者がこの部分は設計にはなじまないという形の中で委託するというふうになったという形で理解していいのかなどか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

この老健になりますと、入所される方の費用というのは介護収入、いわゆる所得別になるのかなどか、その部分わかればあわせてお伺いしておきたいと思います。

議長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(大場富蔵君) 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の診療報酬の改正により、病院のほうはどうなっているかということでございますが、現在、4月分の結果しか出ていなくて、5月についてはまだ正式なものが届いていないという状況でございますが、4月の1カ月を見た限りにおきましては、今のところほとんど影響がないのかなというふうに思っているところでございます。

次、2点目の老健への転換でございますが、工期の関係につきまして、実は療養病床が医療のベット16床と介護のベット20床に分かれてございまして、この介護のほうにつきましては既にもう内示をいただいているところでございますが、医療のほうは5月に正式な要領といいますが、これが示されるということだったのですが、いまだにまだ示されていない状況で、この医療分の関係がおくれてございます。

それから、これから実施設計を行うという関係もございまして、着工は早くても8月以降になるかなというふうに思っているところでございます。おおよそ3カ月ほど要するというふうに聞いております。

その関係から、最終は何とか12月にはオープンをしたいというふうには思っているところでございます。

それから、現在、入所している方の対応でございますけれども、工事をやっている最中におきましては、あいている部屋に一時的に移っていただくか、そういうことが必要となるというふうに思っております。ほかの施設に移ってもらうとか、家庭に帰ってもらうとか、そういうことでは現在は考えておりません。

次、3点目の実施設計費の関係でございますが、各部屋に流し台を設置するというので、その場所には現在、給排水等が行っていない場所でございます。それで、施工図がないとまず業者が施工できないという面もございますし、今後、管理していく上におきましても、しっかりした図面が必要だということから、町の担当のほうでは難しいということで、今回、補正をお願いしているところでございます。

次、4点目でございますけれども、老健にかわったときの入所する方の費用でございますけれども、まだ正式なものはとらえておりません。ただ、介護施設と老健施設におきましては、若干、患者さんの負担金は安くなるのではないかなというふうには思っておりますけれども、それが所得によってどうなるのかという部分等については、現時点では把握していないということで御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 号及び

日程第 10 議案第 9 号

議長（西村昭教君） 日程第 9 議案第 8 号上富良野乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 10 議案第 9 号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました、議案第 8 号上富良野町乗合自動車の設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、さきに提案の要旨を御説明申し上げます。

平成 18 年度の道路運送法改正に伴いまして、有償運送の根拠条文が変更になったこと、また、カミホ口荘が国民宿舎脱退により、「国民宿舎カミホ口荘」から「十勝岳温泉カミホ口荘」への名称の変更をしたことから、関係条文を整理するものであります。

なお、定期券の利用につきましては、高校生の部活動等の関係から、朝しか町営バスを利用できない実態から、往復定期券での利用がないため、新たに片道定期券を設置し、利用の促進を図ろうとするものであります。

以下、議案を朗読し、改正内容について説明させていただきます。

議案第 8 号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例、昭和 46 年上富良野町条例第 8 号の一部を次のように改正する。

内容につきましては、第 3 条中、「つね」につきましては、常用的に使用している漢字への整理するものであります。

第 4 条につきましては、道路運送法の有償運送に関して改正するものでございます。

第 6 条につきましては、片道定期券、普通定期券に分けて対応するものでございます。

第 8 条第 2 項につきましては、文言の整理であります。

第 8 条第 3 項につきましては、片道定期券乗車券の通用期間を規定したものであります。

第 11 条第 2 項中につきましては、片道定期乗車券の乗車区分外乗車の取り扱いを規定したものであります。

別表 1。

国民宿舎カミホ口荘の名称を十勝岳温泉カミホ口荘に改めるものであります。

別表 2。

第 8 条関係の定期旅客運賃表中において、通学定期券を実通学日数で算出し、一月を 20 日で計算し、片道定期券は普通定期乗車券の半額とするものであります。

附則につきましては、この条例は平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、前条例の改正と似たような状況でございますので、御説明申し上げます。

議案第 9 号上富良野町スクールバス条例の一部を

改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年度の道路運送法の改正に伴いまして、有償運送法の根拠条例が変更になったことによる条文を整理するものであります。

また、定期券の利用につきまして、高校生の部活等の関係から、朝しか町営バスを利用しない実態から、往復定期券での利用がないため、新たに片道定期券を設置し、利用の促進を図ろうとするものであります。

以下、議案を朗読し、改正内容について説明させていただきます。

議案第9号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例。

上富良野町スクールバス条例、平成16年上富良野町条例第24号の一部を次のように改正する。

第3条中、「つね」につきましては、常用的に使用する漢字への整理するものであります。

第4条につきましては、道路運送法の有償運送に関して改正するものであります。

第7条第1項につきましては、片道定期券、普通定期券に分け対応するものであります。

第9条第2項につきましては、文言の整理であります。

第9条第3項につきまして、片道定期乗車券の通用期間を規定したものであります。

第12条の第2項中につきましては、片道定期乗車券の乗車区間外乗車の取り扱いを規定したものであります。

別表には、第9条関係でありまして、定期旅客運賃表中において、通勤、通学定期券を実運行日数の一月を20日で計算し、片道定期乗車券は普通定期乗車券の半額とするものであります。

附則、この条例は平成20年7月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第8号及び議案第9号を一括して質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 第3条の中、平仮名の「つね」を漢字の「常」に直すということでございますけれども、関連して上富良野町の例規、それから規則等の編集等を含めて、どのような形でチェックをされているかということでまずお尋ねをしたいと思います。

というのは、上富良野町の事務専決規定の中で、

個別専決事項で4の中に、町例規集及び同じ追録の編集または発行は、総務班の主幹のほうである。それから、教育委員会関係は、例規関係は教育振興課長がやるということで事務規定の中になっております。

それで、私はちょっと例規集の2について見ました。85ページに、教育委員会会議規則、これは一番下に追録された号数が載っていますけれども、それは何も表示がないのです。それは、平成16年1月19日が台本作成ということになっていまして、その中の第5条に会議の招集は会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知を行うと、各委員の「委」が「位」になっているのです。ですから、教育委員会の委任の「委」になるべきだろうと思うのです。それが、あちこちにあるのです。

例えば、86ページの第14条にも委員長は順次各委員に賛否の意見を求めてという委員も同じ「位」になっている。それから、例規集の252ページ、上富良野町教育委員会事務専決規定の中に、学校給食センター審議会の開催ということで、これは台本からいえば上富良野の1になっていますから、平成16年6月30日現在です。しかし、学校給食センターはもう19年3月の定例議会で廃止になっているのです。言うなれば、現在までは8まで出ています。

したがって、それが全然訂正をされていないのと、それから254ページの中で、教育振興課の社会教育班のやる事務専決規定の中に、スポーツ振興審議会というのが入っているのです。これが、17年3月の定例会でこれも廃止されているのです。しかし、その原稿はナンバー4ですから、平成18年1月のままになっていると、しかし、このスポーツ振興審議会の特別職の報酬等の関係については、上富良野の条例改正のナンバー7ですから、平成19年10月25日、現在ではこれはきちっと削除されているのです。

だから、消されているところと、そのままになっているところと、それから例えば例規集の1781ページ、上富良野町スポーツ指導員設置規則、これは平成16年1月29日の台本のままになって、第4条スポーツ指導員は下記の任務を行うというのは、市の元気の「気」、これは変換ミスだろうと思えますけれども、先ほど前田教育振興課長に上富良野の例規のあれを抽出してもらったら、例えば委員の「委」、位の「位」となっている、これはそのままになっているよということなのです。

ですから、現実にかつこういことがどこも恐らく総務課の総務班でやるということで事務規定になって

いるものですから、これをそこだけやるのか、それとも所管のところまで全部きちっとチェックしていかなければならないのかなという気がするのですけれども、たまたま今回その「つね」を「常」にしたという経過の中から、こういう事例があるということで、今後の対策、それらについてちょっとお伺いをいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 9番中村議員の御質問でございますけれども、都度、そのような状態の中で整理はさせていただいてはいますけれども、今、御指摘のとおり、今後、きちっと再度確認いたしまして、チェック体制していきたいというふうに思います。

一応、一般会計というのは町側のほうについては総務班のほうで対応いたしますし、教育委員会については、教育委員会ということで事務分掌になっています。

そういうふうに余り分けてしまうとまたばらばらになりますので、総務班、ちょっと担当してまして、最終的にちょっと時間がかかるかもしれませんが、対応するように取り進めたいというふうに考えておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、まず先に、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第10号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を

議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました、議案第10号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

平成20年度におきまして、北海道医療給付事業の給付対象者が拡大され、重度心身障害者につきましては、重度の精神障害者が同制度を利用できるよう、また、乳幼児につきましては就学児童の入院医療費の助成を追加するよう見直しがされましたことから、本町におきましても北海道と連携して実施するための関係条例を改正するものであります。

また、3歳未満児、また、就学前児童でその属する世帯が住民税非課税世帯の場合に負担する初診時一次負担金を町単独事業として新たに助成するよう、関係条例の一部を改正するものであります。

以下につきまして、議案の朗読を省略させていただきますので、その主な改正点のみ内容の説明をいたしますので、御了承願いたいと存じます。

議案第10号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、昭和58年上富良野町条例第3号の一部を次のように改正する。

第2条は、重度心身障害者医療給付事業につきまして、精神保健福祉手帳1級所持者の精神障害者を医療給付の対象者に追加し、同制度を利用できるように改正するものであります。

第3条は、精神障害者の医療給付助成の対象は、入院にかかるものを除く医療費として規定を追加するものであります。

附則第1項及び附則第2項は、見出しとして施行期日及び経過措置を加える規定であります。

附則第3項は、受給者が3歳未満児、または就学前児童で、その属する世帯が住民税非課税の場合は、平成23年9月30日までの医療費に限り、初診時一部負担金を本人の負担がなくなるよう助成をする旨の条文を追加するものであります。

次に、第2条上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例。

平成6年上富良野町条例第20号の一部を次のように改正する。

題名中及び第1条、第2条、第3条、第5条中の

「乳幼児」を「乳幼児等」に文言を改正する規定であります。また、第2条では、乳幼児等とは、満12歳に達する日以後の3月31日までの者と用語の定義を改正するものであります。

第5条は、当該事業の助成範囲に満6歳から満12歳までの就学児童に対して給付対象者を拡大し、入院費及び指定訪問看護費用に対しまして、助成をする旨の規定をただし書きに追加するものであります。

附則第3項は、受給者が3歳児未満、または就学前児童で、その属する世帯が住民税非課税の場合は、平成23年9月30日までの医療費に限り、初診時一部負担金について助成をし、本人の負担がなくなるよう条文を追加するものであります。

次のページをごらんください。

附則。

この条例は、平成20年10月1日から施行する旨の規定でございます。

なお、今回、改正いたします重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例並びに乳幼児の医療費助成に関する条例附則には、一部負担金に関する経過措置として、平成23年9月30日までと、就業期限を規定しているところでありますが、これは制度廃止を前提としているのではなく、3年経過後の時代背景や対象者の状況等を考慮した上で制度廃止継続も含めまして再検討をする必要があるという判断から、3年間の制度設定としたところでございます。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点が質問させていただきませんが、ただいま述べた23年度の9月30日までという規定の問題であります。そこに廃止を前提としたものではないけれども、その含めて廃止も将来的にこの児童数等、乳幼児等の変化を見ながら対応するというこの話であります。私はせっかくこういういい制度をつくるのであれば、あらかじめこの条文をやはりなくして、もうずっと持続するという方向での私は条文の設定のほうがより町の皆さん方のやる思いが住民に伝わるのではないかなというふうに思いますので、この点、当然、廃止も含めたですから、廃止もあり得るといふような解釈の取り方によってはとられると思うのですが、どのような思いでつくられたのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、この制度の改正が行われ

たときに、所得制限が導入されました。この所得制限が導入された中で、やはり今でもその所得制限というのがこの中にきっちりとうたわれています。

私は、本来、乳幼児や児童がやはり健康でこの町に暮らしてもらおうということであれば、だれもがひとしくその医療の恩恵に授かれるような、やはり体制づくりという点でも、この所得制限は直ちに撤廃すべきではないかと私は思いますが、その年によって所得の多い、少ないによって該当される方も変わってくるのだらうと思いますが、昨年場合は聞きましたら一人ぐらいだというような、所得制限で該当にならなかったのが、そういう話もあります。

こういう意味で、私はきっちりとした所得制限の撤廃をやはりうたうべきだと、条例の改正をするなら、その点。

もう一つ、今、他の自治体でも進められているように、乳幼児の医療費の初診時の無料化等が、あるいは小学校4年生、入通院も含めて、あるいは小学校卒業するまでという形の、そういう自治体もふえつつあります。そこには、やはり安心して医療にかかっていたいて、病気になったときに少しでもやはり重くならないように、病状が重くならないという前にかかって医療費の軽減にもつながると、上富良野町は保健師の指導も行き届いて、その点でも早期病名の治療の発見も対処も前進しているわけですから、そういうものと合わせてそういった乳幼児の医療費の初診時の無料化の拡大というのともあわせてやるべきではないかなと思いますが、この点お伺いしておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点、3年間の期限を定めたことの方でありますが、先ほど述べましたように3年後の時代背景がどのようになっているのか、もちろん経済状況も含めましてのことですが、あくまでも制度廃止することではございませんので、また、逆にその3年後には拡大をすることも検討をする必要があるのかどうかも含めまして、その3年後に再検討しながら判断をするということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

2点目の、所得制限の関係でございますが、もちろん議員おっしゃるようになれども健康で医療を受けられる制度が望ましいというふうに思っておりますし、特に子供さんの医療についてはお金がないから医療が受けられないというようなことがないように、私どもも願っているところでありますが、ただ、一定程度の所得のあります方々につきましては

応分の負担をいただくということが原則だというふうに考えてございます。

今回の条例改正につきましては、3歳児未満の医療費はすべてこれで完全に無料化するところでありまして、また、3歳以上、就学前児童につきましては、先ほども条例の説明で言いましたように住民税の非課税世帯につきましても無料化する、制度を拡大することでこれはお子さんを持ちます世帯の負担を軽減するという趣旨でございますので、その点につきましてもぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この条文の解釈の点では、取りようがいろいろあるんだろうと思いますが、私は将来、町がこの子供の医療費等について、乳幼児の医療費等についてやはりきっちりと将来の子育て支援という立場からも含めて、この制度を23年の3カ年という、その制度そのものをやはり期限を切るということにやはり違和感が私はあるわけで、やはりこの点は将来も含めて持続的にやるということをやればいいわけですから、そんなに今後、児童数や子供さんの数が若干減る傾向にあるんだろうと思います。

そうなったときに、若干の負担の軽減も出てくるんだろうというふうに思いますが、そういうものも含めて私はもう一度聞きますが、これは条文から撤廃すべきだと、もう一つは所得制限についても応分の負担という形で一定の所得の方には負担してもらうということは国も地方も言っております。

しかし、こういう社会保障の点でいえばなじまない部分があるんだろうというふうに思います。国もひとしくこういった環境にある子供たちや国民は社会保障の立場からどんなことがあっても排除してはならないということを憲法でもうたわれているわけですから、その点も含めて所得制限をもう一度撤廃するという条文の起こしを上富良野町でもやるべきだというふうに思いますが、この点。

さらにお伺いしたいと思うのは、町長の意思という点でお伺いいたしますが、将来、これは時限的に3年を限度として拡大することもあり得るのだという話ではありますが、町長、この点、前からも質問させていただいているのですが、他の市町村では財政の厳しい中でもその自治体独自でやるのだから、その自治体もありようだといえばそれで終わりかもしれませんが、町もこれだけ出生率が高くて、子育て支援に対する要望という点でもこの医療費の点の無料化だとか、学年を延ばしてほしいという声があります。

そういう意味で、この点、所得制限も含めて、この時限的な23年ということも含めて町長、見解というものを伺っておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思えますが、今、細かくは担当課長のほうから答弁申し上げたとおりでありまして、町長におきましてもこの制度が将来に向けて持続させられるかどうかをしっかりと見きわめる必要があるということでありまして、今の段階でその決断をしっかりとすることについてはなかなかできないと、御案内のとおり、平成18年度でありますけれども、健康保険法等の改正がなされまして、それぞれ一部負担の割合が大きく変わったような経過もありますし、今後におきましてもこの言われている医療の制度がどう変わるのか、非常に国民的な議論にもなっておりますし、また、一方ではこの少子高齢化の時代の中で国がこの子育て支援にどう国の政策として打つかということもあるでしょうから、そういうことも十分見きわめて補完が必要なものについては自治体が財政的にも見きわめながら恒久的な制度として確立する、その趣上にあるかというふうに思うわけであります。

したがいまして、今、担当課長のほうから申し上げましたように、平成23年9月を迎える段階にいろいろなそういう諸条件を十分考慮した中で再度拡大をするのか、現状で維持するのか、どうするのかを町長において判断することとしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

それと、所得制限の関係につきましても、いわゆる私どもとしましては、一定程度医療費に対します負担能力のある方については、そういう方についてはその能力に応じまして負担をいただくという考え方でございますので、決して制度的に排除するという考え方を持っていないわけでありまして、また、この子育て支援という観点からしますと、この医療にかかわらず多様な面におきまして行政が必要な施策を打たなければならないということでありまして、以前から申し上げていますように、町長としましては今、人的なパワーを持ちましてその子育て支援の間接的な支援をするということに力点を置いております。

そういうこともぜひ、この機会に御理解をいただきたいと思えますし、決して制度的にそういう負担能力のない方を一方的に排除するという考え方ではないことを一つ御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず本案に反対者、次に本案賛成者の順に行います。

まず、本案に反対する討論の発言を許します。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 私は、議案第10号に対して反対の討論をさせていただきます。

この制度の改正の趣旨というのは、乳幼児における医療費の負担の軽減という点では一定の前進がうかがわれます。

また、私たちは多くの町民や道民の皆さんとともに乳幼児の医療費の負担軽減という点でも全道規模で取り組んできました。

そういう反映の中で、道においても乳幼児の医療費の負担軽減をせざるを得ないという状況になりました。

しかし、また同時に見なければならぬのは、ここにある所得制限という問題であります。国民はだれでもが等しく社会保障の環境やすべての社会に対する恩恵を受けなければならないという立場からすれば、この所得制限というそのものがなじまないということでもあります。

また、町において今年度から始まるようとしている町単独における町民税の非課税世帯に対する初診時の負担をなくするという点では大変評価するものであります。

しかし、ここの中には答弁の中で3年間の限定、その後は状況を見ながらその拡大をするかどうかというところでもあります。

私は、せっかくこういう制度を出してきたのであれば、この時限的な措置を最初からなくして、その制度を住民に理解してもらおうという点でもいいのではないかなというふうに考えています。

私は、経済的な負担を軽減する、また、子育て支援という立場からも町においては子育て保健師さん、あるいは子育て支援という形の中で多面的な取り組みをやっているという点では高く評価しています。また同時に、この医療費分野においてもそういう前進が図られれば、それはさらに効果を推しはかって、前へ前進する大きな力となるものであります。

そういう意味では、今回の制度の部分的な前進があったとしても、この時限的な措置の撤廃、あるいは所得制限の撤廃を申し上げて、私の反対の討論とさせていただきます。

議長(西村昭教君) 次に、本案に賛成する討論の発言を許します。

9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の賛成討論をいたします。

私は、上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

上富良野町における合計特殊出生率は2005年の国勢調査では1.85となっており、全道のトップであることは周知のとおりであります。町では、これまで子育て支援対策の充実を重点施策とし、母子保健対策の充実や保育所での延長保育及び一次保育の実施など、多様な保育サービスの充実、また、子育て支援センターの開設など、さまざまな子育て支援対策に取り組んでいることは私自身も一定の評価をしているところであります。

また、加えて今回の条例改正では、子育て世帯への経済的負担が大きい就学児童、小学生の入院医療費助成を北海道と連携して新たに追加、実施すること。また、3歳未満児の初診時一部負担金を無料化することで、3歳児未満児全員の医療費が完全に無料化されること、さらに3歳児、就学前児童にあっては住民税非課税世帯のいわゆる低所得者層の世帯については3歳児未満児同様に初診時一部負担金を無料とするご提案であります。

また、これらの経費については、町財政が厳しい中であって、町単独費をもって新たに助成する内容の条例改正となっていることから、合計特性出生率のトップである町としての子育て支援対策に取り組む姿勢は大いに評価するところであります。

以上の理由から、本改正条例に賛成する立場からの賛成討論といたします。

議長(西村昭教君) 次に、本案に反対する討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 12 議案第 11 号

議長（西村昭教君） 日程第 12 議案第 11 号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました、議案第 11 号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

今回の改正の 1 点目は、個人情報保護の観点から、戸籍等の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限する戸籍法の改正が、平成 20 年 5 月 1 日から施行されたところであります。これに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令において引用している戸籍法の規定が変更されるため、これに伴い条例の一部を改正するものであります。

この戸籍法改正では、他人になりすました証明書の交付申請や届け出を防止するため、窓口では申請者の本人確認をより厳格化するものでありまして、窓口では申請者の本人確認をする際、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど、官公庁が発行する顔写真つきの証明書を提示するか、また、これら顔写真つきの証明書を所持していない場合には、健康保険証、年金手帳、預金通帳、社員証などから 2 点を提示してもらい、本人確認をすることとなるわけでございます。

改正の 2 点目は、国ではこうした法的証明書となる住民基本台帳カードの普及促進を支援するため、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年間に限り、交付手数料を無料化とする財源として特別交付税措置がされることから、本町におきましても住民基本台帳カードの交付手数料を無料化とし、住民サービスの向上を図ろうとするもので、これら必要な条例の一部を改正するものであります。

以下につきまして、議案の朗読を省略させていただきますので、その主な改正点のみ内容の説明をいたしますので、御了承願いたいと思います。

議案第 11 号上富良野町手数料条例の一部を改正

する条例。

上富良野町手数料条例、平成 12 年上富良野町条例第 2 号の一部を次のように改正する。

別表中、1 から 6 は、戸籍法改正に伴います条文の文言を改正するものであります。

次のページをお開きください。

附則 4 は、平成 20 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に行われた住民基本台帳カードの交付にかかる手数料については、無料とする規定を追加するものであります。

附則、この条例は交付の日から施行し、改正後の上富良野町手数料条例の規定は、平成 20 年 5 月 1 日から適用する旨の規定であります。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 11 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号

議長（西村昭教君） 日程第 13 議案第 12 号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） ただいま上程されました、議案第 12 号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

これまで、上富良野町パークゴルフ場の開設期間につきましては、毎年 4 月 29 日から 11 月 3 日までとしておりましたが、近年の融雪時期が早まったり、降雪時期が遅くなってきている状況から、開設期間の拡大を望む声が多数寄せられておりました。

このことから、施設及び天候の状況によっては開設期間を拡大できるようにするとともに、拡大期間の料金などを定めるため、条例の一部を改正し、パークゴルフの普及促進と利用拡大を図ろうとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第12号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成14年上富良野町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中、「使用を休止する」を「開設期間及び使用時間を変更する」に改める。

別表1に備考として、次のように加える。

備考。

開設期間及び開設時間は、施設内に表示する。

別表2、備考1中、「使用開始の日から終了の日」を「4月29日から11月3日」に改め、同表備考に次のように加える。

3、別表1に定める開設期間以外の使用料金の範囲は、1日券及び用具貸し出しのみとする。

附則としまして、この条例は、平成20年7月1日から施行する。

以上でございます。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） このパークゴルフの設置の条例は、大変便利が高まるものであり、また、利用者が活用しやすい条例だというふうに考えております。

この条例に当てはまるかどうかわかりませんが、備考の欄に開設期間及び開設時間は施設内に表示する、これは施設内に表示することも大変ありがたいことなんですけれども、他にもっと外に向かってこの期間というのは本当に短い期間を皆さんに使用していただくわけですから、防災を使うとか、何かもう少し開設時間とか期間の周知を拡大して考えていただきたいと思います。

また、町外からもこの期間についても、このパーク場は非常に利用しやすい管理されたパーク場であるわけでありまして、このクローズ期間を前後することによってもっと多くの利用者がふえるのではないかとこの予想もされますので、そういった面からもこの案内の拡大を希望しておきます。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） ただいま8番岩崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的な開設期間は申し上げておりますように、4月29日から11月3日までということで御説明をさせていただいておりますが、ただ、それぞれそ

の年の天候の状況、それからそういう部分の中で急激にまず開設期間を判断してから、開設期間までの時間的なものが基本的にはなかなかとりづらい、そういう面も含めまして、できる限り町内の方々におきましては防災無線等によってPRすることも可能かと思いますが、ちょっと町外に向けての例えばパンフレットですとか、そういうものがなかなか現実にはしていきづらくなるのではないかというふうには考えてございます。

ただ、できる限り拡大期間を設けることについては周知をできるように努めてはいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） ほかに。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず一つは、ただいまの関連でございますけれども、一応4月29日から11月3日、言うなら4月29日以前、11月3日以降の関係は、やはりC・S・Tとして指定管理者として自分たちがこの時期に開設できるといった段階で当然、教育委員会と協議をしたいと思います。

例えば、中富良野、富良野のそれぞれのパークゴルフ場にC・S・Tの企業としての営業努力で、例えばパンフレットを置くとか、それからポスターを張るだとか、そういうような努力をしてもらったほうがいいのかという気がいたします。

それから、今回の改正で非常にパークゴルフを愛好する町民の皆さん方にこういう経過になって、議会で審議されて、非常に喜ばれて、歓迎をされております。

そういうことで、それ以外の一つの関連として、富良野広域圏でパークゴルフの利用ということで、広域圏の利用料金をそれぞれの町民の利用料金にするという経過があって、上富良野町も実施をしておりますけれども、富良野市の場合、3月21日の定例議会であくまで市民優先だと、それからもう一つは、太陽の里や、それから金満のところに広域圏から殺到して来るといふならば、維持管理等が非常にあれだということで、議会で9対8で否決をされているのです。それで現実の問題として今、4町村でそういうことをやっているのですけれども、それらの導入経過、それからその内容についてちょっと町民やそれ以外の圏域の人からもどんな形で、特に富良野は条例改正、上富良野は条例改正も何もなしにしているということで、それらの経過と、もう一つはそういう形で条例改正しないでやった根本規定、条例等を含めて、それがどの条文に当てはまっているのかということをお聞きをいたしたいと思います。

それから、現実に富良野は水曜日、金満が休み、

月曜日が中富良野と、そうするとやはり富良野はそのまま今までの市民の料金と町外の料金になってきているので、どちらかというと中富へ行くより、上富のほうへ来るのです。それらの利用状況がわかったら教えていただきたいのと、もう一つはC・S・Tとの関係で、どのような形で協議をし、了解をしてもらったかという点をお聞きしたい。

それからもう1点は、この500円から300円になるよう中富も使える、それから占冠、南富も使えるという、どちらにして占冠、南富は余り行かないと思うのですけれども、町民の周知、どういう形でされていたのかと、私も中富良野と上富良野とそれぞれあそこの料金のところに掲示をしてあるものをちょっと写真を写してきたのですけれども、それぞれ町内、それから圏域は同じですと、ただ販売枚数が分かれる中富良野は完全に分けています。

ですから、そのような形でどううちのほうではその周知等を含めて、それから利用者数の確認等がされているか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、指定管理者、現在、私どものほうの指定管理者は中村議員がおっしゃっている会社でございます。ただ、来年度以降については、ちょっとまだ指定管理者これから再公募という形の中でありますので、まだ企業が決まっていないということでまず御理解をいただきたいと思います。

ただ、できる限り近隣のそういうパークゴルフ場に対しての広報活動については、それぞれのパークゴルフ場の管理者とも協議をさせていただいた中で、掲示をさせていただければさせていただくような形をとって進めてまいりたいと考えてございます。

それから、もう一つ、今、富良野沿線のそれぞれの市町村の住民と同じ料金でということのお話でございますけれども、基本的には私どもの町においては一括要領の中でそれぞれ使用料金、利用料金については沿線の各関係条例を沿線の住民に限って、それぞれの私どもの町では町民と同一料金ですという要領の中で今回運営をさせていただいております。

なお、内容につきましては、住民への周知につきましては、本年3月10日ごろの広報において、公共施設の広域使用料金という形で広報のほうで周知をさせていただいております。また、パークゴルフ場の使用においては、パークゴルフ場にまず富良野沿線の方については上富良野町民と同一料金で利用できますということも提示もさせていただいております。

ます。

それから、中で受け付けの際においても、受け付けの人がどちらからいらっしゃいましたということを確認した形の中で、町外者であっても富良野圏の人であれば住民と同じ料金で扱えますよということをお話しをしながら、町内料金という形で設定をさせていただいて、利用をさせていただいております。

あと、当然、他町村の状況等についてでございますけれども、中村議員の御意見のとおり、南富良野、それから占冠においては、今、個人が無料で取り扱っているという状況の中で、特に条例改正だとかはしておりません。中富良野町におきましては、大体3月の定例会のほうで条例改正を行って、町民と同一料金ですということを進めております。

なお、富良野市におきましては、前回の定例会で否決をされた中で、今後また同一料金でできるように努力をしていくということで担当のほうからは伺っております。

あと、まことに申しわけございません。本当に町外者等のデータ等につきましては、後ほど示させていただく形で御理解いただきたいと思っています。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 富良野は条例改正が否決、それから中富良野は条例改正をしたと、私は条例が上富良野町の一番大事な根幹でないかなという気がするのです。

それで、一部広域圏の関係で協議が、私は将来的に富良野広域圏が広域連合数年を含めて、やはりそういう形でやれることが望ましいけれども、条例がある以上、やはり条例改正をしてやるべきではないかと、これがやはり僕は一番原点であるし、それからもう一つは一番富良野沿線で需要度の多い富良野の金満地区、それから太陽の里等も含めて、やはりお互いに平等で、言うなれば互助というか、お互いに行き来するのが原則だと思うのです。それが片一方がだめですよと、それぞれの自治体の事情があるから、それは本当は議会での決定だからやむを得ないけれども、そういう形にまで発していく、それからうちは条例も改正しないでということが、一体どうなのかということで、富良野の市議会議員からも私言われました。上富は条例は何もあれしないでやっているのかというようなことがありましたので、やはり原則的にはきちっとやはりやっつけていかなければならないというのが僕は基本だと思うのです。

それと、富良野市がそういうことで平等、互助で富良野からどんどん、きょうは水曜日ですから結構上富良野へ来ているはずですよ。

なグループから値段は何ぼだと僕にも照会を受けましたので、町外者500円だけでも、こしは300円になっていますと、200円も安い、それではお茶代ぐらい出るなというような気持ちで利用できることはいいのですけれども、現実にもそういう平等に欠けているという関係があるのです。

ですから、今年度は条例改正しないままそのままスタートしたけれども、将来、今後どうするのかというのと、もう一つは富良野市の対応がこのまま、またいくのかどうかというような、言うなれば圏外の富良野市以外の人たちの門戸はそのまま閉じている、しかし富良野の市民は中富良野、上富良野に来るよということのままでいいのかという点で、その点教育委員会の教育長会議等でどう進めるのかちょっとわかりませんが、基本的にその点を明らかにしていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 9番中村議員の御質問に私のほうからちょっとお答えしますが、この件につきましては、以前、広域圏の協議の中である首長からこういう公共施設の利用状況を見るときに、非常に使われていない時期、時間帯もあるというようなことで、そういう時間帯にできれば町外の方々の利用があるとすれば提供することをお互いに合意したということが事の発端でありまして、私どもはそういう中で、そういうものを実務的にどう取り扱ったらいいかについて、沿線の副市長村長との協議もいたしました。

私ども御案内のとおり、平成18年度に各公共施設の料金体系を全面的に見直しまして、町外については一定割合の割り増しをもって料金を徴収するという、そういう公共施設利用に当たりましての料金体系をつくりまして、19年度からスタートしたわけでありまして。

そういう中で、こういう話がきたわけでありまして、上富良野町の事情としましては、こういう試行的な取り扱いが将来に向けて安定的に定着をさせなければならないような状況になるのか、もしくはそういう町外者の方々への利用を提供することによって、いろいろな不都合、都合がどの程度出るのか、そういうこともしっかり検証しようということで、他の市町村の方々には今、条例改正を全面的にやった直後に、また、さらに条例改正をすることについて、またいろいろな諸課題を検証することも必要だということで条例の改正手続をしない方法で当町についてはその施行実施をしていきたいと。ほか、各町村については、条例改正をするかしないかについては、おのおので判断しようということで分かれた経過がございます。

したがって、当町におきましては、条例改正をしない方法で今、現在に至っております。将来の考え方としましては、しっかり検証して、支障がないのかあるのか、また、沿線も各市町村ごとにそれぞれ料金の設定をしてございますので、そういう料金設定水準をフラットにすることがいいのかどうかも含めて協議する課題もあるだろうということでございますので、一概に将来に向けての考え方をここで断定的に申し上げることはできませんが、そういうことの議論を経ながら、できるだけ早い時期に何らかの対応をしたいと、この本来の公共料金のあり方については、2年なり、3年のサイクルで見直すことも必要でございますので、そういう時期に今の課題も合わせまして、手続をとることが極めて必要なのかなと。

今、多く利用されている施設は、今、議員が言われるようにパークゴルフ場、それからかみんの健康浴場等が主体的に利用されているのかなと思います。基本的には公共施設、いろいろな事情がありまして、他の公共施設も町外の方が使う場合には、今、冒頭申し上げましたような考え方で受け入れることのほうがよりわかりやすいだろうという考え方もありまして、私どもは今、ちょっと変則でありますけれども、要領に基づいてその読みかえをして、この圏域の方々については町内の方々と同じ水準で取り扱っている事情がございますので、ぜひこの辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

あとは、他市町村との意見の考え方のすり合わせについては、冒頭申し上げましたように富良野のいろいろな事情もあるでしょうから、これらについて私どもが余り踏み込んで議論をすることはできないわけでありまして、時期をとらえながらこういうものを恒久的に定着できるかどうかをしっかりと検証して、あるべき姿を示していきたいというふうに考えてございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、副町長のお話も十分理解ができるけれども、あくまで試行ということで、ひとつ町民と同じ利用料金で広域圏から来た人のデータをまずきちと取っていただいて、それをもとにした形で条例改正等も当然しなければならぬのかなという気がいたします。

とりあえず、もうスタートしたから、今から条例改正はどうだということで、本来的に僕はきちとやってから中富良野、富良野のように、富良野は否決されましたけれども、それをやっていただきたいと思います。

それから、先ほど教育振興課長が言っていた、私

は来年のことを言っているのではないのです。来年は新たな指定管理者になるけれども、例えば11月3日以降の周知についても他のパークゴルフ場にC・S・Tとしていつまでやれるというような条件をかんがみながら、やはり利用促進を図るということをしていただきたいと、来年度はまた新たな形になろうかと思えます。

そういうことでお願いをしたいと思えます。以上でございます。

議長（西村昭教君） 答弁は要りませんね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号

議長（西村昭教君） 日程第14 議案第13号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程いただきました、議案第13号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

地域センター病院である富良野協会病院とは、病病連携によりまして、専門医の派遣を受け、泌尿器科、循環器科を開設し、町民の皆様の診療の利便性向上を図ってきたところでございます。

このたび、眼科医師の派遣を受け、7月から眼科を開設し、一層、町民の皆様の利便性向上に努めてまいりたいと存じます。

診療の予定であります、月2回、各週で金曜日の午後から、当面は予約制によりまして、1回10名ほどの診療を考えているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第13号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に、次の1号を加える。

第5号、眼科。

附則。

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

以上で、説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号

議長（西村昭教君） 日程第15 議案第14号上富良野町看護師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程いただきました、議案第14号上富良野町看護師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町立病院が安定した運営を続けていくためには、大きな収益の源である入院基本料、10対1を維持していく必要があります。そのためには、看護師の確保が必要であり、人員確保に全力で努めているところでございます。

そのための施策の一つとして、看護師等修学資金の貸付額を養成学校に入学してから卒業するまでの平均的な入学料、授業料など、学費相当分に増額改正をしようとするものでございます。

本条例は、平成4年に増額の改正を行ってから、現行金額のままとなっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以下、議案を要約して御説明申し上げます。

議案第14号上富良野町看護師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例。

上富良野町看護師等養成修学資金貸付条例（昭和37年上富良野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。上富良野町看護職員等養成奨学金貸付条例。

題名を修学資金から、奨学金に改めることで、資格取得後、上富良野町職員として業務に従事してい

ただくための奨励金であることを明確にしようとするものでございます。

第1条から第3条までを次のように改める。

目的。

第1条は、看護業務等の従事者の確保を図ることが目的であることを明確にしたものでございます。

第2条は、奨学金の対象者を定めたものであり、診療放射線技師は確保が容易になったことから削除してございます。

第3条は、貸付金額を定めたものであり、看護師は月額5万円以内を7万円に、保健師3万5,000円以内を7万円に、准看護師3万円以内を5万円に、それぞれ増額しようとするものでございます。

理学療法士、作業療法士は据え置きとしてございます。

奨学金は無利子であります。

第4条は、文言の整理でございます。

第8条は、間に条文を追加するため、第10条とするものでございます。

第7条は、貸し付けを受けた期間以上、町職員として勤務することにより免除すること。また、その期間を満了する前に退職等となったときは、月割り計算で免除額を定める規定でございます。

文言の整理をあわせて行い、同条を第9条といたします。

第6条の次に、次の1条を加える。

次のページをごらんください。

第8条は、奨学金の返還について定めたものでございます。

第6条は、文言の整理を行った上で、同条を第7条とするものでございます。

第5条は、文言の整理を行った上で、同条を第6条とするものでございます。

第4条の次に、次の1条を加える。

第5条は、貸し付けの期間を定めたものでございます。

附則。

公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用しようとするものでございます。

4月に看護師を目指している2名の方から貸し付け申請があり、現行の月額5万円で貸し付けを行っております。

お認めいただくことにより、4月にさかのぼって差額を貸し付けすることを考えております。

以上で、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号

議長（西村昭教君） 日程第16 議案第15号上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程いただきました、議案第15号上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について提案の要旨を御説明申し上げます。

患者負担金については、徴収の根拠として厚生労働省の告示の一つ一つを列挙してきたところでございます。

近年、医療制度が目まぐるしく改正されており、その都度、町の条例を改正することが必要となることから、国の告示を根拠とする方式から、規定する法令名を徴収根拠とする方式に改めようとするものでございます。

この改正により、患者負担金に変更となるものではございません。また、条文の中に出てまいります老人保健法が4月から高齢者の医療の確保に関する法律に変わったことから、文言の整理をさせていただくものでございます。

以下、議案を要約して説明を申し上げます。

議案第15号上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例（昭和33年上富良野条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条は、文言の整理でございます。

第2条についても、文言の整理でございます。

第3条は、患者負担金等の徴収根拠として、厚生労働省告示を列挙している部分を、規定する法令名に改めるとともに、文言の整理を行うものでございます。負担する金額に変更が生じるものではありません。

第6条は、文言の整理でございます。

附則。

公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で、説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号

議長（西村昭教君） 日程第17 議案第16号 財産取得の件、学校給食センター調理機器を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） ただいま上程されました、議案第16号財産取得の件、上富良野町学校給食センター調理機器（食器洗浄機、消毒保管庫）の取得につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、学校給食センターでは、児童生徒に対して安心で安全な給食の提供に努めておりますが、食器洗浄機につきましては昭和62年に、消毒保管庫は昭和48年に購入したものであり、それぞれ20年以上、あるいは30年以上を経過し、耐用年数が8年とされている期間を大きく経過しております。

機器の老朽により、内外面の腐食や各部品の損耗などが顕著になり、安全性についても危惧されていたところであります。

こうした中で、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、食器洗浄機、消毒保管庫の更新整備を行い、今後とも安全で安心な給食の提供を行おうとするものであります。

この入札に当たりましては、当該設備を取り扱う業者が町内にはおらず、近隣の取り扱い業者5社を指名し、6月9日に入札を行った結果、北昭産業株式会社が900万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の945万円でございます。

参考までに2番札は株式会社中西製作所の906万円でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第16号財産取得の件。

上富良野町学校給食センター調理機器（食器洗浄機、消毒保管庫）を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的。上富良野町学校給食センター調理機器（食器洗浄機、消毒保管庫）。

2、取得の方法。指名競争入札による。

3、取得金額。945万円。

4、取得の相手方。名寄市西3条南5丁目、北昭産業株式会社、代表取締役中山泰英。

納期。平成20年8月17日。

以上でございます。御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号

議長（西村昭教君） 日程第18 議案第17号 第5次上富良野町総合計画基本構想を定める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程されました、議案第17号第5次上富良野町総合計画基本構想を定める件について、提出の要旨と基本構想の骨子を御説明申し上げます。

今回、提出させていただいた件につきましては、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

昭和44年の地方自治法改正により、市町村の行政運営に当たっては、基本構想、いわゆる総合計画の策定が定められ、以降、当町においても10年を一つのくりとして総合計画を策定し、まちづくりを進めてまいりました。

「かみふらの2世紀」に踏み出した平成11年「四季彩のまち・かみふらの ふれあい大地の創造」を将来像とする第4次上富良野町総合計画を策定し、豊かな心の人のまちなど、まちづくりの四つの大きな柱を設定し、急激な社会情勢の変化に対応しながら、諸施策を推進してまいりました。

この間、日本経済はバブル崩壊による長期不況が終わり、本州の大都市を中心に穏やかな好況が続いていますが、依然として地方においては疲弊の色が濃く、経済や生活実態の地域間格差が拡大し続けています。

また、我が国の総人口は既にピークを越えて、人口減少期に突入し、さらに加速する少子高齢化や地域活力の衰退、慢性的な地方財政への硬直化や質の高さが求められる社会の成熟化など、今後もこうした社会経済情勢の厳しい変化が予想される中で、町行政も自己責任による的確な対応が迫られています。

今回、策定する第5次上富良野町総合計画は、町の自己責任による自立のまちづくりを念頭に、現在、またこれからの社会情勢や生活者である町民の多様なニーズを的確にとらえ、町民の暮らし本意の考えに立って、町民と行政による協働のまちづくりを進める上での指針として策定するものであります。

次に、第5次上富良野町総合計画の基本構想の骨子について申し上げます。

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成し、議決事項はそのうち、基本構想部分であります。このたび提出の基本構想は、平成21年度以降の10年間における町の進むべき方向と基本施策、重点施策を示すものであり、その内容は上富良野町の将来像、まちづくりの基本方針、目標人口、施策の大綱、推進プロジェクト、土地利用基本構想、行政の取り組み姿勢からなっております。

この基本構想の策定に当たりましては、現計画に基づいたこれまでの取り組みや、時代の潮流、地域社会における人口や産業などの動向を踏まえるとともに、町民アンケート調査や出前講座を通じて、町民の意思、意見の反映に努めてまいりました。

さらに、町内主幹職などによるプロジェクト会議、理事者、課長職による総合計画策定委員会において、素案作成のための協議を進め、平成19年11月30日、町内主要10団体の代表者と公募、推薦の5名で構成する上富良野町総合計画審議会を設置し、第5次上富良野町総合計画基本構想案の諮問を行いました。審議会での慎重な御審議を経て、過般5月23日に答申をいただいたところであります。

この第5次上富良野町総合計画の基本構想では、町民が主体であること、個性と人権を尊重すること、相互に補完し合うこと、自主、自立の気概を持つこと、未来志向であること、これらのまちづくりの基本理念としてこれまでの取り組み、成果を引き継ぎながら、町民の暮らし本意の考え方に立って「四季彩のまち・かみふらの 風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定めました。

「四季彩のまち・かみふらの」というタイトルは、現計画を継承するもので、豊かな色彩の自然と産業、人々が織りなす美しいまちづくりをイメージしております。また、サブタイトルの「風土に映える暮らしのデザイン」は、町民の暮らしに役立つためのまちづくり設計をすとの意図がございます。

この「四季彩のまち・かみふらの 風土に映える暮らしのデザイン」は、達成したい五つの暮らしを大きな目標として掲げています。

一つに、人や地域とつながりのある暮らしです。それぞれ足りないものを補い合い、支え合い、よいところを伸ばし合いながら、より豊かな生活を送るために人と人、人と地域、地域と地域など、さまざまな場面でつながりが発揮される暮らしの実現を目指します。

二つに、穏やかに安心して過ごせる暮らしです。生活の不安を一つ解決しながら、穏やかで安心に包まれた生涯を送ることができる暮らしの実現を目指します。

三つに、快適で楽しく潤いのある暮らしです。さまざまな町民活動が活発に行われ、それが生活の潤いやあすへの意欲と活力につながるよう、心に張りがあり、快適で楽しく潤いのある暮らしの実現を目指します。

四つには、地域の宝を守り、育み、活用できる暮らしです。上富良野には、人や物、恵まれた自然や培われてきた歴史、伝統など、さまざまな地域の宝があります。それらの宝の個性や特性に応じて日々の生活や活動に生かしていくことができる暮らしの実現を目指します。

五つに、誇りと責任、役割を分かち合える暮らしです。町民はもちろんのこと、上富良野とつながりを持つすべての人が、みずからの誇りにより、町のよさや暮らしやすさを守り、さらに発展させるため、それぞれの役割を担っていくことができる暮らしの実現を目指します。

そして、これら達成したい五つの暮らしの実現に向けて、時代を的確にとらえる取り組み、情報発信、受信、共有の取り組み、協働によるまちづくりの運営、町民満足度重視の取り組み、この四つの取り組みをまちづくり全体に共通する基本方針として

掲げております。

また、今計画の複数の取り組みを横断的、かつ、有機的に結びつけ、集中的、重点的な取り組みとして三つの推進プロジェクトを位置づけました。

一つは、みがいてキラリ産業プロジェクトです。

上富良野には、豊かな農作物やすぐれた景観など、恵まれた地域素材があふれています。これらを磨き、輝くことで新たな形の産業創出につなげます。

二つには、地域力で育む子育てプロジェクトです。

上富良野の未来をつくる子供たちに、地域全体で愛情を注ぎ、成長の場面ごとに地域力が発揮される子育て環境づくりを進めます。

三つは、いつまでも現役ががんばりプロジェクトです。

人口減少と相まった高齢化社会では、高齢者を支えられる対象というばかりではなく、社会活動の主体として豊富な知識や技術を生かした社会活動の参加を進めていくことといたします。

次に、今計画の目標年である平成30年の目標人口についてですが、我が国自体の人口がピークを越えて減少している中で、本町においてもこのままで推移すると、平成30年には1万1,500人程度の人口になると推測されます。

各施策やさきに述べた推進プロジェクトの着実な実行により、平成30年の目標人口を1万1,900人とし、その達成を図ることとします。

次に、土地利用の基本構想ですが、目指す将来像の実現に向けて合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、土地利用に当たっては、土地利用関係法に基づいて、自然、森林地域の保全や優良農地の農業的土地利用の堅持、また、市街地においては拡大を抑え、未利用地等の効率的な利活用によるコンパクト化を進めていきます。

最後に、今計画を遂行する上で、行政の取り組み姿勢でございます。現計画では、施策の大綱の一分野として位置づけておりましたが、今計画では別立ての取り扱いといたしました。効果的、効率的な行政運営、広域行政の推進、公共施設の適正な維持管理の推進、公平、公正、適正な負担の確立、この4項目を基本として、今計画を遂行してまいります。

以上、基本構想の概要について御説明申し上げます。

お手元に、第5次上富良野町総合計画基本構想を配付させていただいておりますので、内容を御審議くださいますようお願い申し上げます。

以下、議案を朗読し、提案といたします。

議案第17号第5次上富良野町総合計画基本構想を定める件。

地方自治法第2条第4項の規定により、第5次上富良野町総合計画基本構想を定めることについて、議会の議決を求める。

平成20年6月17日、上富良野町長尾岸孝雄。

以上、提案の要旨と基本構想の骨子について御説明させていただきました。よろしくお願いをいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番金子益三君。

7番（金子益三君） 第5次の総合計画の構想ということですので、二、三、町長のほうにできればお伺いをしたいと思います。

5総の基本構想を読ませていただきまして、いろいろと確かに昨今の社会情勢、それから今後10年間の社会情勢の経緯をかんがみたときに、非常に堅実であり、安定を求めた構想であるなという反面、どちらかといいますとはっきりした主眼がなかなか見出せない、また、町の進むべき方向というものの、将来像にやや不安を残すような構想なのかなと、言いかえすとちょっと天井が低いのではないかなという思いが否めないところでありますが、この構想の中でどちらかという、この町の攻めるべき方向というか、この町が今後発展をしていく、右肩上がりであるいろいろふえていく、その礎となるところがどうも見られなくて、現状維持か、もしくはやや衰退していきながら生きながらえていくのかなと、町民の皆さんにどこまで我慢をしたときに、その先の展望というものがどうなるかというところが、ややちょっと薄いのではないかなという気やりのあります。

構想ですので、これをもとにしっかりと計画が組まれていくことになって、それが実現可能な絵にかいたもちではなく、しっかりと上富良野町が自主、自立をしていきながら、今後10年間発展をしていくべきものになると思うのですけれども、どうもこの構想の中においてその部分がちょっと見えないので、その辺をまず町長がどう考えているのかということが1点と。

第4次総合計画、このことしは締め年になりますし、今まで町長が歩んで来られたこの10年間でしっかりと根差しているところではあります、いわゆる住民の皆様の民度の上がり方というか、その民度のレベルがこの10年間でどの域にあり、また、この第5次の総合計画においてはどのレベルまで民度を上げていくのかということところが

しっかりとこの構想に出ているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

いろいろ産業においても、やはり生産人口というものがこの町には根差していきながら、パーセントではなく、実質の人口としてふえいく、そういった手だてを町長並びにその行政のリーダーシップというか、その施策等々をどのようにこの構想の中に盛り込まれているかというのを教えていただきたく思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

この議員のおっしゃるように、あくまでも基本構想でありまして、この構想というのは我が町、上富良野町がこのような10年後の町を目指したいという基本を唱えておりまして、あとこれを実現していくためには、実施計画はどのような形で対応していくかと、基本計画の中で組まれていって、その実施計画の中で実施していくという形で、どのような形で組まれていくかということで10年後の成果が問われるというふうに思っております。

あくまでも、基本構想であり、上富良野町の理想を唱えている、ですから一つ一つの問題について細かくは唱えてはありませんが、理想とした分野ですべてのものを網羅しているというように私は認識いたしておりますので、あとはそれに対して、基本計画をどのように立てて、そして3カ年ローリングで対応する実施計画をどのように組み立て財政措置をして、事業展開をしていくかということが重要であるというふうに思っております。そのことによって、10年後の成果が問われるだろうと思っております。

それからもう1点、4次についての成果であります。既に4次の評価報告につきましては議員の皆さん方にも配付させていただいておりますけれども、住民の皆様方との協働のまちづくり、これはやっと芽生えてきたのかなというふうに思っております。

従前とは違った自治活動、そういったものの充実した中である程度この10年間で予測どおりに進まなかったけれども、住民がまちづくり、それらに対する協働の対応を図っていく、そういった意識を盛り上げていただければと、これは5次に継続して住民活動をもっともっと活性化していくような手法をとっていかなければならないのかなというふうに思っています。

それともう一つは、行政がどのようなリーダーシップをとっていくかということですが、確かにある面では行政はリーダーシップ必要でありますけれども、いつも申し上げておりますように、も

う行政指導の時代は終わったのだと、協働のまちづくりを目指すのだということを基本とした中で、第5次の総計の中におきましても、第4次もそうでしたけれども、第5次の総計の中におきましてもももにつくっていくのだということが基本であって、行政がリーダーシップを強く出して引っ張っていくのだということは、余りそれに重点を置くと昔の行政指導、官指導のまちづくりに戻ってしまうと、これは戻してはいけないというように思っているということで御理解をいただいております。

議長（西村昭教君） 7番金子益三君。

7番（金子益三君） 町長のお考えよくわかりますし、特に最後の部分の行政のリーダーシップというのはバランスの問題になりましょうから、この辺はやはり住民の皆さんとの膝を交えた対話というのはこれから必要になっていくと思います。

1点、先ほど5総の構想なんで、どちらかというともう少し攻めの部分が入っていけば、もうちょっと私もまだ40歳ですから、10年後も50で現役世代ではいるのですけれども、そういったこの今の働き盛りの年代を代表として言わせていただくと、もう少しこう10年後も何か明るい、上富良野に住んでいてよかったなど、これから住みたいなど、そして住み続けたいなどという希望的観測の部分というのがもう少し構想の中に入って、非常に堅実といえば堅実なんでしょうけれども、ややちょっと後ろめたいのが否めないのかなという思いが、私の主観で思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 議員と考え、見方違うのかもかもしれませんけれども、この私、決して後ろ向きではないと、前向きで余りバラ色に輝き過ぎたのでないかなと、これを実現するのはこの基本計画を立てて、実施計画を立てて、これを100%実現する10年後、実現できるのかどうかという、非常に厳しい課題になるのかなと。私は前向きなバラ色の構想であるというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この人口の設定目標であります。最終的には1万1,000人という形、900人でしょうか、設定されているということですが、確かに上富良野町は自衛隊がいて、この部分の異動等があればさらに想定される人数というのは低くなるかというふうに思います。

そうしますと、毎年40人の定住者ということであれば、その場合もしくは100人ぐらいのある程度の転入者がいなければ、これを確保するというこ

とができないという状況は目に見えて明らかであります。

その中で、生産人口も維持ということ、年少人口も維持していくということになれば、相当このまちづくりをする組み立てがやはり基本となるものがしっかりしていなければ、ここまで行き着かないのではないかなというふうに思います。

確かに、目標であるということであれば、そこに到達するかどうかという問題もありますが、少なくともここに努力を向けて、最善の努力をすることが行政にも私たちにも求められているのだらうというふうに思いますが、この点、活気のあるまちづくりだとか、支え合うまちづくりだとかいう構想でありますから、これから具体的な計画という形に向かうのだと思いますが、産業や農業、あるいは子育て支援、もしくは文化を支えるという点での地域のリーダーを生み出すという点での大まかなどいうところに力点を置いて、こういった目標を少しでも達成するのかという点で、町長自身が4次の計画の反省を踏まえて、どういう到達点に立っているのかという点をお伺いしておきたいと思えます。

また同時に、この計画の中では、絶えず前回も出てきているのですが、公平、公正、適正な負担の確立という問題があります。ここが私は最大の問題だと思います。あえてこれを載せなくても私はいいのだと思うのです。ここをこういう字句を挿入することに、これは国も同じなのです。これを一つとして住民に応分の負担ですと、町は住民とともにあるのですから、それなりの負担も必要です、それはわかっているのだらうと思うのですが、その状況判断というのが非常に大変なところがあると思えます。

私はあえて、これが載せることによって一方的な行政との関係をやはり断ち切るような状況もこの間、生まれてきているのではないかなと思います。

それは、一つを言えば、行政の制限条例の問題であります。これは、確かに一定の収納率も財政的な効果があったのかもかもしれません。しかし、そこには上下関係の下があると、いわゆる上に従わなければならないと、こういう条例ができたから、そういう自主的な町長が言う相互協力の関係が私はこういう条例の中では断ち切れてしまっているのではないかなというふうに思うのです。

そういう問題がある以上、この公平、公正、適正な負担の確立というのはどうなのかなというふうに思いますが、この点お伺いしておきたいと思えます。

また同時に、行政が指導しなければならないという時代は終わったということをおっしゃいますが、私はこれからまだあるのだらうというふうに思えます。

それはなぜ、私はそういうことを言うかといいますが、やはりそのときの流れというのがありますから、そこにどれだけ行政がやはりその流れを組んで、やはり新しい情報提供できるかどうかという問題です。また、その情報提供されることによって、住民が同時に行政に対してこうですよという、こうではないですかというような取り組みができるかどうかという問題でありますから、ここをきっちり区分けして、私は町長が言うように機械的な、行政的な、一方的な取り組みというのは、指導のやり方というのは終わったという。言うなればもっと緻密なやはり本当に血の通った行政の取り組みをする上では、本当に的確な情報を流して、まちづくりに参加できる仕組みをいかにつくるかという点でリーダーシップをさらに発揮するということが求められてくるのだらうと思うのですが、この点は町長はどのようにお考えなのか、どう思うのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、目標人口であります。これにつきましては議員御質問にありますように、我が町が抱えております駐屯地の問題、高等学校の問題、これらのものが変わることによって大きな人口減につながってまいります。

しかし、基本的には我が町の基幹産業農業と商工業、これと今、言う駐屯地の削減とは行政執行上、決して同じようなものではなくて、産業の振興、基幹産業農業も含め、商工業を含めた、観光業も含めた産業の振興という部分におきます人口の減というものは、これは行政として確保していくように努めなければならないし、そのための施策の展開というものをしなければいけないというふうに思っております。

今、議員の御意見にありましたように、4次の総計の目標に掲げました定住人口80人を確保することによって、1万2,500人の目標人口を確保するようということでありましたが、残念ながら毎年80人の定住人口を確保できず、40人そこそこの確保しかできなかったというようなことから、目標人口減少していったわけではありますが、これにつきましては、これからこの10年間の実績をもとにした推計として40名を確保して継続していくということで、1万1,900の目標人口を定めさせていただきました。

しかし、審議会でも答申に10項目加えられておりますように、駐屯地の問題等々が確定した段階において、目標人口の見直しを図るべきであるという

提言も答申の中でいただいておりますので、そういったことを含めおきながら今後の計画の中でもそういった対応を組み入れていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、公平、公正、適正な負担の確立であります。これにつきましてはわざわざここに4番目に入れることはないのではなかろうかということですが、私といたしましては基本的に議員と考え方が違うのかもしれませんが、義務を果たして責任を全うするというのが基本であるというようなことで、義務をお互いに果たし、協働のまちづくり、協働の行政執行していかなければならないというような観点からすると、それぞれに適正な負担のできるものは負担をしていただくということが、今後の行政執行における財政運営等々の中で、その負担というのは金銭的な負担ばかりではなくて、あらゆる面での公平な負担を確立していく10年間であってほしいなというふうに願っているところであります。

それからもう一つ、行政指導、議員もありますように情報の提供だとか、協働で対応していくとかということに対する行政の役割というのは、議員おっしゃるように率先して努めていかなければならないと私は思っております。

しかし、終戦後のように戦後行政が主導的にこれをしてやる、あれをしてやる、これをする、あるいは官指導においてあはする、こうするというところで、国民の意見も聞かずに、また、住民の意見も聞かずに行政があれをしてあげる、これをしてあげるというようなことで、行政の考えだけで、思いと行政指導でこれをする、あれをすると決めることは、私は時代に戻るべきでない。その事業を展開するためにおいても、やはり住民の意思、そういったものを十分に考慮しながら、協働で、行政と住民とが協働で対応していくということがこれから重要であると。

昔、終戦後のような行政指導、官指導、官僚指導と、そういう時代に戻すべきでないというふうに考えているということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） これより、起立により、採決をいたします。

本件に対し、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数により、本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 昼食前に引き続き、会議を再開いたします。

暑いので、上着を脱いでも結構でございます。

日程追加の議決

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第18号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第18号

議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第18号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま、追加日程で上程いただきました、議案第18号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の提案要旨につきまして、御説明申し上げます。

麻疹、はしか対策についてですが、昨年より、道内においても10代から20代の方に流行し、中学校等の休校が相次ぎました。5月に入り、本町においても複数の罹患者が確認され、児童生徒への感染拡大が危惧されています。

そこで、国がまとめた麻疹排除計画に沿って、5年間で予定していましたが児童生徒へのワクチン接種を緊急対応策として短期間に実施し、児童生徒の免疫力向上による罹患予防、蔓延のリスク回避を図るため、麻疹、風疹、任意予防接種費用助成事業とし

て対象者 893 名分の所要額として 797 万 5,000 円を予備費より計上したところであります。

それでは、以下、議案につきましては議決対象項目の部分について御説明申し上げます。

議案第 18 号平成 20 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）。

平成 20 年度上富良野町の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

4 款衛生費、797 万 5,000 円、14 款予備費、797 万 5,000 円の減、歳出合計がゼロ円となります。

2 ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でありますので、御高覧いただいていることで説明につきましては省略させていただきます。

これをもちまして、議案第 18 号平成 20 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 18 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

日程第 19 発議案第 1 号

議長（西村昭教君） 日程第 19 発議案第 1 号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1 番向山富夫君。

1 番（向山富夫君） ただいま上程いただきました、発議案第 1 号議員派遣の件につきまして、議案

の朗読をもって、説明とさせていただきます。

発議案第 1 号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己、同じく、中村有秀。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第 100 条第 12 項及び会議規則第 121 条の規定により、議員を派遣する。

記。1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進市町村調査。

（1）目的。分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

（2）派遣場所。札幌市、沼田町。

（3）期間。平成 20 年 7 月 1 日から 7 月 2 日、2 日間。

（4）派遣議員。全議員 14 名。

次に、2 番、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会及び議会広報特別委員会先進地市町村調査。

（1）目的。議会広報の向上発展に資するため。

（2）派遣場所。札幌市、道央方面。

（3）期間。平成 20 年 8 月中旬、3 日間でございます。

（4）派遣議員。議会広報特別委員、6 名。

以上でございます。

お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 発議案第 2 号

議長（西村昭教君） 日程第 20 発議案第 2 号郵政民営化見直しを求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました、発議案第2号郵政民営化見直しを求める意見の件を朗読をもって説明いたします。

発議案第2号郵政民営化見直しを求める意見の件。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

裏面をごらんいただきたく思います。

郵政民営化見直しを求める意見書。

136年にわたって国営の公共事業として、国民生活に不可欠なサービスを提供してきた郵政3事業は、平成19年10月1日に民営・分社化されました。

しかし、構造改革の本丸とされた郵政民営化法は、郵政金融のユニバーサルサービスと郵便局ネットワークの維持をめくり、一度は廃案になったもので、政府は平成17年の郵政国会で民営化でサービスは向上する、地方の郵便局は守る、郵便局ネットワークは維持すると答弁し、国民に約束、そのための努力を附帯決議に盛り込まざるを得ませんでした。

ところが、民営化後の地方紙には、郵政国会ではサービス低下はないと何度も約束したはずなのに、近くのポストが突然撤去された、集配も4回から1回に減らし、集配局を無集配局化したり、手数料を上げたことについてどう説明するのかとの声が掲載されるなど、政府のサービスの維持の約束は守られていません。

利用者の声が指摘するように、民営化に向けた効率化で全国1,048の集配郵便局の再編、統合が強化され、10月1日現在のATMの撤去が678台、簡易郵便局の閉鎖は417局に上り、ゆうちょ銀行のサービスの郵便小為替が10倍の手数料になるなど、軒並み引き上げられ、収集回数の削減や収集ポストの撤去が実施され、地方切り捨てが一層進みました。

道内では、平成18年春に446局あった郵便集配局のうち、141局で昨年秋の民営化までに集配業務は廃止され、窓口業務だけを行う郵便局になりましたが、計画ではさらに91局の集配業務廃止が言われており、地域の不安は高まるばかりです。

与党は、郵政解散による総選挙では民営化すれば村に若者が帰ってくる、村が活性化すると全国で大宣伝を行いました。が、現実に進んでいるのは一層の地域格差です。

郵政民営化法は、3年ごとの見直しを義務づけていますが、民営化の現実には郵便、金融のユニバーサ

ルサービスと郵便局のネットワークの分断を推進しています。3年ごとの見直しを待つまでもなく、直ちに見直しを図ることが政府の国民に対する責任です。

以下の事項について早期実施を求め、意見書を提出いたします。

記。1、郵政民営化実施を前後した郵便と郵便局サービスの実態を検証し、従来の郵政事業のサービスを低下させないように民営化を見直すこと。

2、法律に金融のユニバーサルサービスの提供義務を明記し、郵便貯金をどこでも安心して利用できるようにすること。

3、日本郵政株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険会社の株式について、国が保持し続けられるよう、株式売却を凍結すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣。

以上、説明を終わります。

審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 発議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第21 発議案第3号 国営造成農業水利施設等の着実な整備、維持、更新に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました、発議案第3号国営造成農業水利施設等の着実な整備、維持、更新に関する意見の件を朗読をもって説明をいたしたいと思っております。

発議案第3号国営造成農業水利施設等の着実な整備、維持、更新に関する意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

裏をごらんいただきたいと思います。

国営造成農業水利施設等の着実な整備、維持、更新に関する意見書。

北海道の水田地帯では、専門的な経営主体によるクリーンで効率的な農業が大規模に展開されていますが、良食味米の導入や作業機械の大型化に伴う代掻き期間の短縮、冷害対策として必要となる深水かんがいなどは、最近の稲作農業では不可欠な条件となっています。

また、畑作地帯においては、野菜の導入、収量品質や営農の自由度の向上を図るため、畑地かんがい施設の整備需要が高まっています。

このために、新たに必要となるかんがい用水は国策である北海道開発の一環として、国営土地改良事業により建設されたダムなど、多くの基幹的な農業水利施設があって、初めて地域に確保されるものであります。このような整備の積み重ね成果として北海道は、我が国の食料自給率の向上に大きな役割を果たしています。

ところが、最近の新聞報道によると、本来、国の施策として行われるべき大規模な土地改良事業までもが地方に業務移管すべきと報道されております。

しかしながら、国際的な経済情勢や気象条件が厳しく変動している状況にあって、国民に安全、安心な食料を安定的に供給すること及びその条件を整えることは国の責務であると考えております。

これに加え、北海道農業の将来を考えると、国営土地改良事業により整備された農業水利施設等の老朽化は避けられない課題です。

将来とも十分な施設機能を発揮できる状態を保ち、国民への食料供給という役割を果たすためには、これら国営造成施設等を着実に整備、維持、更新することが重要であり、その業務は当然、国の責任として引き続き国営土地改良事業として実施すべきものと考えます。

よって、以下の事項を強く要望いたします。

記。1、国営土地改良事業制度は、国の責務として今後とも確保すること。

2、上記に必要な体制を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先として、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、北海道知事。

以上、説明を終わります。

審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 発議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第22 発議案第4号 J R不採用問題の早期全面解決を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました、発議案第4号 J R不採用問題の早期全面解決を求める意見の件を、朗読をもって説明したいと思っております。

発議案第4号 J R不採用問題の早期全面解決を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

裏をごらんいただきたいと思います。

J R不採用問題の早期全面解決を求める意見書。

国鉄の分割・民営化が実施され、既に21年が経過いたしました。この不採用問題が長期化していることは憂慮すべき実態です。

平成5年12月、最高裁判所が国鉄の採用候補者名簿の作成に当たり、不当労働行為があったとするならば、国鉄として国鉄を引き継いだ清算事業団がその責任を免れないとの判断を下しました。

平成17年9月15日には、東京地方裁判所が鉄建公団訴訟判決の中で、採用に当たって不当労働行為があったとして、司法の場で初めて不当労働行為を認め、慰謝料、期待権の侵害の請求を求める判決を下しています。

さらに、ILO国際労働機関は、平成18年11月15日、日本政府に対し、この長期化した労働争議を関係当事者すべてが満足する解決に到達させる観点から、このようなILO援助の受け入れを真剣に検討するよう要請すると7度目の勧告を出しています。

このような状況下で、問題解決を見ることなく、他界した当事者は47名を数え、家族を含め塗炭の

苦しみにあえいでいる実態をかんがみると、人道的見地からも、これ以上の長期化は避けなければなりません。

よって、国においてILO条約の批准国の一員として、勧告を真摯に受けとめ、問題解決に向けてすべての関係者と話し合いを早期に開始するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先として、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣。

以上で、説明を終わりたいと思います。

審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 発議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第23 発議案第5号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番渡部洋己君。

11 番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました、発議案第5号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見の件を、朗読をもって説明をいたしたいと思います。

発議案第5号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

裏をごらんいただきたいと思います。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し、強い期待が寄

せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林、林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業はいわゆる行政改革推進法（平成18年6月）に基づき、業務、組織の見直しが予定されており、また、旧緑資源機構は独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）に基づき、平成19年度末で解散し、水源林造成事業等は森林総合研究所に継承させる措置が講じられたところである。

今後の林政の転換に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業、木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請する。

以下の事項について、早期実施を求め意見書を提出します。

記。1、森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに、林業、木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担権限措置による森林経営意欲の創出。

2、緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的、安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業、木材産業の振興。

3、水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保。

4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林、林業における担い手の育成と地域活性化への寄与。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上、説明を終わりたいと思います。

審議いただきまして、お認めくださいますようお願い

願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 閉会中の継続調査申し出の件

議長（西村昭教君） 日程第24 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申し出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） これにて、平成20年第2回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時29分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年6月18日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 村 上 和 子

署名議員 岩 田 浩 志